

論文要旨

平成 16 年 3 月広島大学大学院社会科学研究科修了 小崎貴之

近年の税制改革における議論において消費税の増税が取り上げられることが多い。しかし、その議論において、現在の税制の制度的欠陥を差し置いてのものとなっていることは問題である。そして、間接税主体だと負担感の希薄さから財政錯覚を助長しやすいといわれることから、情報開示を徹底し、国民がわが国の現状を正しく理解する必要がある。

税制改革にあたり、つまりは納税者の意識を高める必要がある。ただ増税ありきでは、国民と税制との距離は隔たれたままであろう。昨今いわれる、公平、中立、簡素の租税原則に基づき、制度、法的枠組み等を整理していくべきである。国民が自国の将来設計を描くために、財政の健全化を図ることは当然のことであろう。その意味で、現在の税制の制度的瑕疵を整理し、現在の受益、負担ギャップを解消していく必要がある。

このように、全体として、わが国の危機的財政状況と税制改革の必要性を示し、税制改革の前提として現行の税制の基本的機能を取り戻す必要性を示唆することがこの論文の狙いである。

本稿においてはわが国の危機的状況の下、税制改革を含めドラスティックな構造改革の必要性を確認してきた。わが国の財政状態は非常に疲弊しており、このままでは財政破綻の憂き目にあうことになるであろう。しかし、それも財政規模の縮小と税制の簡素化に伴う増税または税率の引き上げによる増税により回避することができる。必要なことは、取りやすいところから取るという安易な発想からの税率引き上げの前に、既存の歪んだ税制を整理し、課税ベースの拡大に伴う増税を期待すべきであり、その上で最適な tax mix を検討すべきであろう。

本稿では、第 1 章において現在の日本を取り巻く財政環境を、主に中央政府に視点を当て取り上げた。歳入歳出構造、国債債務残高、社会保障の現状、国税の状況、国民負担の現状などを具体的な数値例を踏まえて整理することで、現状の日本の疲弊した財政状況、問題点を浮き彫りにした。続く第 2 章において、近年の税制改正の基礎的枠組みとなる租税原則、税徴収の裏づけたる租税法律主義の考え方及び公平性を税務執行面から支える租税正義の考え方について、そして税制の枠組みの様々な捉え方を整理した。これらにより危機的状況のわが国財政の抜本的改革のために、本稿でのテーマである税制改革を用いて解決を試みるという、税制改革をするうえでの基準を示した。第 3 章においては、個別的

に、所得税及び消費税の概要及び計算の仕組みを整理し、それぞれの持つ課題点を示した。これにより税制改正を提案する上での基本知識及び問題点の整理が出来たと思われる。第4章においては、具体的にシミュレーションを行うことで、財政規模の縮小及び増税の必要性を示唆し、また、第5章において個別に税制の整理を提案しジニ計数を用いてその効果を検証することで、租税原則に資する税制改革の一案を示せたことと思われる。第6章においては、本稿で取り上げるに至らなかったものの、重要な論点として税制改革を語る上では不可欠な要素を整理した。これにより今後の課題点及び他の論点を示すことが出来たと思われる。

本稿の目的はもとより tax design ではなく、tax reform を示すことにあった。その上で、本来であれば、財政構造改革、社会保障制度改革、国・地方間の財源移転制度の抜本的改革と一体的にとらえ、改革の整合性を確保することで、現実的な改革案の提示をすべきであった。しかし、本稿では最も議論が多く、また家計を代表する所得税と消費税のみを取り上げるにとどまった。今後の課題としては、日本のマクロに大きな影響を与える法人税等を含めた消費税の問題、平成 15 年度の税制改正で大きな改正点を含む相続税を中心とした資産課税等の問題、社会保障の問題なども含めた総合的なアプローチが必要であると考えられるであろう。

本稿で財政改革の必要性と、その手段としての税制改革を、ただの税率増による増税ありきでは無く、既存の制度の整理等によることで、税制本来の持つ機能を回復することが何よりも先決であることを示せたなら幸いである。

以上 (1,677 文字)

平成 15 年度修士論文

課税制度の本源的機能の回復・強化

一税制改革へのアプローチ

広島大学大学院社会科学研究科

木下 貴之

目次

図表索引

序章　～日本経済の展望と税制改革の必要性～	1
-----------------------------	---

第1章　日本財政の総合的把握	6
----------------------	---

1.平成15年度歳出及び歳入	6
2.国債発行	8
3.地方財政の状況	12
4.財政の硬直化	12
5.国民負担率の在り方	13
6.社会保障と少子高齢化	15
7.歳入構造の国際比較	16
8.プライマリーバランス	19
9.国税滞納状況	20
10.まとめ	21

第2章　税制改革の在り方	23
--------------------	----

第1節　租税原則	23
----------------	----

1.公平の原則	25
2.中立の原則、活力の原則	28
3.簡素の原則	29

第2節　課税の区分	30
-----------------	----

1.所得・消費・資産に対する課税のバランス	30
2.応能課税・応益課税	33
3.直接税・間接税	35

第3節　租税正義と課税の公平	38
----------------------	----

1.租税法律主義と法治主義	38
---------------------	----

2.租税法律主義の内容	38
3.税務行政および納税者の義務・権利	39
第3章 現行税制における状況と課題.....	41
第1節 所得税	41
1.所得税の概要	41
2.所得税の計算の仕組み	42
3.所得税の問題点	47
第2節 消費税	50
1.消費税の概要	50
2.消費税の計算の仕組みと問題点.....	51
3.消費税の問題点	59
第3節 15年度税制改正のポイント～租税原則に照らして.....	62
1.平成15年度税制改正.....	62
2.平成15年度税制改正の効果.....	65
第4章 供給側モデルによる財政・経済シミュレーション	67
第1節 政策の維持可能性	68
1.モデル	68
2.パラメータ	69
3.オペレーション	70
4.結果及び考察	75
第2節 所得課税と消費課税の対比 ～消費税の distortion～	76
1.基礎的条件.....	76
2.安定性条件.....	78
3.政府支出の長期乗数	81

第5章 税制改革シミュレーション～税制改革の個別的例示～	86
第1節 所得税(人的控除の整理)	86
1.人的控除の整理	86
2.所得税改革案の前提	87
3.具体的例示	88
第2節 消費税(益税問題)	91
1.益税問題	91
2.消費税改革案の前提	92
3.具体的例示	92
第6章 税制改革におけるその他の課題	102
第1節 今後の課題及び改善点	102
1.法人税の課題	102
2.相続・贈与税の残された課題	105
3.社会保障の課題	106
第2節 納税環境の整備	108
1.納税者番号制度の検討の必要性	108
2.電子申告制度	111
結びにかえて	112
Appendix I	115
Appendix II	116
Appendix III	122
Appendix IV	128
参考文献一覧	130

図表索引

図 1-1	平成 15 年度歳出(予算ベース)	7
図 1-2	一般会計歳出 時系列	7
図 1-3	平成 15 年度歳入(予算ベース)	8
図 1-4	国債発行額	10
図 1-5	国債残高の推移	11
表 1-1	国及び地方の長期債務残高	12
図 1-6	一般会計歳出中に占める国債費等の割合の推移	13
表 1-2	潜在的国民負担率	14
図 1-7	潜在的国民負担率	15
図 1-8	租税負担及び社会保障負担の国際比較	17
図 1-9	社会保障給付費見通し	18
表 1-3	課税最低限の国際比較	19
図 1-10	プライマリーバランス	20
表 1-4	国税滞納状況	21
表 2-1	課税のメリット・デメリット	32
表 3-1	限界税率表	44
図 3-1	所得税額計算の流れ	45
図 3-2	限界税率ブラケット別納税者数割合	48

図 3-3 多段階累積控除	52
表 3-2 消費税の非課税取引	56
表 3-3 みなし仕入率	59
表 3-4 平成 15 年度税制改正点	63
図 3-4 配偶者控除	64
表 3-5 平成 15 年度税制改正による税収増減見込み額	65
図 4-1 国債残高	72
図 4-2 国債残高対 GDP 比	72
図 4-3 税収	73
図 4-4 租税負担率	73
図 4-5 プライマリーバランス	74
図 4-6 全生産性要素(TFP)	74
図 4-7 安定性の条件	79
表 4-1 所得税と消費税比較表	84
図 5-1 10 分位所得階級別の平均所得のジニ係数	88
図 5-2 10 分位所得階級別の所得税のジニ係数（課税後）現行	89
図 5-3 10 分位所得階級別の所得税のジニ係数（課税後）平成 16 年度～	89
図 5-4 10 分位所得階級別の所得税のジニ係数（課税後）改革案	90
図 5-5 所得課税における租税負担率の変化	91

図 5-6 消費税率 5% の場合	93
図 5-7 消費税率 8% の場合	94
図 5-8 消費税率 20% の場合	94
図 5-9-1 消費課税における租税負担率の変化①	95
図 5-9-2 消費課税における租税負担率の変化②	95
表 5-1 簡易課税制度適用数	97
表 5-2-1 みなし仕入率適用額より実際課税仕入高の方が少ない場合	98
表 5-2-2 みなし仕入率適用額より実際課税仕入高の方が多い場合	99
表 5-3 仕入税額控除の計算	100
表 5-4 消費税の総額表示	100
表 6-1 平成 15 年度税制改正 法人税	104
表 6-2 平成 15 年度税制改正 相続税	106
表 6-3 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較	110

序章 ～日本経済の展望と税制改革の必要性～

日本経済はバブル崩壊後、失われた 10 年とも云われる長きにわたり低迷を続けている。この間、戦後の日本経済を支えてきた年功序列、終身雇用といった日本的雇用慣行やシステムに軋みが目立ち始め、国民の経済社会の先行きに対する見方に閉塞感が広がっている。政府は 90 年代の経済低迷に対処して、度重なる景気対策を行って、公共投資などの政府支出を拡大してきた。その結果がどうだったのかといえば、低成長や所得税等の減税により税収が落ち込むとともに、財政赤字は大幅に拡大し、また、それを補填すべく国債の発行残高も増加の一途をたどることとなった。しかし、民間需要の持続的な回復にはつながらず、期待されたほどの効果を得ることは出来なかったのは周知のとおりである。

近年、わが国の財政が危機的状況にあると言われ続けて久しい。政府の歳出構造は社会保障費や国債関係費のために硬直化し、歳入はといえば、長引く不況のため税収の大幅な減収に喘いでいる。経済社会の多様性、国際化の流れから、戦後経済の好不況の波と、近年の不況はビジネスサイクルが異なると考えられる。わが国は過去の負債から巨額の財政赤字を抱え、長期的には少子・高齢化社会に向けて、今後ますますの財政の逼迫も容易に予想される。

政治的要因として、この不況下において国民に負担を求めることは困難であるといわれるが、財政健全化のためには増税も避けては通れないだろう。国民の consensus を得るために、政府が無駄を減らす必要があることはいうまでもない。また、税務当局も徴税の徹底、効率化を図り、税制本来の持つ機能を取り戻す必要がある。

近年の税制改革における議論において消費税の増税が取り上げられることが多い。しかし、その議論において、現在の税制の制度的欠陥を差し置いてのものとなっていることは問題である。そして、間接税主体だと負担感の希薄さから財政錯覚を助長しやすいといわれることから、情報開示を徹底し、国民がわが国の現状を正しく理解する必要がある。

税制改革にあたり、つまりは納税者の意識を高める必要がある。ただ増税ありきでは、国民と税制との距離は隔たれたままであろう。昨今いわれる、公平、中立、簡素の租税原則に基づき、制度、法的枠組み等を整理していくべきである。国民が自国の将来設計を描くために、財政の健全化を図ることは当然のことであろう。その意味で、現在の税制の制度的瑕疵を整理し、現在の受益、負担ギャップを解消していく必要がある。

先の平成 15 年度の税制改正において、大幅な改正が行われた。本稿においてはこの効

果についても触れている。また、当然のことながら未だに残された課題についても指摘していく。本稿では、税制の中で特に議論に取り上げられることの多い、所得課税及び消費課税において考察する。

少子・高齢化の進展により、21世紀のわが国は超高齢・人口減少社会を迎える。長寿化と少子化の進行により、わが国はこれまでも世界の主要国に例を見ない速さでの高齢化を経験してきた。今後もこの傾向は続き、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた2015年頃には国民の4人に1人が高齢者となり、また、人口は2006年をピークに減少に転じると見込まれている。わが国の人口は、明治以来、終戦を迎えた1945年を除き、一貫して増加を続けてきた。それが、遅くとも2007年にはピークを迎え、以後、長期にわたり、減少が続く。これまで日本の経済社会が発展してきたシステムの基盤にあった人口増加、社会の拡大という前提が、大きく崩れることになる。

日本の経済社会は、総人口がピークを打つのを転機に、システム全体を大きく転換せざるを得なくなっている。総人口が減少過程に入っていくなかで、活力と魅力溢れる社会を実現していくためには、大幅な制度の改革が必要である。

これまで、既存制度の維持とそれに伴う既得権益の保護と負担の先送りは、人口が増大し、経済社会が拡大するなかで吸収することができた。しかし、人口が減少していくなかで、従来の制度、思考方法に囚われていれば、すべてのツケは将来世代に重くのしかかることになり、将来を担うべき若い世代、企業の活力を大きく削ぐことになる。

われわれが今なすべきことは、既存の制度をあらゆる角度から見直し、それらが人口減少時代においても持続可能な制度になるように再構築することである。その意味から、まず必要であるのは、国・地方を通じた徹底的な行財政改革により歳出入ギャップを縮小することであり、併せて個人や企業がその潜在的な力を十分に発揮できるような税制基盤を整えることである。

少子・高齢化に伴う労働力人口の減少や貯蓄率の低下を要因とする経済成長率の低下、現役世代の社会保障の負担増などに対する懸念から、今後の少子・高齢社会を悲観的にとらえる見方もある。しかしながら、様々な分野における構造改革を推進することにより、経済規模が人口減少に伴い縮小しても一人当たりで見ればより豊かな社会を築くことも可能はずである。

技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な財政基盤の構築など取り組むべき課題は山積しており、今後のわが国を支える諸制度を再設計する

ことが重要である。その大きな役割を担うものとして税制についても多くの議論がなされている。それらは大まかに以下の3つの視点に基づいているといえよう。

① 所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系

今後の高齢化の進展に伴い社会保障などの公的サービスの増加は避けられないと見込まれる。財政が国・地方を通じて極めて厳しい状況にある中、国民は将来の税負担や社会保障負担の増加について先行き不透明感を抱いている。わが国の経済の活性化のため、将来にわたり持続可能な財政構造の構築が必要である。そのためには、社会保障を含む歳出面での徹底した改革とともに、税制面では、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系に配意しつつ課税制度の整理・修正を行い、必要な公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が重要となる。

② 税負担の公平

これからの負担増について国民の理解を得ていくには、税負担の公平を確保することが重要となる。

最近の高齢者は、積極的に社会活動に参画し経済的にも現役世代と遜色のない者がいる一方で、健康状態が優れず経済力が低下した者もいるなど極めて多様な姿となっている。今後の少子・高齢社会では、こうした高齢者の多様性を踏まえ、年齢だけを基準に画一的・固定的に高齢者を取り扱う発想からの転換が求められている。他方、現役世代は、右肩上がりの経済の終焉とともに経済環境が激変し雇用不安や賃金の低迷などの困難に直面している。

わが国では高齢者と現役世代の比率が1:3.6(2000年)から1:1.9(2025年)へと急速に変化する。このような状況の下で、今後急増が見込まれる社会保障などの公的サービスにかかる費用の負担を大幅な賃金上昇が期待できない現役世代に求める構造を維持した場合、将来の現役世代の負担が過重となり社会の活力の発揮は期待しがたくなる。

こうした中、税制面では、低所得者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要となる。そうすることにより、世代間の公平とともに高齢者間の公平の確保にも資することとなる。

消費税は水平的公平に資する税としていわれる。これは均一税率のため、同じ支出に同じ税額を課するためである。また、所得税はその累進構造ゆえに垂直的公平に資するといわれる。今後のわが国の経済環境を加味しながら、国民の consensus を得る税制を構築するためには、実感の伴う公平性が必要となる。その意味で、税制の改正は喫緊の課題といえるだろう。

③ 中立的な税制、簡素で分かりやすい税制

高齢化・成熟化するわが国経済社会を活力にあふれるものとするには、個人や企業が潜在力を十分に発揮できる社会を築く必要がある。このため、生涯現役社会や男女共同参画社会の構築に向けて、能力と意欲のある高齢者や女性の社会参画を妨げない制度づくりが重要な課題となっている。また、高齢者の役割が高まる今後の社会では、民間非営利活動には新たな活力の源泉として高い期待が寄せられている。さらに、人口減少社会で経済的な豊かさを実現する鍵となるのが生産性の向上であり、生産活動の主役である企業が今後ともグローバル化等の構造変化に対応し柔軟に活動できる環境を整備していくことが必要となる。税制面では、個人や企業の活力を引き出す観点から、個人の就労や企業の選択を歪めない中立的な税制、簡素で分かりやすい税制を基本としつつ、今後とも構造改革を促進し経済社会の活性化を図るために必要な対応を行うべきである。

これらの視点を踏まえれば、将来の少子・高齢社会を支える税制の構築に当たっては、個人所得課税の基幹税としての機能を回復すること及び消費税の役割を高めていくことが基本となる。このような改革は、国民の負担増を伴うものであり、国民の理解を得るには、徹底した歳出削減、行政改革を断行するとともに、とりわけ税制上の歪みや不公平の是正といった観点に立って取り組むことが肝要である。以下、本稿において、このような基本認識の下、税制の課題について取り組む。

本稿の構成としては、まず第 1 章で日本の財政状況と税制改正の必要性を考える。具体的には、中央政府の現状と、財政を取り巻く環境を整理する。第 2 章において、税制改正の必要性を認識した上で、どのような税制改正のあり方が望ましいのか、という本稿における基本スタンスを示す。具体的には、近年の税制改正を議論するうえでの基本原則たる

租税原則の整理を、また、税制を考える上での課税の区分の整理を、最後に税制に伴う法的整備とその内容について整理する。続く第3章において、現行の日本の税制度の整理及び問題点の列挙を、また、平成15年度の大幅な税制改正の概要及び効果を整理する。そして、第4章と第5章で実際に今後の予測及び税制の枠組みの整理案をシミュレーションすることで、税制改正の必要性及び効果を確かめる。第6章においては、本稿で取り上げるには至らなかったものの、今後の税制改革及び税制自体を考察するに非常に重要であるものとして、法人税及び相続税の平成15年度税制改正の整理及び今後の課題の提示を行う。

このように、全体として、わが国の危機的財政状況と税制改革の必要性を示し、税制改革の前提として現行の税制の基本的機能を取り戻す必要性を示唆することがこの論文の狙いである。

第1章 日本財政の総合的把握

本章では日本財政の現状を把握し、危機的状況下にあることを再認識することを目的とする。その上で、税制改革の必要性を確認するために、現在の日本の財政状況及び税負担の状況を整理する。

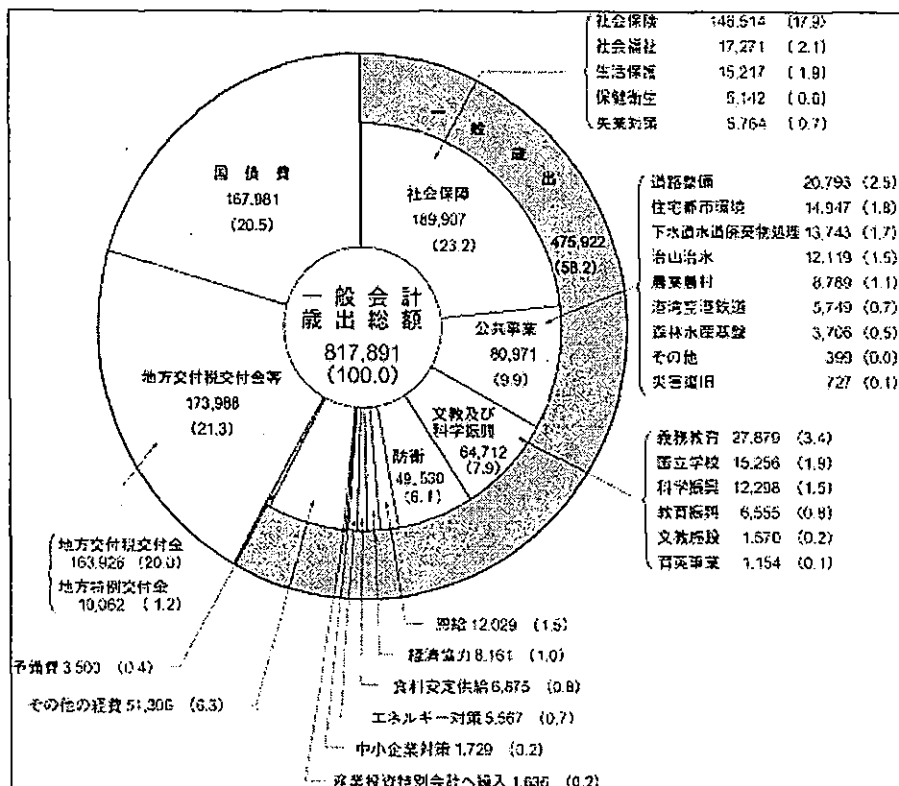
税制改正を中心に論議を進めることから、主に中央政府の議論を中心に、危機的状況といわれる財政状況及び税負担の状況が、実際にはどのような状況下に置かれているのかを個別的に示していくことで、税制改革の必要性を裏付けていく。

1. 平成 15 年度歳出及び歳入

まず始めに、わが国財政の根幹である予算編成に着目してみる。図 1-1 はわが国の平成 15 年度一般会計予算における歳出の内訳を示すものである。わが国の平成 15 年度一般会計予算における歳出は約 82 兆円となっている。そのうち国債費は約 16.8 兆円(約 20%)、地方交付税交付金等は約 17.4 兆円(約 21%)を占めている。一般会計歳出から国債費、地方交付税交付金等を除いたものを「一般歳出」といい、この額は約 48 兆円となっている。そのうち社会保障費は約 19 兆円(約 23%)と一般歳出において大きなウェートを占めている。また、図 1-2 は歳出の年代別データ及びその対 GDP 比を示すものである。

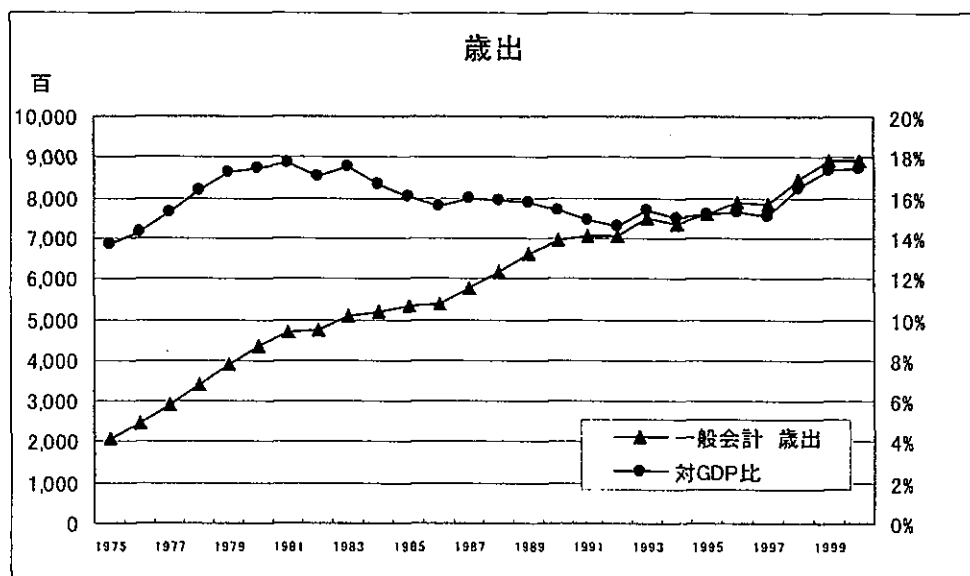
これらからいえることは、わが国は政府の役割が大きく、歳出の規模が順調に拡大してきたということである。今後の高齢化社会に向け、ある程度の支出増は避けられないと予想されることから、プライマリーバランスの均衡のためには、一般歳出の他の支出を極力削減していく姿勢が必要となるであろう。また、国債費の規模が大きく、財政の柔軟性を逼迫していることから、国債に関して抜本的な改革が必要であることがいえるであろう。

図 1-1 平成 15 年度歳出(予算ベース)



注) 財務省(<http://www.mof.go.jp>)より転載

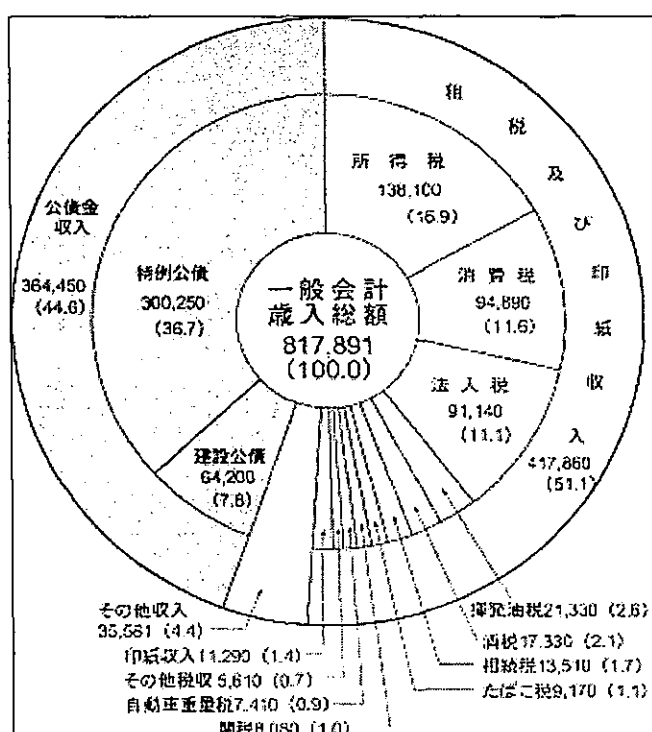
図 1-2 一般会計歳出 時系列



注) 内閣府『国民経済計算年報』, 財務省『財政統計』, 『財務省資料』より作成

図 1-3 は平成 15 年度一般会計予算における歳入である。平成 15 年度一般会計予算における歳入のうち約 5 割が租税および印紙収入で賄われているに過ぎず、残りのうち約 36 兆円(約 45%)は特例国債及び建設国債の国債金収入に依存している。租税の内訳としては、所得税が約 14 兆円(約 17%)、消費税が約 9 兆 5000 億円(約 12%)、法人税が約 9 兆円(約 11%)となっており、平成元年に創設された消費税はもはや基幹税の一つと呼ぶにふさわしいといえる。

図 1-3 平成 15 年度歳入(予算ベース)



注) 財務省(<http://www.mof.go.jp>)より転載

2. 国債発行

① 財政法と国債発行の禁止

第二次大戦後、わが国は激しい悪性のインフレーションに見舞われた。このような悪性インフレーションをどのようにして終わらせるかが、戦後財政の大きな課題の一つであった。

その対策は、特に国債に関していえば、昭和 22 年の公債、借入金の原則禁止であった。

②建設国債主義

政府は、昭和 22 年「財政法」により長期債や借入金を制限した。「財政法」第 4 条によれば「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」としている。いわゆる建設国債の原則と呼ばれるものである。公債収入を社会資本の整備などの建設的なものに使用すると、国の生産力を増加し、更に将来にわたってその設備から国民が便益を享受することが出来る。そうすれば国民の貯蓄をその場限りの消費に使わないで、国民経済の発展に役立てることが出来るし、また財政の節度を守ることも出来るからである。

③市中消化の原則

「財政法」第 5 条では「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」と規定し、建設国債を発行する場合にも、これを日本銀行に引き受けさせることを、原則として禁止している。あくまで市中消化の原則により、国民貯蓄の範囲内で国債の発行消化を図ることにしている。

財政法によって建設国債主義、市中消化の原則を規定したのは、国債の発行に歯止めを置くためであり、国債の発行が赤字国債の発行にまで及ぶことを警戒したためである。国債の発行が赤字国債にまで及ぶと財政支出が放漫になり、その結果インフレーションを招き、財政の健全性が損なわれるばかりか、世代間の公平を害すると考えられたからである。

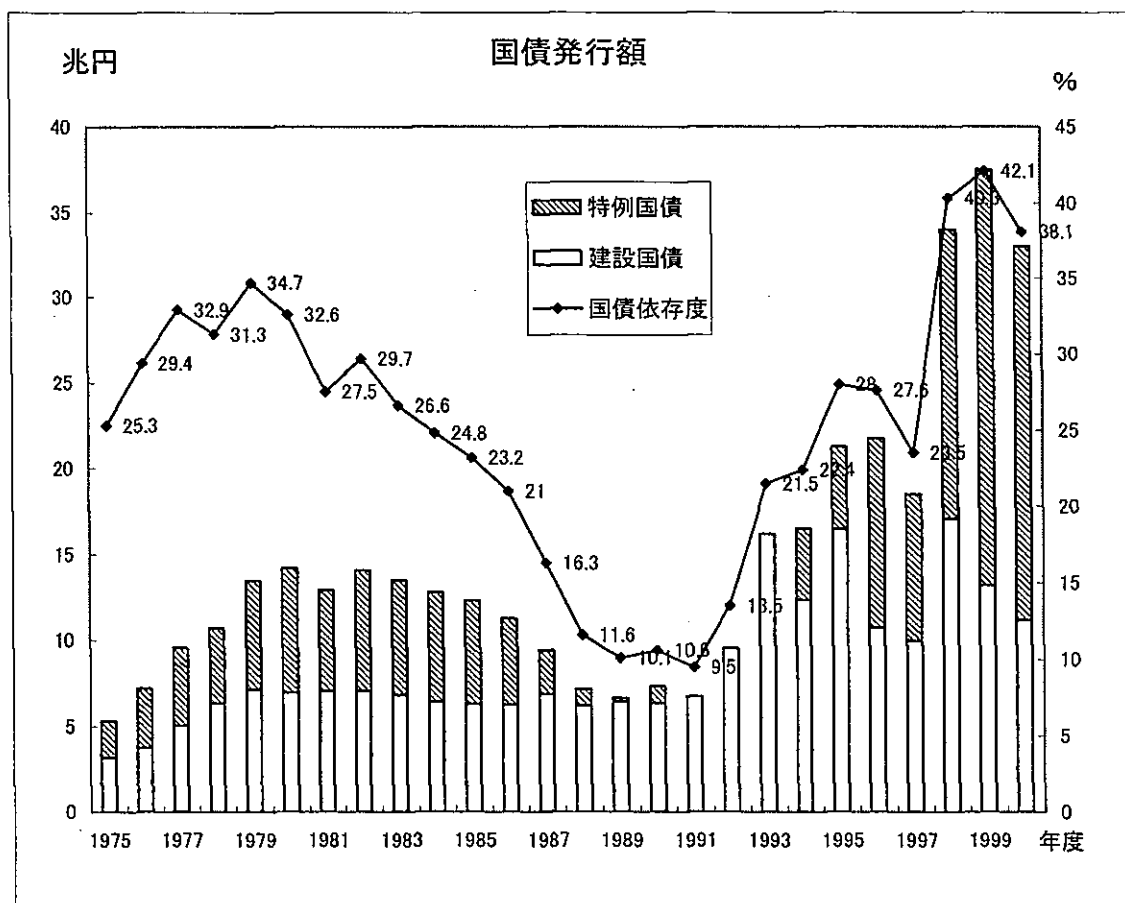
わが国の国債発行は当初のスタンスを大幅に崩しつつある。国債に関わる諸問題は、今後の財政運営にとっても大きな課題である。以下において国債残高の累増の問題について触れる。

近年の厳しい経済情勢を踏まえ、景気回復を最優先とした財政運営を行ってきた結果、国債発行額は平成 11 年には過去最高の 37 兆 5000 億円となった（図 1-4）。平成 14 年の国債発行額も 30 兆円枠を掲げたにもかかわらず¹、結局は補正予算等を経て 35 兆円

¹ 公債発行額 平成 14 年当初 30 兆円 補正後 34.96 兆円

にものぼり、続く平成 15 年においても 30 兆円の枠に収まることはなかった（図 1-4）。依然としてわが国の財政は非常に厳しい状況にあり、歳出総額のうち国債発行によって賄われている割合を示す国債依存度は過去最大の 44.6% となった。

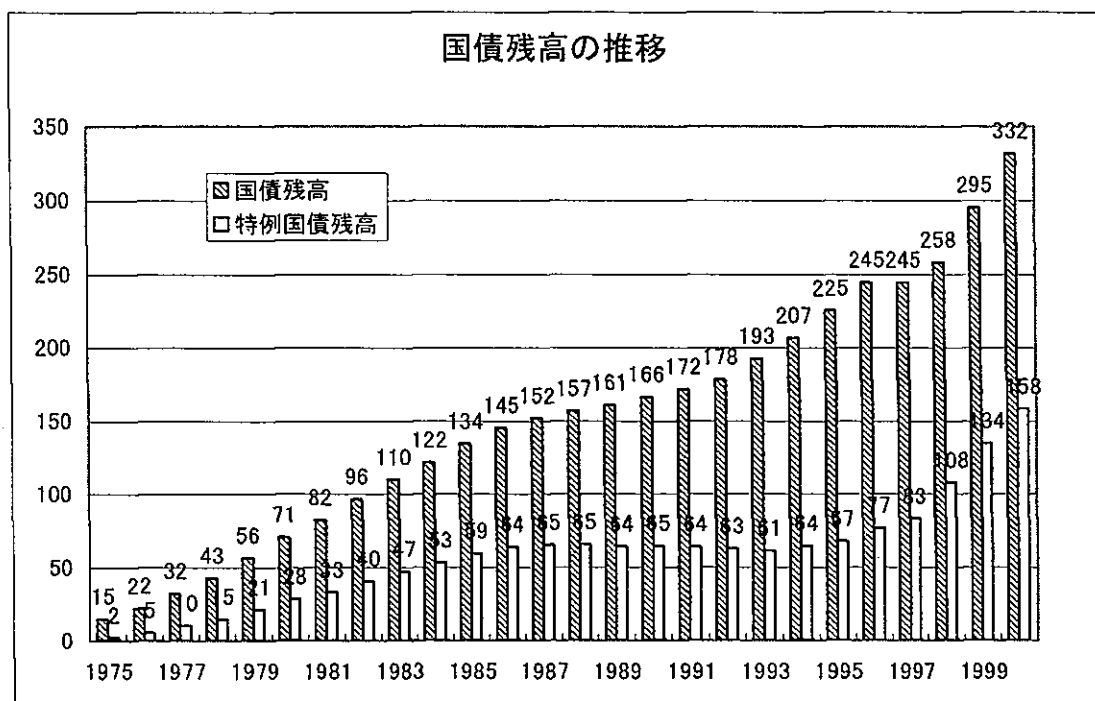
図 1-4 国債発行額



注) 内閣府『国民経済計算年報』, 財務省『財政統計』, 『財務省資料』, 日本銀行『金融経済統計月報』より作成

連年の国債発行によりわが国の国債残高は年々増加の一途をたどっている。平成 15 年度末の国債残高約 450 兆円にもなると見込まれている（図 1-5）。これは近年のわが国の国内総生産(GDP)に迫る勢いである。

図 1-5 国債残高の推移



注) 内閣府『国民経済計算年報』, 財務省『財政統計』, 『財務省資料』, 日本銀行『金融経済統計月報』より作成

債務が急増したのは、バブル崩壊後の景気低迷から脱却するために財政出動を繰り返してきたことが大きい。政府は公共事業の追加を柱とする景気対策を何度も打ち出したが、景気の回復力は鈍く、債務だけが積みあがる結果となった。

政府はこうした路線を修正し、公共事業ではなく税制改革や規制改革で経済を活性化する方向に転換した。しかし、少子高齢化に伴い増え続ける社会保障関係費など大胆な歳出削減に踏み込まず、財源不足を補う新規国債の発行額はいっこうに減らないのが実情となっている。

政府の債務増大は財政運営への信頼を損ね、国債価格の急落といった市場混乱の要因ともなりかねない。政府は債務膨張に歯止めをかけるため、2010 年代初頭にプライマリーバランス(国債の発行収入と元利払いを除いた財政の基礎的収支)を黒字化する目標を掲げているが、歳出の削減だけで実現するのは難しく、国民に増税を迫る必要性があると思われる。

3.地方財政の状況

わが国の財政の維持可能性を論議する上で、地方財政の置かれている状況を鑑みる必要があるだろう。先の歳出の項目でも確認したように、わが国の歳出におけるいわゆる地方への仕送りである「地方交付税交付金」の額は大きく、地方財政の置かれている状況を見無視して、中央政府のみを考察することは木を見て森を見ずということになりかねないからである。

表 1-1 国及び地方の長期債務残高

	1993 年度	1998 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度
地方	91 兆円	163 兆円	188 兆円	194 兆円	199 兆円
国・地方	333 兆円	553 兆円	673 兆円	657 兆円	686 兆円

注 1) 財務省 HP(<http://www.mof.go.jp>)より加筆・修正

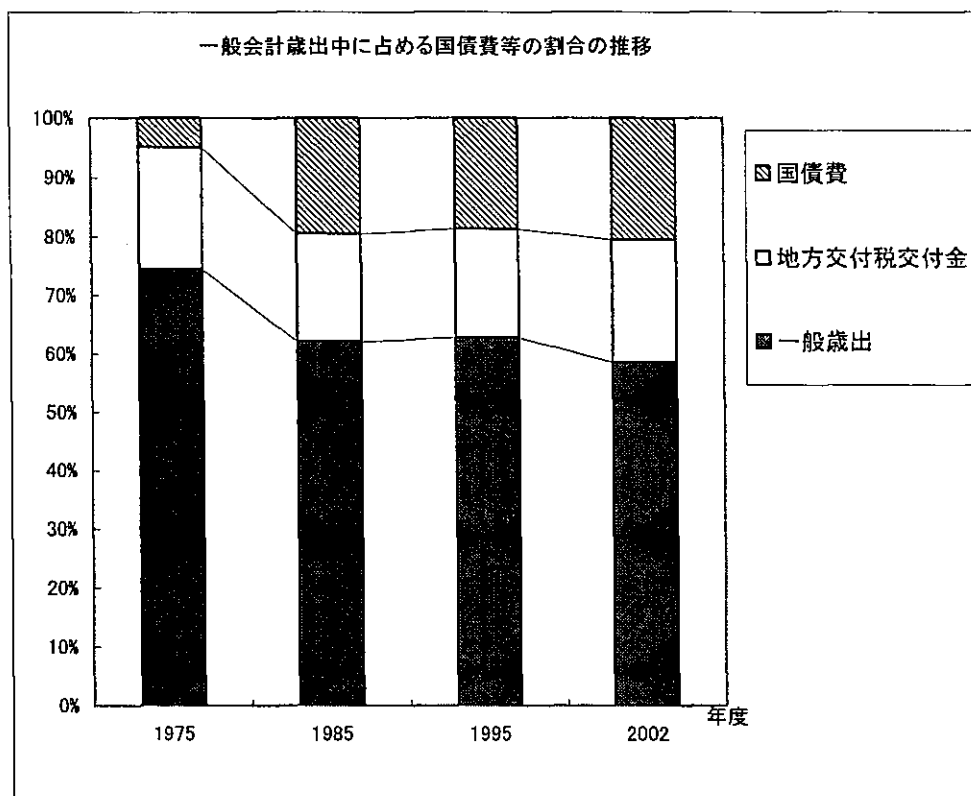
注 2) 2003 年度は予算ベース

表 1-1 は国及び地方の長期債務残高を示すものである。これを見ても明らかなように、地方政府の債務残高も中央政府に匹敵するほどの大きさであり、国と地方を合わせると巨額の債務を負っていることになる。今後のわが国の財政の持続可能性を検討する上で地方政府の存在は大きく、地方自治のあり方についても多くの検討を要するといえる。

4.財政の硬直化

歳出面では、急速な人口の少子・高齢化に伴う社会保障費の高騰やバブル崩壊後の度重なる経済対策の実施によって、一般会計歳出の規模が増大しているなかで、一般会計における歳出総額と税収等、歳入総額のギャップの拡大による公債の累増に伴い一般会計歳出に占める国債費の割合が増大していることにより、政策的な経費である一般歳出が逼迫され割合が大幅に低下し、財政が硬直的になり対応力が失われつつある（図 1-6）。

図 1-6 一般会計歳出中に占める国債費等の割合の推移



注) 内閣府『国民経済計算年報』, 財務省『財政統計』, 『財務省資料』, 日本銀行『金融経済統計月報』より作成

今後も進む少子高齢化のため、社会保障関係費の増大は容易に予想され、歳出の大きなウェイトを占めることとなるであろう。その意味においても、公債関係費による財政支出の圧迫、硬直化は、健全な財政運営確保のためにも避けねばならず、プライマリーバランスの均衡または黒字化は重要な課題である。

5. 国民負担率の在り方

国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合の合計を国民負担率²と呼ぶ。近年はこれに加え、潜在的国民負担率として国民負担率に財政赤字対国民所得比の割合を加えたも

² 国民負担率は租税負担率 + 社会保障負担率で定義される

のを用いることが多い。現在、わが国の潜在的国民負担率は、主要先進国と比較すると低い水準にあるが³、これは現世代が受益に応じた租税負担を行わず、財政赤字という形でその負担を将来世代へ先送りしているためであり、世代間の受益負担ギャップも大きなものとなっている。表 1-2 及び図 1-7 はわが国の租税負担率、社会保障負担率、国及び地方の財政赤字の変遷を対国民所得比で表し、図表にしたものである。1970 年には租税負担率、社会保障負担率、国及び地方の財政赤字を加えた潜在的国民負担率が 24.8%に過ぎなかったものが、過去の負担先送りのため、2003 年には既に 47.1%に達している。経済活性化を損なわない基準が 50%といわれる中、抜本的な改革が必要であるといえよう。

表 1-2 潜在的国民負担率

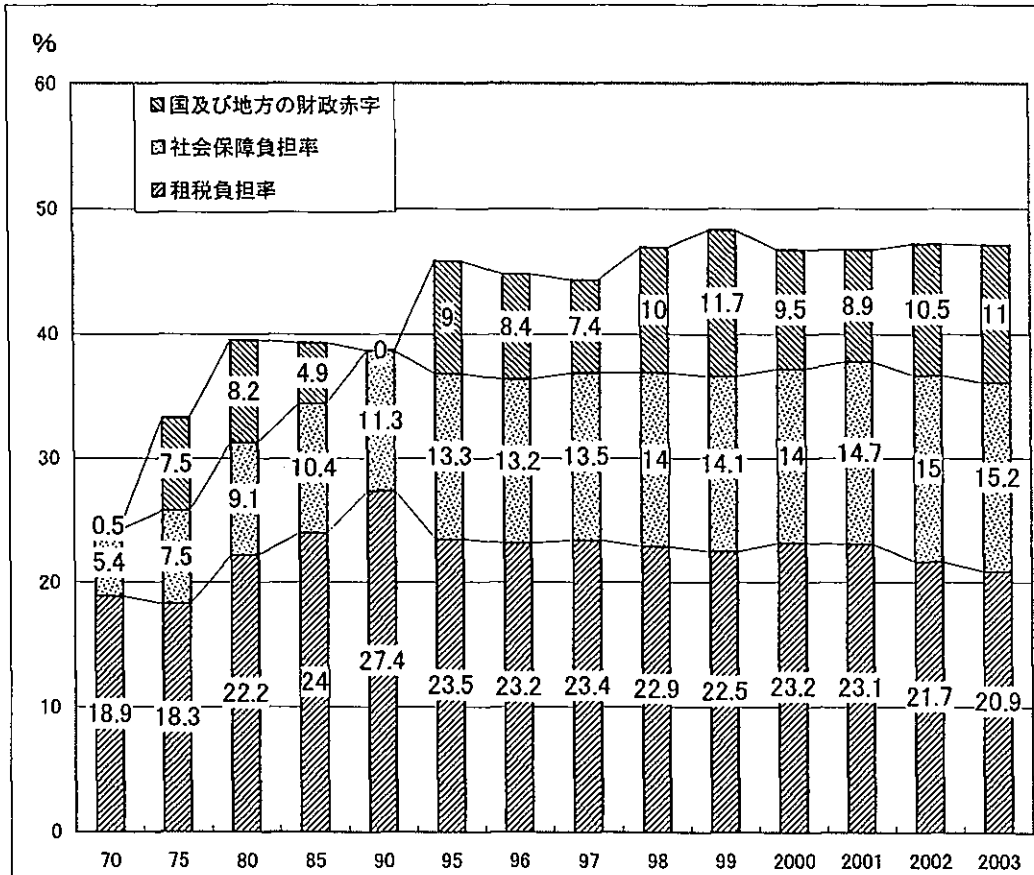
年	租税負担率	社会保障負担率	国及び地方の財政赤字	潜在的国民負担率
70	18.9	5.4	0.5	24.8
80	22.2	9.1	8.2	39.5
90	27.4	11.3	—	38.7
95	23.5	13.3	9	45.8
2000	23.2	14	9.5	46.7
2001	23.1	14.7	8.9	46.7
2002	21.7	15	10.5	47.2
2003	20.9	15.2	11	47.1

注 1) 単位% 対国民所得比

注 2) 財務省資料より作成

³ 財務省の資料によれば一般政府ベースで、2000 年時点のイギリスは 51.2%、ドイツ 56.5%、フランス 66.7%、スウェーデン 76.5%となっている。

図 1-7 潜在的国民負担率



注 1) 平成 13 年度までは実績、平成 14 年度は実績見込み、平成 15 年度は見込み。

注 2) 98 年の国及び地方の財政赤字の計数は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合 16.9%となる。

注 3) 財務省資料より作成

6. 社会保障と少子高齢化

近年、少子高齢化の進展により社会保障制度に大きな影響が生じている。国連によると、一国の人口構成において、65 歳以上の人口が全人口の 7%を超えると高齢化、14%を超えると高齢社会、そして、21%を超えると超高齢化社会とされている。わが国は 1970 年代に 65 歳以上の人口が 7.1%になり高齢化社会に突入、1994 年には 14.1%で高齢化社会に突入、そしてこのまま行けば 2010 年には 22.5%となり超高齢化社会を迎えることとなる。

わが国では高齢者と現役世代の比率が1:3.6(2000年)から1:1.9(2025年)へと急速に変化するといわれている⁴。また、2001年度における合計特殊出生率が1.38と少子高齢化の進行に伴って、将来的に社会保障給付費の増大は不可避である。このような状況下で、年金の総額は1994年度では約29.6兆円であったものが2000年度には約39.4兆円へと大幅に増加している⁵。厚生労働省の試算によると、2025年度の社会保障給付費は176兆円と、現在の82兆円程度に比べて2倍を超える規模に増大する見通しである。この結果、社会保障給付に必要な公費負担額も大幅な増加が避けられない。厚生労働省によると、2025年度の176兆円の社会保障給付に必要な公費負担額は、64兆円(2004年から基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる場合)に上ると試算されている。現在、社会保障給付に係る公費負担額は、24兆円程度であることから、2025年度の公費負担を賄うためには、追加的に40兆円程度の財源確保が必要となる。

7.歳入構造の国際比較

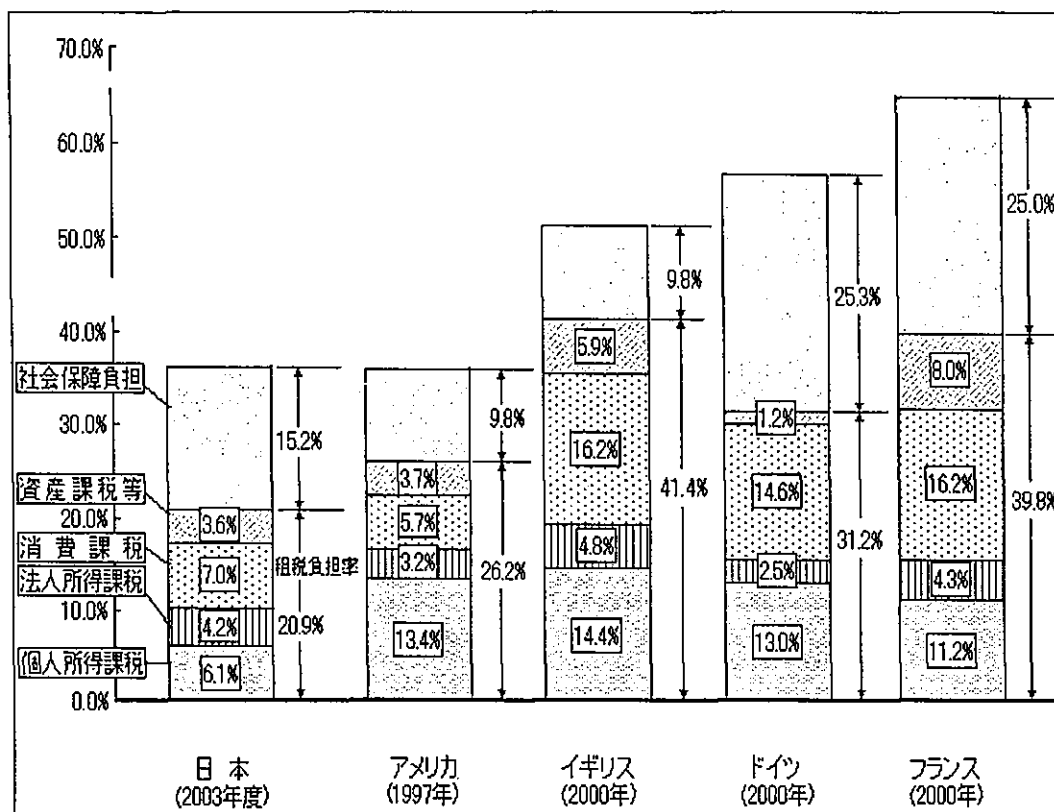
続いて財政規模の国際比較について触れる。現行の個人所得課税の負担水準は、少なくとも国民の多くを占める中堅以下の給与所得者世帯にあっては、他の先進諸外国に比べ、むしろ軽いといわれる⁶。それを示す例として以下の表を取り上げる。以下の図1-8は租税負担及び社会保障負担の国際比較を表すものである。所得税・個人住民税の負担に、社会保険料負担(給与所得者であれば被用者負担分)をあわせた公的負担額全体をみても、現状においてはヨーロッパ諸国よりも低い水準にある。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所より

⁵ 厚生労働省統計要覧を参照

⁶ 八田(1994)参照

図 1-8 租税負担及び社会保障負担の国際比較

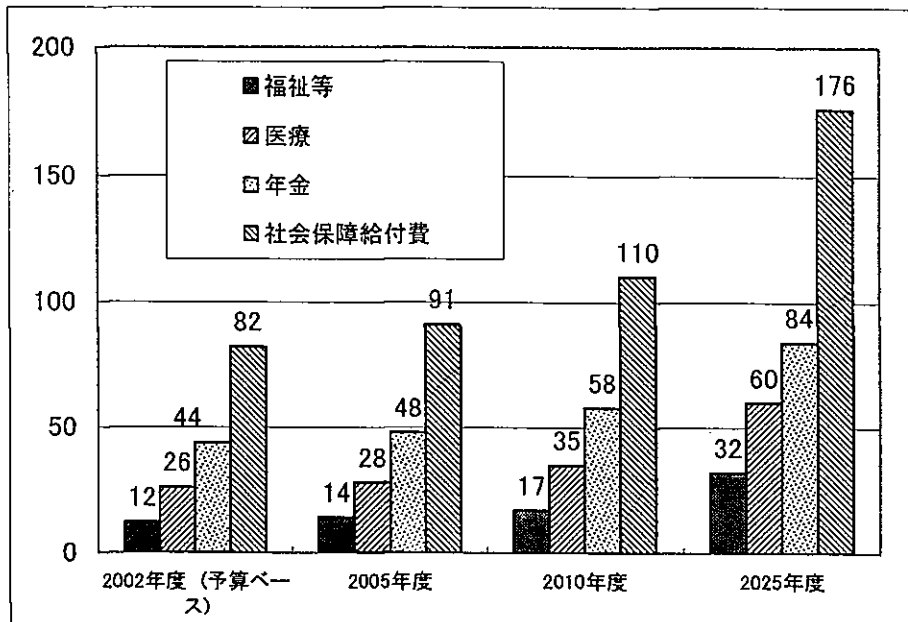


注) 財務省 HP (<http://www.mof.go.jp>) より加筆・修正

しかしながら、少子高齢化のため、社会保障費給付は政府の将来予測に従うならば今後大幅に増加し、税負担が現状の水準に止まるとしても、2025年には社会保険料負担と税負担をあわせた個人ベースでの公的負担全体の水準はヨーロッパ諸国並みかそれを上回るものとなる。図 1-9 は社会保障給付費の今後の見通しを厚生労働省が試算したものである。

社会保障制度改革を断行するならば社会保険料負担の増加は政府予測より低位に抑えられるとしても、現行水準のまま維持することは困難である。加えて租税負担が増加するならば、個人の全体としての公的負担水準は今後、大幅に上昇し、経済活力に対する重大な阻害要因となる。

図 1-9 社会保障給付費見通し



	2002 年度 (予算ベース)	2005 年度	2010 年度	2025 年度
社会保障給付費	82	91	110	176
年金	44	48	58	84
医療	26	28	35	60
福祉等	12	14	17	32

注 1) 厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) より作成

注 2) 単位 兆円

注 3) 平成 16 年から基礎年金の国庫負担割合を 1/2 にした場合

一方、所得税の課税最低限については、平成 15 年度税制改正で専業主婦に対する配偶者特別控除の上乗せ分が廃止されたことにより、表 1-3 に見られるようにモデル給与所得者世帯（夫婦子 2 人、うち 1 人が特定扶養控除の対象）について 384.2 万円から一挙に 325 万円まで低下した。これはドイツ、フランスよりも低水準、ほぼ米国並みとなり、少なくとも現役世代については、これ以上の負担増を求めることはできない。

表 1-3 課税最低限の国際比較

	日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	(昭和 61 年度)	(平成 15 年度)				
課税最低限	235.7 万円	【平成 16 年度～】 384.2 万円 → 325.0 万円	316.4 万円	150.0 万円	422.3 万円	338.5 万円

注) 財務省 HP(<http://www.mof.go.jp>)より加筆・修正

すなわち、将来とも個人所得課税の全体としての負担水準は現状程度に止める必要があり、各種控除の見直し等により課税ベースを拡大するとしても、現役世代の負担を増大する結果となつてはならず、また、併せて累進税率構造の緩和により全体としての負担水準の増加を抑制していくことが不可欠である。

8.プライマリーバランス

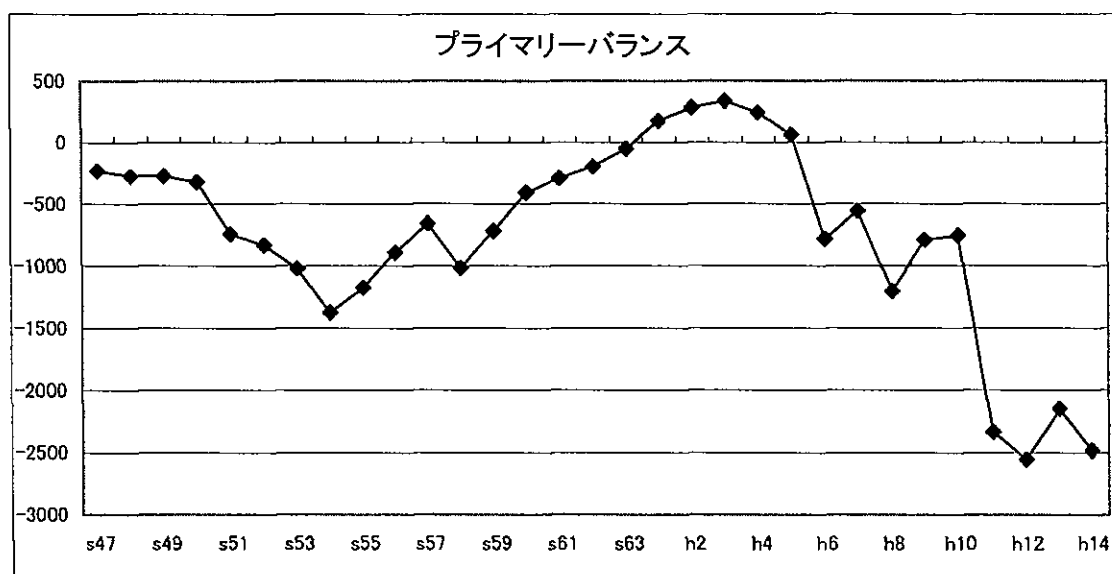
プライマリーバランスの均衡とは財政再建にとってどのような意味があるのであろうか。図 1-10 が示すようにわが国は現在プライマリーバランスが赤字となっている。基礎的財政収支とも呼ばれるプライマリーバランスは、通常「国債費（国債費利払い＋国債償還費）を除く歳出と国債を除いた租税等の歳入の差額」として定義される⁷。この定義によれば、プライマリーバランスが均衡していれば、新たな国債発行はゼロとなる。しかしここで注意が必要なのは、プライマリーバランスの均衡それだけでは財政の破綻を防ぐ手段とはなり得ない。なぜならば、いま、名目金利が名目成長率を上回る状況を考えると、この状況下でプライマリーバランスを均衡させて国債の発行をゼロにしたとしても、国債費にかかる部分については、新規の国債発行で賄う必要があるため、国債残高対 GDP 比率が一定となるだけで債務残高が減少することはない。国債残高減少のためにはやはりプライマリーバランス黒字が必要となる。これまでの話をまとめると、プライマリーバランスの均衡は財政再建にとって必要条件ではあるが十分条件ではない。

90 年代初め頃はバブル景気等により税収額が大きかったことから、プライマリー balan

⁷財務省 HP(<http://www.mof.go.jp>)より

スは黒字化した。しかし、税増収を減税の財源としたことやバブル崩壊と相まって、プライマリーバランスは再び赤字へと転落した。今後の財政建て直しのためには、プライマリーバランスの黒字化は必要事項である。ただし、現在のわが国の状況では、プライマリーバランス黒字の達成には有効需要の過度の削減という副作用が伴うことに注意を払う必要がある。

図 1-10 プライマリーバランス



注) 内閣府『国民経済計算年報』より作成

9. 国税滞納状況

表 1-4 は国税の滞納状況を示したものである。課税の公平性を保つ上で当然果たされなくてはならないのが、確実な税務執行であることはいうまでもない。納税の脱漏は、きちんと納税義務を果たしているものに対して著しく公平性を損ねることになるからである。わが国の所得税は源泉所得税と申告所得税に分かれる。一般的な被雇用者は源泉徴収制度に則り源泉所得税を負担している。未納額は約 4200 億円であり、申告所得税の約 6100 億円に比べると少ない。国税の滞納状況で特筆すべきは消費税である。新規の発生額で約 5300 億円であり、期首時点における未納額は約 1 兆 1500 億円と巨額になっている。当期末時点においては、国税庁による消費税徴収強化の甲斐もあり約 5800 億円とはなっているが、平成 15 年の税制改正では課税事業者の免税点が 3000 万円から 1000 万円に引き下

げられたため、課税対象の裾野が広がり、徴税システムの改善が見られない以上、滞納状況は悪化の一途をたどると予想される。消費税率の引き上げが予測通りの税収増をもたらすかは甚だ疑問である。

表 1-4 国税滞納状況

区分	発 生 の 状 況						整 理 の 状 況			
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
区分	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
源泉所得税	967,607	446,179	296,740	141,690	1,264,347	587,869	327,887	165,412	936,460	422,457
申告所得税	2,308,203	670,505	883,415	192,814	3,191,618	863,319	993,055	253,244	2,198,563	610,075
法人税	203,381	363,682	125,989	159,348	329,370	523,030	141,237	231,360	188,133	291,670
相続税	70,440	364,964	27,585	69,835	98,025	434,799	33,171	101,696	64,854	333,103
消費税	1,308,428	618,281	601,799	534,220	1,910,227	1,152,501	613,576	574,194	1,296,651	578,307
その他	19,084	20,622	5,020	6,700	24,104	27,322	8,781	11,079	15,323	16,243
合計	4,877,143	2,484,233	1,940,548	1,104,607	6,817,691	3,588,840	2,117,707	1,336,985	4,699,984	2,251,855

注 1) 平成 14 年度データ

注 2) 地方消費税は含まない

注 3) 国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) より転載

10.まとめ

1 から 9 までを通して、現在のわが国のおかれている財政状況を整理した。その中で、わが国の政府の役割の大きさから、政府の支出構造を抜本的に見直す必要性、また、過去のツケを先送りにしてきた負の遺産による財政破綻の危機、今後の財政運営のために必要な負担等についてみてきた。これらのことからいえることは、わが国の財政のドラスティックな改革は喫緊の課題であり、ある程度の負担を国民が負う必要があるということである。その手段として近年議論の中心にすえられている税制改革というものを考察する必要

があるだろう。

近年の税制改革の議論は、消費税を中心とした増税を基本としたものが多い。しかし、本当に増税のために税率の引き上げが必要なのだろうか。実際の議論では、税制度の瑕疵についての考察はあまり無いように感じられる。実際の税制度の欠陥は無いのか、税制度は機能しているのか、ということに着目し、次章以降、税制の本源的機能に着目しながら論を展開していく。

第2章 税制改革の在り方

本章では、本稿で考察する税制改革の考え方の骨子となる基本的理念を整理する。近年の改革推進の背景としては、実態面における戦後かつてない長期かつ慢性的な財政赤字の進行であり、理論面においては、これまで財政論の中樞をなしてきたケインズ流の総需要管理論とその政策の破綻であった。こうした事態を打開すべくサプライサイドの財政論等が台頭し、税制面では所得税や法人税等の減税と間接税の増税、経費面ならびに国家財政全般を通じる「小さな政府」の実現（いわゆる行政改革）が迫られた。こうした新しい税財政の動きの中で課税の基本原則として改めて強調されだしたのが、「公平」、「中立」、「簡素」の租税原則であった。税制改革は、課税の「公平」、「中立」、「簡素」の3つから成る租税原則と呼ばれる基本原則に基づき取り組むことが理想的であると考えられる。2つ目の「中立」に関しては、長引く日本の景気低迷を反映して、2002年政府指針においては「活力」と銘うっている。第1節ではこの租税原則について取り上げる。続く第2節において、税制の構造の捉え方として、従来のような直接税と間接税に区分する考え方のみではなく、所得課税、消費課税、資産課税に分類する考え方、応能課税、応益課税に分類する考え方により、それぞれの税制のあり方を整理する。最後に第3節において、課税の公平性の観点から納税者の権利・義務および課税における租税正義として租税法律主義の考え方を取り上げる。

第1節 租税原則

そもそも租税とは、社会にとって必要な公共サービスを供給するために、政府が国民から強制的に資金を調達するものである。そこで、政府の恣意性、行政権の恣意的な介入を避けるため、「公平」、「中立」、「簡素」などの租税原則が求められてきた。租税政策の本源的目標は、これらの租税原則を満たしながら、政府支出に見合う財源を調達することであり、副次的には所得の再分配等を通して社会的政策または経済的政策を達成することにある。

税制改革の目標という課題は19世紀の財政理論以来、望ましい税制の満たすべき要件

としてたびたび議論されてきた。R.A.Musgrave[1984]¹⁾は、「公平、中立性、安定化政策に
とっての便宜、税務行政の透明性、税務行政のコストの最小」という望ましい税制の要件
を挙げている。また、J.E.Stiglitz[2000]²⁾は、「経済効率、税務行政の簡明さ、弾力性、政
治的責任、公正さ」を挙げている。さらに J.A.Pechman[1987]³⁾は、「(民間部門から政府部
門への)資源配分、公平、経済成長・安定・効率性」を挙げている。一般的にテキスト等で
使われる中立性という目標は、経済効率とか、経済成長という目標に重なる。各者の意見
として共通するものが「公平」、「中立」、「簡素」ということになる。

現実においては、レーガノミクスに代表される税制改革として 1986 年に時の大統領レ
ーガンが指示し米国財務省が作成した『公正、簡素と経済成長のための税制改革(*Tax
Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth*)』と題され、公正さ、簡素さ、経
済成長を目標としたものがある。日本の消費税を導入した竹下税制改革(1988)では、公平、
中立、簡素が基本原則とされた⁴⁾。

最近の税制改革においては、経済諮問会議が「公正、活力、簡素」を目標として掲げて
いるのに対し⁵⁾、財務省および政府税制調査会は「公平、中立、簡素」を目標として掲げ⁵⁾、
両者に対立がある。両者の大きな相違として、中立と活力という違いがある。

財務省および政府税制調査会の用いる中立について、租税理論において元来中立という
言葉は、市場に対して中立的であるという意味に使われてきた。つまり、市場に対して課
税は中立的で攪乱を与えないことを意味する。これには税制を政策的に使わないという価
値判断が介在する。しかし、現実の税制が完全に中立であることはありえず、何らかの意
味で、市場に偏りを与えていることも、租税理論の常識といえ、否定できるものではない。
中立性の基準は、次善として達成されるべき基準である。

経済諮問会議の用いる活力について、活力という目標は中立性という目標と重なりあう
ところがあるが、現在の日本経済の状況を考慮するならば、この停滞から抜け出し、中長
期的にある程度の経済成長を持続することに主眼を置くものである。

以下において、伝統的な租税原則と近年の政府税制調査会等で使われる新たな租税原則
について、その違いに注意を払いながら税制改革の基本とすべき租税原則を整理する。

¹⁾ Musgrave,R.A and Peggy Musgrave Public Finance in Theory and Practice(McGraw·Hill 1984 4th)

²⁾ Stiglitz,Joseph E.*Economics of the Public Sector*(W.W.Norton 2000 3rd ed.)

³⁾ Pechman,Joseph A.*Federal Tax Policy*(Brookings Institution 1987 5th ed.)

⁴⁾ 1986 年 10 月政府税制調査会答申を参照

⁵⁾ 2002 年度政府指針参照

1. 公平の原則

公平の原則には、公共サービスの受益に応じて税負担することを公平と考える応益的基準もある。しかし一般的には、支払能力に応じて、同じ経済状態にある人々に対して同じ税負担を要求する水平的公平と異なる経済状態の個人間に異なる取り扱いをする垂直的公平を満たすように税負担することを公平とする応能的基準が公平の原則として広く認知されてきた。水平的公平と垂直的公平の定義として大蔵省(現財務省)『日本の財政』⁶で以下のように述べている。

「税負担は各人の負担能力に応じて公平に配分されなければならない。この場合、負担の公平には『垂直的公平』と『水平的公平』とがあるといわれている。

垂直的公平は『担税力(経済上の負担能力)が大きい者ほど大きい税負担を負うべき』とする原則であり、水平的公平は『等しい担税力を有する者は等しい税負担を負うべき』とする原則である。

水平的公平は、垂直的公平を図るうえでの前提となるものであり、誰もが合意できる公平概念である。なにを指標として担税力を判断するのかについては必ずしも一義的に決まるものではないが、一般的には、所得、消費、資産に着目される場合が多い。」

これから次のことが見て取れる。第一に、「水平的公平」とは、等しい経済状態にあるもの（ないし、その種類や形態の如何にかかわらず、等しい担税力）に対しては等しい課税を、また「垂直的公平」とは、異なる経済状態にあるもの（ないし異なる担税力）に対しては異なる課税を、という応能負担の原則を意味すること、第二に、公平・不公平の客観的指標(担税力)となるのは、一般に所得・資産・消費であり、その中でも主たるものが所得、従たるものが資産と消費である、ということである。このように、「水平的公平」「垂直的公平」とは、要するに経済的状态ないし経済的能力(所得や資産など担税力)に見合う応分の租税負担ということであり、現代的常識にも合致した内容の定義ということも出来る。

また、公平・不公平の客観的指標として漠然といわれる「等しい経済状態」の具体的な意味は何かということが問題となる。この答えを一般的には「担税力」と解する点ではほぼ共通するであろう。そしてここで一般に担税力となりうるのは厳密に言えば所得と資産で

⁶ 大蔵省(1994)『日本の財政』74頁

あって、消費はそれらと同列視されるべき性格のものではないことに注意を払う必要がある。確かに消費課税が存在する限り、消費(正確には、その数量ないし価額)は課税標準⁷である。そうでなければ、消費課税においては、事実上課税が不可能となってしまうからである。しかし消費は、このように課税標準でありえても、それ自体は担税力ではない。消費支出は所得ないし資産の実現形態(消費支出は結局のところ所得や資産を元手として実現される)に他ならないからである。この意味で、消費は所得や資産と同列視すべきものではなく、担税力の表現としては、消費は間接的または副次的な指標に過ぎないことに留意する必要がある。

次に、簡単に担税力の指標としての所得に着目して既存の理論を整理してみる。支払能力をいかなる尺度で捉えるかにより、公平課税のあり方が異なる。公平課税は、①包括的所得税、②制限的所得税、③支出税に大別できる。

① 包括的所得税の考え方は、純資産増加説ともいい、一定期間(通常は 1 年)の経済力の純増加すなわち二時点間の経済力の増加を所得とし、この所得を支払能力の尺度とするものである。経済的利得たる純資産の増加のすべてを所得であると観念し、反復的、継続的利得のみでなく、一時的、偶発的、恩恵的ないわゆる不労所得も含まれるとするものである。R.E.Haig や H.C.Simons の定義によれば、所得＝消費＋純資産増加となる。この所得が包括的所得である。これは所得の支出面からの定義で、所得の源泉面から言えば所得源泉や形態の違いや実現か未実現かを問わず、すべての所得を合算したものが包括的所得となる。そこで、包括的所得＝消費＋純資産増加＝非資産所得＋資産所得を課税ベースとして、累進税率構造を適用することが公平課税となる。これが包括的所得税である。

② 制限的所得税の考え方は、所得源泉説ともいい、労働、営業、資産等を収入の源泉とする賃金、利潤、利子、地代等のように反復的、継続的に生じる収入のみを所得であると観念し、キャピタルゲイン、宝くじの所得、相続や贈与にかかる収入のような一時的、偶発的、恩恵的ないわゆる不労所得を除外するものをいい、所得源泉

⁷ 有斐閣『経済辞典』「課税物件について、課税上の観点からとられた価値を示す価格や数量(これに具体的な税率や控除が適用されて税額が算定される)」

の異なる所得の支払能力は必ずしも同じではないとするものをいう。包括所得税では労働の対価としての所得も利子配当等で得た所得も、その源泉の違いを問わず同じものとみなす。しかし所得源泉が異なれば、その所得をもたらす経済活動が異なる。異なる経済活動に対しては、同じ課税をするよりも異なる課税をすることが公平課税と考えるのである。

- ③ 支出税の考え方は、N.Kaldor により考案され Meade 報告により脚光を浴び、支払能力を所得よりもむしろ消費で測るべきとするものをいう。所得を課税するならば相続税と労働所得税が必要であり、支出に課税するためには遺産税と支出税(消費課税)があればよく、予算制約に現れない資本所得やキャピタルゲインは課税しなくてもよいとする考え方のことである。一般的に利子所得税が二重課税になるという批判によく使われる。人々が社会にとって利用し消費できる財・サービスを一定期間にどれだけ生産したかという貢献を測る所得に対して、消費はみなが生産した財・サービスというか果実をどれだけ自分のものにするかという摂取量を測る尺度となる。よって、所得よりも消費のほうが人々の経済力をより端的に示すものと考ええる。しかも、包括所得税は、清算所得が課税ベースではなく 1 期ごとの経済力の増加が課税ベースとなるので、変動所得については平準化する必要がある。これに対し、支出税の課税ベースである消費は、所得よりも変動が少なく安定的であり、そして貯蓄の二重課税がないので原理的には生涯所得を課税ベースとするものといえる。また、未実現所得への課税、変動所得への課税など所得税の問題を克服し、ライフタイムで負担能力に応じた課税ができる点が利点である。したがって、包括所得税よりも公平な課税であると主張されてきている。しかし税務執行面で困難な点が問題点といえる。

わが国の税制は、昭和 22 年の所得税改正において、包括所得税の概念が採用されたといわれるが、昭和 38 年 12 月の政府税制調査会の「所得税法及び法人税法整備に関する答申」において、包括所得税概念に基づく課税所得の整備を図るべきであるとして、以下のように提言している。

「所得税法及び法人税法における所得概念については個別経済に即した担税力を測定する見地からみて、基本的には、現行税法に表れているいわゆる純資産増加説の考えに立ち、

資産、事業及び勤労から生ずる経常的な所得のほか、定型的な所得源泉によらない一時の所得も課税所得に含める立場をとるのが適当である。」

近年の流れとして消費税へのシフトの潮流が見て取れるが、現在においても戦後のシャープ勧告の想定した包括所得税とは程遠く、まだ改善の余地があるといえる。また、公平性を議論するうえで、トレードオフ関係にある効率性という観点にも注意を払う必要がある。

最後に、課税の公平感について述べておく。多くの納税者にとって、税法あるいは租税制度を的確に理解することは非常に難しくなっている。しかし、税法あるいは租税制度が公平であるかどうかは、結局のところ納税者の公平感として評価されることとなる。その意味で理論的にいかに優れた税制であったとしても、納税者がそれを公平と感じなければ必ずしも公平な税制とは評価されないこととなる。したがって納税者の公平感をいかに満たすかが、税制の公平という問題にとって大きな要素となる。わが国で税の不公平感あるいは重税感が訴えられるとき、たとえそれが誤解に基づくものや理論的には間違っていたとしても、そうした誤解や誤りの是正に努めるべきであろう。同時に、租税教育、広報、実態のディスクローチャーが不可欠である。そして、クロヨン問題等でも指摘されるよう、税執行の公平性の問題にも留意する必要がある。結局いかに公平な税法、税制であっても、それが納税者にとって遵守されない限り、あるいは徴税当局によって適正に執行されない限り、実質的には公平な税制とはいえないのである。

2. 中立の原則、活力の原則

中立の原則とは、租税が民間経済にできるだけ攪乱要因を与えないことを求めるものをいう。この租税原則に従えば、課税によって民間の経済活動が歪められるために生じる超過負担を最小にする租税が望ましくなる。宮島⁸(1986)は中立の原則を以下のように定義している。

「税制の経済的中立性とは、個人や企業が行う経済活動に対して税制が干渉しないことを意味しています。具体的に言えば、たとえば個人が行う貯蓄と消費(将来消費と現在消費)、労働と余暇、消費パターン、労働機会などの選択において、その意思決定を税制が歪めて

⁸ 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』211頁

はならないということを、また企業の場合には、企業組織、投資対象、賃金調達、生産方法などの選択について税制がその意思決定を歪めてはならないことを意味しています。これらは所得ベースにせよ、消費ベースあるいはキャッシュ・フローベースにせよ、いわゆる優遇措置や特別措置の存在を望ましくないとする主張に通ずるといってよいでしょう。」

租税は、内容的に見れば、国民経済ないし市場経済に対しプラスに作用することもマイナスに作用することも、あるいは比較的「中立的」に作用することもありうる。したがって、せいぜい租税の中立性とは、本質的に非中立的な租税が、国民経済ないし市場経済に及ぼす相対的度合いの差異の問題に過ぎない。よって、課税の中立性とは、税が人々の経済活動に影響を及ぼさないことをいい、効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にし、資源配分を攪乱しないような税が中立性の原則から見て望ましい税であるということにとどまる。

近年の経済財政諮問会議で中立性に代わって用いられる活力の原則とは、租税は成長・活力を阻害せず促進すべきであるというものをいう。これはケインズ経済学の影響から、経済安定成長に資する租税が望ましいとする考え方の延長というべきものである。成長・活力にとって望ましい税制として、租税特別措置法のようなものは市場メカニズムの働きを阻害し結果的には民間の活力を削ぐことになるので、租税特別措置は極力廃止し、できる限り市場メカニズムに資源配分を委ねるべきとする中立原則に基づく考え方である。近年の経済財政諮問会議では、この活力の原則が潮流となっている。

3.簡素の原則

簡素の原則とは、簡素な租税ほど望ましいとするものをいう。税制「簡素」化の本来的な意味は、課税の明確性、課税(納税)の便宜性、徴税(納税)コストの最小化など、主として税務行政にかかわる原則である。政府にとって利用可能な税体系が限定されていないならば、個人間に経済状態に応じた lump sum tax(定額税、一括税)を課することが厚生経済学の第二基本定理が示すように、死荷重損失⁹が発生せず、最も効率的かつ、公平な課税となる。しかし現実には lump sum tax では徴税コストがかかりすぎてしまう。租税が簡素なほど、

⁹ 死荷重 dead weight-loss 価格が限界費用から乖離することによって生じる消費者余剰及び生産者余剰の損失。独占に代表される競争の制限された産業で生じる。

徴税費用と納税費用の合計からなる広義の徴税コストが低くなる。と同時に、簡素なほど、政治的誘因や既得権益の介入の余地が狭まる。さらに、簡素化は水平的公平の基準を補完するものとなる。つまり、簡素な租税であるほど、個々人は等しい租税上の取り扱いをより正確に認識できるようになるからである。現在の税制は、経済活動の複雑化を反映して、あるいは、さまざまな利害関係調整の結果として、個別的な非課税、免除、特別控除、所得控除、税額控除などが多くきわめて複雑となっており、租税特別措置法等により正常な租税構造から乖離しているといわざるを得ない状況となっている。

現在の所得税の源泉徴収制度はシステムとしては優れたものであり、徴税コストは低く抑えられる。反面、申告納税者との不公平感、税への無関心を招くといった問題点がある。所得補足率格差解消による不公平感の払拭の必要性も高い。現行税制の基本である申告納税制度、総合課税等、また資産課税の抜本的見直し等を鑑みるに、納税者番号制の導入も重要な論点となる。これについては、基礎年金番号や住民基本台帳番号制度の活用なども考えられるであろう。後の章において簡素の原則の観点から触れる。

第2節 課税の区分

本節では基本的な直接税・間接税の分類、応能課税・応益課税による分類、そして近年多くなってきた所得課税・消費課税・資産課税の分類等税制の構造を様々な視点から整理する。

1. 所得・消費・資産に対する課税のバランス

竹下・中曽根内閣の抜本的税制改革以来、「所得、消費及び資産に対する課税のバランス」¹⁰ということが、政策上の1つのキャッチフレーズとなっている。財政当局による税体系の分類にしても、従来のような直接税と間接税に区分するというやり方に変わり、所得課税、消費課税、資産課税に分類するやり方が多く見られるようになってきている。しかしこれは問題のある分類方法ともいえる。

直接税と間接税に区分するやり方は、税の転嫁の有無を基準にしたもの、あるいは、人

¹⁰ 昭和63年4月28日「税制改革についての中間答申」(抄)

税と物税の分類によるものであり、それなりに分類として筋が通ったものである。一方、所得、消費及び資産に対する課税という分類は税体系を分類する基準として、課税ベースを基準とする分類である。しかしこれだとわが国の消費税のように、財・サービスの各取引段階における付加価値を課税ベースとする税を消費に対する税に分類することは誤りである。消費税のような付加価値税は、直接的には、財・サービスの各取引段階における付加価値を課税ベースとして、事業者が納付する税である。ただ、その税が転嫁されて、最終的には、その財・サービスの消費者によって負担されることが期待される(必ずしも完全転嫁されるとは限らない)税である。消費者によって負担されると期待される税であるという意味において、消費課税と呼べるのかもしれないが、先にも述べたように消費を課税ベースとするものではない。つまり、所得、消費および資産に対する課税という分類方法には分類基準に混乱があり、無批判的に捉えてはならないことに留意する必要がある。

しかし、近年において所得・消費・資産それぞれの課税バランスを図る tax mix の論議は、垂直的公平と水平的公平のバランスによる実質的公平を図る上でも、また、所得・消費・資産それぞれの税制のお互いの補完的役割の意味でも、最適な税制を考える上で必要と思われる。よって、以下に一般的にいわれる、所得課税・消費課税・資産課税それぞれの長所および短所を整理する。

表 2-1 課税のメリット・デメリット

	長所	短所
所得課税	1. 「垂直的公平」に優れている 2. 各種控除等できめ細かい配慮が可能 3. 税制が景気安定化機能(ビルト・イン・スタビライザー)を果たす	1. 累進構造による負担累増感 2. 所得補足率格差の問題 3. 法人所得課税においては、景気に対する税収の変動が大きい。
消費課税	1. 「水平的公平」に優れ、「世代間の公平」にも資する 2. 広く薄く負担。安定的な税収の確保に優れる。 3. 支出税的発想に基づく利点が考えられる。	1. 担税者の個々の事情を配慮しにくい。 2. 所得に対する負担の逆進性。
資産課税	1. 「垂直的公平」の確保に資する。 2. 赤字、黒字にかかわらず、資産があれば法人にも負担を求めることが可能である。	1. 資産性所得課税の場合、その補足の困難さ、勤労所得との負担のバランスをどう考えるかといった問題。 2. Lock in effect の問題。

森信茂樹（1998）『日本の消費税』資料 5-4-2 を修正

表 2-1 は一般的にいわれる所得課税、消費課税、資産課税の長所および短所を表にしたものである。所得課税の長所としては、①個人所得税の場合累進構造を、法人税の場合比例税をとっているため、より大きな経済力を有する人により多くの負担を求める「垂直的公平」に優れているといえる。②給与所得控除、扶養控除、配偶者控除等各種控除等きめ細かい配慮が可能になる。③景気の状態により税収が変動することで、税制が景気安定化

機能(ビルト・イン・スタビライザー)を果たす、などが挙げられる。一方、短所としては、①累進構造による負担累増感が勤労意欲や事業意欲を阻害する恐れがある。②所得の正確な捕捉は必ずしも容易ではなく、給与所得、事業所得などの所得の種類により課税ベースの把握に差が生ずる恐れがある、いわゆるクロヨン問題がある。③法人所得課税においては、景気に対する税収の変動が大きいとの特徴がある。また、過半数を超える法人が赤字となっているため¹¹、生産性が高く黒字となっている法人のみに負担を求めることになる、などが挙げられる。次に消費課税における長所として、①経済力が同等の人々には同等の負担を求める「水平的公平」に優れ、「世代間の公平」にも資する。②消費に広く薄く負担を求めることができ、社会の活力維持および安定的な税収の確保に優れる。③社会の財・サービスを生産することで得られる所得に課税するよりも、その財・サービスを消費する際に課税するほうが望ましいとの、いわゆる支出税に基づく利点が考えられる、などがある。一方、短所としては①担税者の個々の事情を配慮しにくい。②所得に対する負担の逆進性については、欧州なみに高い負担水準の下では、一定の配慮が必要である、などが挙げられる。最後に資産課税の長所として①経済社会のストック化に対応し、資産格差の是正、所得課税の保管の観点から「垂直的公平」の確保に資する。②赤字、黒字にかかわらず、資産があれば法人にも負担を求めることが可能であることなどが挙げられる。そして短所としては①資産性所得課税の場合、その捕捉の困難さ、勤労所得との負担のバランスをどう考えるかといった問題がある。②資産保有課税の場合、資産の長期保有による lock in effect(資産閉じ込め効果)の問題があり、キャッシュフローがないところに課税するのは困難であるという点が挙げられる。

以上のように、所得課税・消費課税・資産課税それぞれに長所および短所があり、相互に機能を補完、強化する意味においても、所得課税・消費課税・資産課税のバランスを考えることは不可欠であると考えられる。

2. 応能課税・応益課税

課税の根拠を説明しようとする租税根拠論は、事実上不可分な2つの内容を包含している。1つは、国家はいかなる理論的な根拠と理由に基づいて国民に租税を課し、あるいは

¹¹ 国税庁 HP(<http://www.nta.go.jp>)によれば平成14年度の欠損法人(赤字法人)の割合は68.9%にも上る

租税負担を強制する権限を有するのか、そしてそれは公共サービスに対する対価だからなのか、あるいは国家の構成員をして当然の義務だからなのか、という問題である。もう 1 つは、租税の負担配分をいかに公平に規定するのか、すなわち、公共サービスつまり受益に見合う対価(負担)という意味で公平なのか、あるいは担税力に見合う負担という意味で公平なのか、という問題である。

租税原則における公平性の原則の理論的根拠として、従来も今日も、基本的には応益説と応能説の 2 つがあげられる。

① 応益説(利益、対価説)

一般に応益説とは、国家から享受する便益、受益あるいはサービスに対する対価という点に、租税の根拠を求めるものである。応益説は、課税の根拠を国家から享受する利益の対価に求めるものである。利益説は租税を公共サービスによる受益に対する対価とみなし、そして租税は、このように受益に見合う負担を成すという意味で公平であると主張する。

② 応能説(義務、能力説)

一般に応能説とは、ある意味で応益・利益説とは対照的に、租税の根拠を国家に対する国民の義務それ自体に求める。租税を受益に対する個別的な反対給付・対価とみなす利益説とはいわば反対に、受益と負担との直接的、個別的な関連を断ち切って、租税とは国家が国民全体に与える普遍的給付に対する一般的補償とも言うべきものであり、したがって国民が負うべき当然の義務であり犠牲であるというものをいう。このように、租税は、人間生活の前提をなす国家存続のための国民の当然の義務であり、したがってその負担は、国家から受ける個別的な利益を基準(応益)としてではなく、能力を基準(応能)としてなされるべきである。応能説は、受益に見合う負担、言い換えれば受益に応ずる比例的課税をもって公平と規定する利益説とは対照的に、担税力に見合う負担、言い換えれば、担税力に応ずる累進的課税を持って公平であると主張する。

そしてこの応能説は、応益説と応能説という 2 つの系譜の租税根拠論の中で、どちらかといえば現代でも事実上の主流を成しているといってもよく、実際、現在の日本の税制は応能基準を基として作られているといわれる。

租税根拠論の2つの源流をなす応益・応能説は、いずれも租税を国民の義務とみなす点では共通しており、後者だけが義務と主張しているわけではない。一般に、応能説とは区別して説かれている利益・応益説の立場に立つ A・スミスの場合も、「貢納(納税)」は「臣民」の「義務」としている。

この限りでは、両説とも事実上は同一の内容でありながら、強調点をやや異にしていること、すなわち一方が国家から享受する利益とその代償の側面を強調し、他方が国家に対する義務の側面を強調しているということである。

租税の根拠そのものについていえば、応益説が国家から享受する「受益」に対する個別的な「対価」として、対する応能説が一般的な「報償」として租税の根拠を説いている。

応益説的ならびに応能説的な租税根拠論は、租税とは国家から享受する受益に対する返報であり、義務であると規定することによって、このことを理論的・政治的に正当化するという共通の本質と客観的意味を持っているといえる。

なお、根拠論の不可分の構成部分をなす公平規定(ならびに狭義の租税原則の一つとしての公平原則を含め)に関していえば、利益・応益説を代表する A・スミスにせよ、義務・応能説を代表する J・S・ミル、A・ワグナーにせよ、その論述には現代へ継承すべき多くの肯定的側面を含んでいる。現代財政論がこぞって強調する所得・資産の再分配政策と、他方における実態(現実)としての所得・資産の分配ならびに現行税制との乖離が、今日ますます著しくなっているだけに、ある意味では古典的な彼らの公平論の現代的再評価が極めて重要である。その肯定的な核心を現代へどのような継承するか、とりわけ現行税制の改善のために、具体的にそれをどのように生かし、通用するか、このことが現代租税論の最重要課題の一つとなっているといっても過言ではない。

3. 直接税・間接税

租税は一般的に直接税と間接税に分けられる。この分類方法は最もよく用いられる方法であり、これらの振り分けは租税の転嫁の有無によって決められる。直接税とは、法律上の納税義務者と実際の担税者の一致を課税当局が予定している税のことをいう。したがって、直接税は本来租税の転嫁は起こらないものである。しかし、通常、直接税・間接税の定義は転嫁の有無によって定義されるのが慣例であるが、例えば、法人税のように直接税には分類されているが、租税の転嫁という現象があり得るものもある。直接税には所得税、

法人税、住民税、固定資産税等が含まれている。これに対して、間接税の場合には、課税当局者は租税の転嫁によって法律上の納税義務者と実際の担税者が一致しないことを予定しているものをいう。間接税の代表的存在である消費税を例にとると、消費税は納税義務者が納税負担を次の取引者に転嫁させる価格の上乗せを前提としている。そして、課税仕入価格と課税売上高との差額から納税額を算定する多段階累積控除制度が採用されている。

しかし、現実には租税の転嫁は経済的諸条件に左右され、課税当局者の予定する通りになるとは限らない。例としては固定資産税が挙げられよう。固定資産税の納税義務者は固定資産の所有者である。しかしながら、借地や借家として第三者に貸与している場合には、租税が地代や家賃に含まれることが多く、直接税でありながら転嫁が起きている。反対に、競争が激しい市場では、生産者が消費税を価格に転嫁できないこともある。

したがって、最近の財政学のテキスト等においては、このような分類はあまり登場しない。よって貝塚(2002)¹²でも紹介しているように、直接税・間接税の分類と合致するアトキンソン(1977)¹³の定義を用いる。直接税は納税者の個別的事情を明示的に考慮するタイプの租税であり、間接税とは、このような個別的事情を考慮しない租税である。具体的な例を挙げるならば、所得税は、納税者の所得水準、その家族構成、医療費の負担や災害による被害などを課税標準額の算定に当たり考慮し反映させるのに対し、消費税は、消費する個人の経済的事情（例えば、所得水準等）を考慮することなく、一律に個人が消費した額に対し課税する。

このように直接税と間接税とを定義すると、両者には税務執行にあたり差異が生じることがわかる。すなわち、直接税の課税に当たっては、税務当局は、納税者の個別的事情に関して、それなりの情報を確かめられる *infrastructure* を持っていることが前提となる。一例を挙げれば、アメリカ合衆国では納税者番号制が定着し、税務当局は納税者の経済取引についての情報を持っているし、源泉徴収により、結果的に多くの納税者が申告書を提出することとなるから、これらによっても情報が集められている。北欧諸国に関してもこの点において徹底している。これに対して間接税は、企業を課税主体としているので、納税者の個別的事情の情報の必要はなく、課税のための *infrastructure* は僅かですむ。

結局、この種の *infrastructure* が乏しい国では直接税は定着せず、先進諸国のようにな

¹² 貝塚(2002)『フィナンシャル・レビュー』October

¹³ Atkinson, B.A, Canadian Journal of Economics(November 1977)

る程度成熟した租税制度を持つ国々で直接税は定着している。日本の税制に即して言えば、第二次世界大戦後のシャウプ勧告以来、直接税としての所得税が定着したのであり、この *infrastructure* を活用するために、所得税に換わる直接税としての消費課税を採用する場合を含めて基幹税としての直接税は維持されるべきであろう。

よって、巷でよく議論にあがる直間比率については、直接税を基幹税として残して補強する以上、間接税の税収は半分がほぼ上限であると考えられる¹⁴。現在の間接税の代表たる消費税の国税全体に占める割合は約五分の一なので、大幅な消費税の引き上げもこの観点からは許容の範囲といえる。また、従来のような単純な直接税と間接税の割合だけを論じることには有用性はなく、今日の直間比率の論議はより具体的に所得税と消費税の比較にあるといっても良い。このような具体的な租税を念頭において、直間比率について考えると、以下のような特徴が明らかになる。

第一に一般的に言えることは、納税意識という点で、所得税よりも消費税のほうが弱いということである。所得税とは異なり、消費税は価格の一部に織り込まれており、また平成15年の税制改正により平成16年4月から消費税を内税化した総額表示が義務付けられることから、より一層租税を支払うという意識が希薄になる。ただし、源泉徴収制度の採用は納税意識を弱めるし、一概には大きな格差は認められないといえるかもしれない。

第二に所得税は累進課税構造を持つことから垂直的公平への配慮が比較的容易なのに比べ、消費税はそれが難しいということがある。よって、消費税の支持としては垂直的公平に資すると言われ方がしばしばされる。

第三に所得税、法人税に比較して、消費税のほうが税収の安定性という点では優れているということが挙げられる。これは、課税ベースの安定性と累進構造の相違から用意に想像できることであろう。

この他にも経済効果や税務行政等の問題があるが、今日の直間比率の論議は、水平的公平の重視を掲げつつ、税収の安定性と納税意識の緩和をもたらすような税制へのシフトがポイントであるといえる。

¹⁴ 貝塚(2002)『フィナンシャル・レビュー』October 参照

第3節 租税正義と課税の公平

前節において租税原則という経済的側面からの税制のあり方を確認した。本節において、社会的枠組みとして、租税法律主義の考え方についてふれる。

1. 租税法律主義と法治主義

租税法律主義とは一般に、租税を賦課・徴収するには、議会の議決した法律の根拠を要するという原理をいう。刑法における罪刑法定主義が近代法治国家において国王又は行政権の恣意的権力発動から国民の生命と自由を保障する原理として成立したように、租税法律主義も行政権の恣意的課税から国民の財産権を保障する原理として成立した。

日本国憲法第84条において「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めている。又、日本国憲法第30条において「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と定めている。租税法律主義の憲法上の根拠は第84条であるといえ、第30条も「法律の定めるところにより」と規定していることから、租税法律主義の根拠と解せられる。このように租税法律主義は、憲法の要請する原理である。

租税法律主義は法治主義の租税面での現れであり、その法治主義は、行政法の分野で法律による行政の原理¹⁵として現れる。現在においても租税は国民の財産に対する侵害であり、この侵害を受忍することは、憲法の要請する国民の義務ではあるが、行政権の恣意性は厳しく排除される必要があり、行政を規制する意味での租税法律主義の重要性は失われていない。又、国民の consensus を得るため、税法においては課税の公平を強く求められている。租税法律主義は行政権の恣意性を排除することから、この要請にも応えるものである。

2. 租税法律主義の内容

伝統的理解に当たっての租税法律主義の概念は、これを大きく分けて2つのものに区分

¹⁵ この原理は、行政の諸行動が、法律の定めるところにより、法律に従って行わなくてはならないという原理である。

できる。1 つは課税要件等法定主義の原則と呼ばれるものである。誰に課税するかという納税者、何に課税するかという課税物件(物、行為又は事実)、課税物件の何を標準に課税するかという課税標準(金額又は数量)、税額を算出するための課税標準に適用される比率である税率等、納税義務が成立するための法律要件を課税要件という。これら課税要件はもとより、納付・徴税等の手続きにおいても、国民の代表機関である国会の制定した法律において、出来る限り詳細に規定しなくてはならないとする原則である。

もう1つは税務行政の合法律性の原則と呼ばれるものである。税務行政庁は、税法律の規定するところに従って、厳格に租税の賦課・徴収をしなければならないとする原則である。第1の原則は立法面での要請であり、第2の原則は執行面での要請である。租税の賦課・徴収に法律の根拠を要するという、租税法律主義の主たる意味は、課税要件を法律で定めるということであり、課税要件の法定は、行政権の恣意性を排除する租税法律主義のもっとも基本的な内容である。

3. 税務行政および納税者の義務・権利

税務行政とは、国および地方と納税者の間における租税債権・債務の確定から、徴収・納付にいたる一連の手続きに関連する行政事務のことをいう。行政分野の手続きについてわが国では行政手続法(行政機関が公権力を行使する場合の手続きを統一的に定めた法律)が施行されているが、税務行政に関しては広範囲にわたってその適用が除外され、代わりに国税通則法が適用されている。

国税通則法とは、国税についての基本的事項および共通的事項を定めた法律であり、その第1条¹⁶で、税法の体系的な構成の整備、国税の基本的な法律関係の明確化、税務行政の公正な運営と納税義務の適正・円滑な履行、という3つの目的を掲げている。

税務行政の運営は租税法律主義に基づく必要があり、納税額は法律および政府省令に基づき算出されなければならない、法令の枠外で判定されるものであってはならない。また、

¹⁶ 国税通則法第1条 この法律は、国税についての基本的事項及び共通的事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

税務行政は法令に従い適法に執行されなくてはならない。

納税者にとって、わが国の税務行政が構成に運営されているか否かは重要であり、また、税務行政の手続法である国税通則法が公正な運営を保証するものであるかを検証することも、納税者の権利保障を考える上でも忘れることはできない。

以上、租税法律主義により、課税要件は明確に法定され、課税の合法性により行政庁の納税者に有利となる裁量も許されないことから、行政権の恣意性の介入する余地はないと考えられる。しかし、租税の法規は多種多様で流動的な経済事象を対象としていることから、一定の範囲で行政立法に委ねたり、また、課税の公平のために不確定概念を用いたりせざるを得ない。このような状況を顧みると、財産権の保護を目的とする租税法律主義は、税法の基本原則として常に想起されるべきであり、税制改革を語る上でも重要なものであるといえる。

第3章 現行税制における状況と課題

先に見たように、租税債権債務は法律の定めるところにより成立し、「確定」の手続きを経て確定する。社会的枠組みを定める上での租税法律主義である。したがって、租税債権債務を発生させるためには、法律によって納税義務者、課税対象、課税標準、税率等の課税要件が定められなければならない。

現在、課税要件等を定めるため、国税については個別の税それぞれに独立の法律が制定されており、その主体は租税債権債務の内容に関する法すなわち租税実体法である¹。そして、租税実体法が納税者の権利の保護と課税の公平の要請にもっとも密接に関係する法である。

個別の税に関する税法は、租税法律主義の原則により、その税に関して納税義務者の権利保護と課税の公平の要請に応えるべく仔細に制定されている。

この章においては、多くの個別の税法の中から最も重要で議論の多い所得税法、消費税法の2つを概観する。まず1節で現行のわが国の所得税制度の整理を行い、続く2節で消費税法制度の整理を行う。3節で平成15年の税制改正の概要を2章で取り上げた租税原則の観点から整理し、課題点と評価を論じる。

第1節 所得税

1. 所得税の概要

所得税法は、所得税について定める法律である²。所得税とは、個人の所得に対して課される税である。所得税は平成15年予算規模で約14兆円(約17%)と国税収入中最大規模となっている。また、所得税は歳入予算上源泉分と申告分に区分されており、源泉分が約81%、申告分が19%と圧倒的に源泉分が多い³。

¹ 地方税については、地方税法がすべての個別の税について全国の統一的基準を設けている。

² 所得税法一条

この法律は、所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

³ 国税庁 HP(<http://www.nta.go.jp>)参照

所得税の長所としては、所得税は所得という担税力を端的に示すものを課税物件として
いることから、担税力に応じた負担の要請にもっとも的確に応えるものである。累進税率
の採用により垂直的公平にも資するとともに、各個人に課税されるため、人的諸控除の
導入により個人的事情を考慮しやすく、もっとも近代的で優れた税といえる。

一方、短所として、所得税は所得という元来把握しにくいものを課税物件としているこ
とから、捕捉率格差などによる不公平が生じやすく、申告納税方式の採用とも相まって、
納税義務者に高い納税意識が求められる。また、税制の中で所得税のウェイトが高くなり
すぎると負担感が高まり、脱税を誘発し、所得の課税漏れによる不公平感が一層高まるこ
ととなる。

2. 所得税の計算の仕組み

① 所得の区分

所得税には所得の発生原因に応じて所得をいくつかの種類に分類して、その種類の所得
ごとに定められた税率により課税する分類所得税と、様々の発生原因による所得をすべて
合計し、その合計額に単一の累進税率により課税する総合所得税がある。担税力は総合的
な所得がよりの確に表すとの考えから、現在は総合所得税が一般的となっている。

現行の所得税法は、所得を 10 種類に区分し、それぞれについて計算方法を定め、8 種類
の所得を合計して累進税率を適用し、他の 2 種類にはそれぞれに累進税率を適用している。
これは、分類所得税の考え方を残しつつ、全体的には総合所得税を踏襲しているといえる。

所得について発生原因別と発生形態に着目し、所得税法が区分した 10 種類の所得は「利
子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、
一時所得、雑所得」である⁴。

雑所得は雑所得以外の所得のいずれにも該当しない所得（たとえば年金給付）とされ、
結果的にすべての所得に所得税が課されるので、わが国の所得税法は包括的所得概念⁵にた

⁴ 所得税法 2 条 1 項 21 号参照

⁵ 非課税所得(所得税法 9 条) 所得税法は包括所得概念に立っているが、所得の性質、社会的政策等の観点から、一定の所得を非課税としている。また、所得税法が定めるほかに、租税特別措置法その他法律による非課税所得がある。

っているといえる。そして、10 種類に分類しているのは、各種類ごとに所得を定義し⁶、所得の範囲を明確にするとともに、それぞれの所得の発生原因及び発生形態により、担税力に差があるとの観点から、課税される所得の金額について異なった計算をすることとしているためであるといわれる。したがって、所得の区分を誤ると、税額で大きな差が生じることとなる。

② 税額の計算

所得税法の定める税率は次のとおりであり、所得金額の区分に応じて高額な所得区分ほど高い税率となっている。これを超過累進税率という。

「所得税法八十九条

第一項 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十
千八百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十
三千万円を超える金額	百分の五十

第二項 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第四節（所得控除）の規定による控除をした残額とする。」

⁶ 具体的には利子所得(所得税法 23 条)、配当所得(所得税法 24 条)、不動産所得(所得税法 26 条)、事業所得(所得税法 27 条)、給与所得(所得税法 28 条)、退職所得(所得税法 30 条)、山林所得(所得税法 32 条)、譲渡所得(所得税法 33 条)、一時所得(所得税法 34 条)、雑所得(所得税法 35 条)

以上は所得税法に規定されているものである。現在は、経済状況等を鑑み、それぞれの税率は以下の「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」により表 3-1 のような軽減措置をとられている⁷。

表 3-1 限界税率表

三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十
千八百万円を超える金額	百分の三十七

課税総額所得と課税退職所得金額にそれぞれ税率を乗じて出した金額の合計額と、課税山林所得金額の五分之一に相当する金額に税率を乗じて計算した金額を五倍した金額の合計額⁸が所得税額である。合計する前の各金額から税額控除等が順次控除される。更に税額控除後の税額の 20% の金額 (25 万円を限度) を控除した金額が、その年分の所得税額である。

③ 所得税計算の流れ

ここで、所得税計算の一連の流れを整理してみる。以下の図 3-1 は所得税の納付額までの税額計算のフローチャートである。所得税の納付税額を求める場合、まず始めに年間の所得額を把握する。年間の所得額とは、総所得金額、退職所得および山林所得の合計額をいう。これからまず給与所得控除を行う。その上で各人の状況に応じた所得諸控除が行われ、課税標準額が算出される。所得諸控除については、次の項で詳しく述べる。そして、この課税標準額にそれぞれの累進税率が適用される。これにより算出税額を求めた後、税額控除として配当控除等を引き、定率減税 20% (最高 25 万円) を控除した額が納付税額と

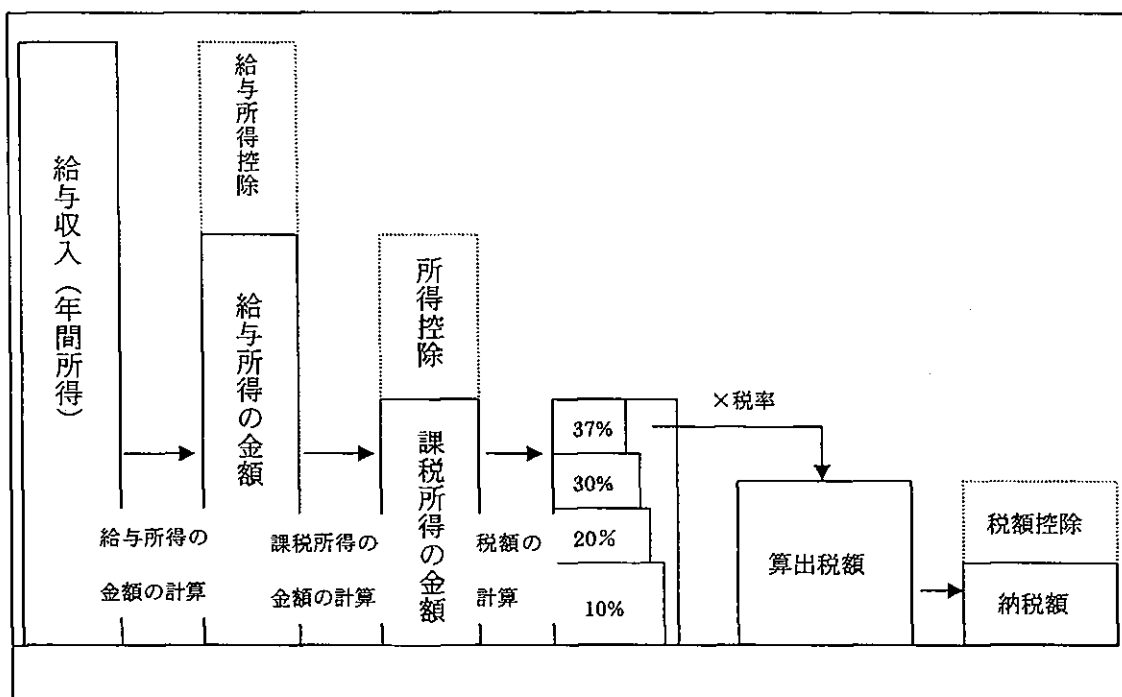
⁷ 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (負担軽減措置法) 四条

居住者の平成十一年以後の各年分の所得税に係る所得税法第二編第三章第一節の規定の適用については、同法第八十九条第一項の表中「千八百万円を超え三千万円以下の金額百分の四十三千万円を超える金額百分の五十」とあるのは、「千八百万円を超える金額百分の三十七」とする。

⁸ 五分五乗方式という。一旦課税山林所得を五分之一にすることで、適用課税ブラケットが低い税率のものとなることから、それを五乗して戻したときに、税額が少なくなる負担軽減措置。

なる。

図 3-1 所得税額計算の流れ



注)財務省 HP (<http://www.mof.go.jp>) より作成

この図からも分かるように、わが国の所得税はかなりの控除が行われており、また、それが課税ベースを侵食するとともに、人的控除の適用の有無によって、大きく垂直的公平が妨げられる原因ともなっている。

④ 所得控除

一 所得控除とは、納税者の個人的事情により担税力に差があることを税額に反映させるため、課税標準から控除されるものである。課税標準とは総所得金額、退職所得金額、山林所得金額であり、税率を乗じるのは、課税標準から所得控除を差し引いた課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額である。所得控除は担税力の差を税額に正確に反映させる点で、所得税の長所の一つといわれる。

所得控除は現在 15 種類あるが、制度の目的により 4 つに分類することができる。まず、最低限の生活費に配慮したものとして、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除(平成 16 年に廃止)がある。次に、追加的生活費に配慮したものとして、障害者控除、

老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除がある。続いて社会政策上の要請によるものとして、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、傷害保険料控除、寄付金控除がある。最後に、特別の担税力の減少に配慮してものとして、雑損控除、医療費控除がある。

⑤ 税額控除

税額控除とは、算出された税額から一定の金額を控除するものである。所得税法は法人税及び外国の所得税との二重課税を調整するため、配当控除と外国税額控除の税額控除を設けている。配当控除とは、納税者が内国法人から受ける配当所得を有する場合に、認められるものである。これは、法人擬制説⁹に立ち、配当は法人税の課税された所得の分配であるので、更に所得税を課すのは二重課税となると考えるものである。この二重課税の調整について、現行の所得税法は、税額控除としての配当控除により調整している。また、日本の居住者が、外国において事業を行い、または外国の法人から利子、配当の支払いを受ける場合には、外国において所得税を課せられることが多い。この場合、外国に源泉のある所得についてもわが国の所得税を課せられるため、何らかの措置を講じない限り外国所得税とわが国の所得税の二重課税となってしまう。そのため、一定の範囲の外国所得税額を、算出された所得税額から控除するものが外国税額控除である。また「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」の6条により、税額控除した後の所得控除から、更に定率による税額控除の額が控除される。定率による税額控除の額は、定率控除前の所得税額の20%(25万円限度)である。

⑥ 源泉徴収制度

源泉徴収制度とは、特定の所得について、金銭等の支払いをする者を源泉徴収義務者とし、支払いの際に受領する者の所得税の額を計算し、それを支払う金銭等から差し引いて徴収し、納付させる制度である。

所得税法は、申告納税制度を建前としているが、給与所得、利子所得、配当所得を中心に、大幅に源泉徴収制度を取り入れている。その理由として、納税義務者負担が少ないこと、確実に所得を把握できること、徴税上簡素であること、歳入が平準化できることなど

⁹ 法人の所得を株主または社員の所得と観念する考え方

が挙げられる。

⑦ 課税最低限

所得税の負担を決めるのは、課税最低限の大きさと税率の累進度である。所得税の課税最低限とは、所得税の課税されない年所得の限度額をいう。課税最低限の水準いかんは直ちに納税人員の大小に影響するため、課税最低限は累進税制による所得再分配を図る対象人員の選定基準ともいえる。更に、課税最低限は最低生活水準の維持、最低税率適用者の累進度の緩和及び家族の規模に応ずる税負担の差異の調整などの機能を持つ。もっとも、最低生活水準を維持するための最低生計費をどのように計算するかは、理論的にも難しい問題ではあるが、最低生計費を下回る課税最低限が定められると、所得税の現実の執行は著しく困難となる。また、最低生計費は固定的なものではなく流動的なものであるから、国民生活水準が向上するにつれて引き上げられるべきであろう。

3. 所得税の問題点

所得税課税ベースの大幅な縮小は、税体系における所得税の割合の低下をもたらし(消費税体系の割合を上昇させ)、税の最重要機能の一つである所得再分配機能や、垂直的公平性を低下させることにつながる。また、課税ベースを小さくさせている原因が、配偶者控除、特定扶養者控除、老年者控除といった様々な種類の所得控除の存在にあるということは、専業主婦かどうか、学齢期の子供を抱えているかどうか、65歳以上であるかどうか等により異なり、同じ所得でも税負担が異なるということになるので、水平的公平をも害する結果となる。更には、高齢者のみに適用される様々な控除の存在は、世代間の負担の公平性を阻害する結果、中堅労働者に大きな負担をもたらす、わが国の経済の活力をそぐことになる。

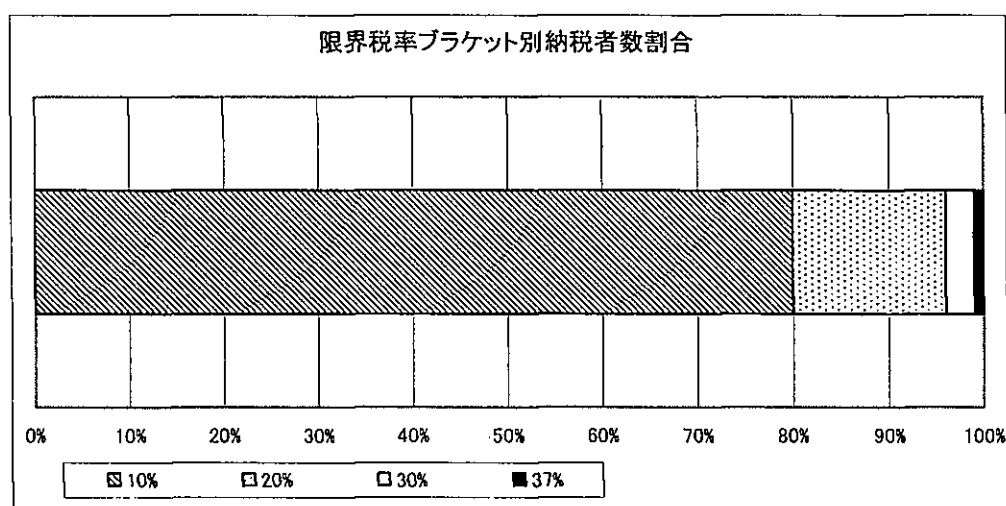
また、各種の租税特別措置の存在は税制を大変複雑なものにしており、税制の簡素化の観点というからも見直しが必要となる。もっとも、その見直しにあたり、所得税たる直接税の持つ個別の担税力に配慮し、負担額を調整できるという長所を損ねないように行われるべきである。

所得税の問題点としては以下の①、②のような問題に取り組む必要があるだろう。

① 各種「特別控除」の見直し

現行の所得税・個人住民税は、各種控除制度により、課税ベースが大きく狭められている。加えて、これらの控除制度は、少子高齢化の進展、単身・核家族世帯の増加等をはじめとする家族構成の変化、女性の社会進出や就業形態の変化等の社会の移り変わりに対応しないまま、半ば既得権化されている。現在わが国は5人に1人が所得税の非納税者といわれ、図3-2が示すように、全体の約8割が課税ブラケットの最低区分10%にあり、20%と合わせるとじつに全体の96%の国民が低い課税ブラケットに属することになる。憲法三十条に規定するよう、納税は国民の義務であり、国民一人ひとりが広く薄く税負担を分かち合うという基本理念に立ち、所得課税について課税ベースを適正化するとともに、累進税率構造の緩和を進めることによって、活力を引き出すことが必要である。また同時に、個々の納税者にとって分かり易い簡素な制度にすることによって、納税に対する意識と納得性を高め、より多くの国民が納税を通じた社会への参加意識を向上できる制度としていくことが重要である。

図3-2 限界税率ブラケット別納税者数割合



注) 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」より作成

具体的には、人的な所得控除制度は、基礎、配偶者、扶養の3控除に集中し、とりわけ扶養控除に重点を置くべきである。一方で、現役世代と高齢者世帯との負担のひずみを是正するために、公的年金等控除の廃止に加えて、老年者控除、および配偶者控除・扶養控除の老人加算は速やかに縮減すべきである。

給与所得控除制度については、実質的に自営業者、農業者等との負担格差を緩和する効果、あるいは累進税率構造を緩和している効果があるとしても、給与所得者の必要経費の概算控除との性格を超えた優遇措置となっていることは否定できず、公的年金等控除の縮減と併せて、そのあり方を見直していく必要がある。

なお、給与所得控除のあり方を見直すならば、同時に、自営業者などに対する所得捕捉を厳格に行ない、いわゆるクロヨン問題とされる、税負担の格差や不公平感の解消を行なわねばならない。また、退職所得控除制度は、退職一時金が賃金の後払いとの性格を有するところから、勤続年数に比例した控除額とすることが合理的であるとしても、勤続年数20年を超える場合に1年当たりの控除額が増加することは、結果的に長期継続雇用を税制上勧奨するものとなっている。雇用のあり方自体が大きく変化しているなかで、長期継続雇用を税制面で優遇する理由はなく、勤続年数にかかわらず1年当たりの控除額は一定とすべきである。

終身雇用制度や年功序列などの旧来の日本型労働慣行が急速に形を変え、年俸制度やストックオプション等により成果主義的な報酬制度を採用する企業が増えていくなかで、個人の勤労意欲を高め、その努力が実際に手にする報酬に結びつくような所得課税に改めていくことが必要である。

② 公平かつ効率的な徴税システムの確立

納税者間の公平性を担保し、納税者が納得して納税できるようにするためには、確実に所得を捕捉することが不可欠であり、そのための手段として、納税者番号制の導入が必要である。

簡素かつ簡便な納税申告が可能になれば、納税者自身による申告の慣行が広がり、納税を通じた社会参加の意識を一層高揚させ、税金の使途や行政への関心をより高めていくことが期待される。経済社会の電子化・情報化の進展と歩調を合わせ、簡易な電子申告制度を確立・普及させていくべきである。また、納税者番号制の導入と併せて電子申告制度が普及すれば、納税者にとって納税コストの削減などのメリットが大きいばかりでなく、徴税者側の徴税コストが大幅に削減されることも期待される。

第2節 消費税

1. 消費税の概要

消費税は、消費税法により定められている¹⁰。消費税法の定める消費税は、事業者の課税資産の譲渡に対して課される税である。消費税の税収は、平成15年度予算では約9兆5000億円であり、一般会計歳入総額の約12%を占めており、いまや消費税は所得税、法人税と並んでわが国の基幹税の一つとなっている。

消費税は、酒税やタバコ税のように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内における全ての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。このように、消費税は消費に広く薄く負担を求めるという観点から、「一般消費税」と呼ばれている。消費税とは断りがなければ一般的にこの「一般消費税」を指す。事業者に課された消費税は、課税資産の譲渡等の対価に含まれ消費者に転嫁され、結果的に消費者によって負担されることが想定されている。納税義務者と税の実質的負担者が異なることが想定されていることから、消費税は間接税といわれる。消費税法は昭和63年12月に公布、施行され、平成元年4月から適用された。消費税という新しい税が導入されたのは財政状況の悪化により税収の増加を図る必要があったが、その増収は間接税により行われるのが妥当と考えられたためである。その理由は、直接税の増収は国民の負担感の大きいこと、直接税の中心である所得税の所得の把握について給与所得者と事業所得者の間に不公平があるとの意識が広まり、所得税のウェイトを下げる必要があったこと等にある。しかし、間接税の逆進性の議論と納税義務者となる事業者の反発が強く、政治的に大きい課題となった。このことは消費税の構造に少なからぬ影響を与えている。消費税の税率は、導入当初は3%であったが、平成9年4月より5%に改正された¹¹。詳しくは森信（1998）を参照されたい¹²。

¹⁰ 消費税法一条

この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

¹¹ 実際の国税部分は4%であり、新たに創設された地方消費税が国税の25%相当である1%で合わせて5%となる。

¹² 森信茂樹（1998）『日本の消費税』

2.消費税の計算の仕組みと問題点

① 多段階累積控除

消費税は消費に対して広く薄く負担を求める税である。しかし、消費税は消費者の消費自体を課税対象とするのではなく、消費に対応する事業者の資産の譲渡・貸付及び役務の提供を課税対象としている¹³。資産の譲渡・貸付及び役務の提供について課税された税は、対価に含まれ消費者に転嫁され、消費者によって負担されるであろうから、消費税は消費者によって負担される税であるといわれるのである。

消費税の納税義務者は事業者であり、課税標準は課税資産の譲渡等¹⁴の対価の額であり、税率は4%（他に地方消費税分1%）である¹⁵。消費税法は、取引の各段階における消費税の累積を排除するため、仕入税額控除の制度を設けている。このため、納付すべき税額は、資産の譲渡・譲受及び役務の提供に対する税額から仕入価額に含まれている仕入先が支払ったであろう税額を控除したものである。消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の仮定の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、図3-3のような「多段階累積控除」の仕組みが取られている。

¹³ 消費税法二条

八．資産の譲渡等

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

¹⁴ 消費税法二条

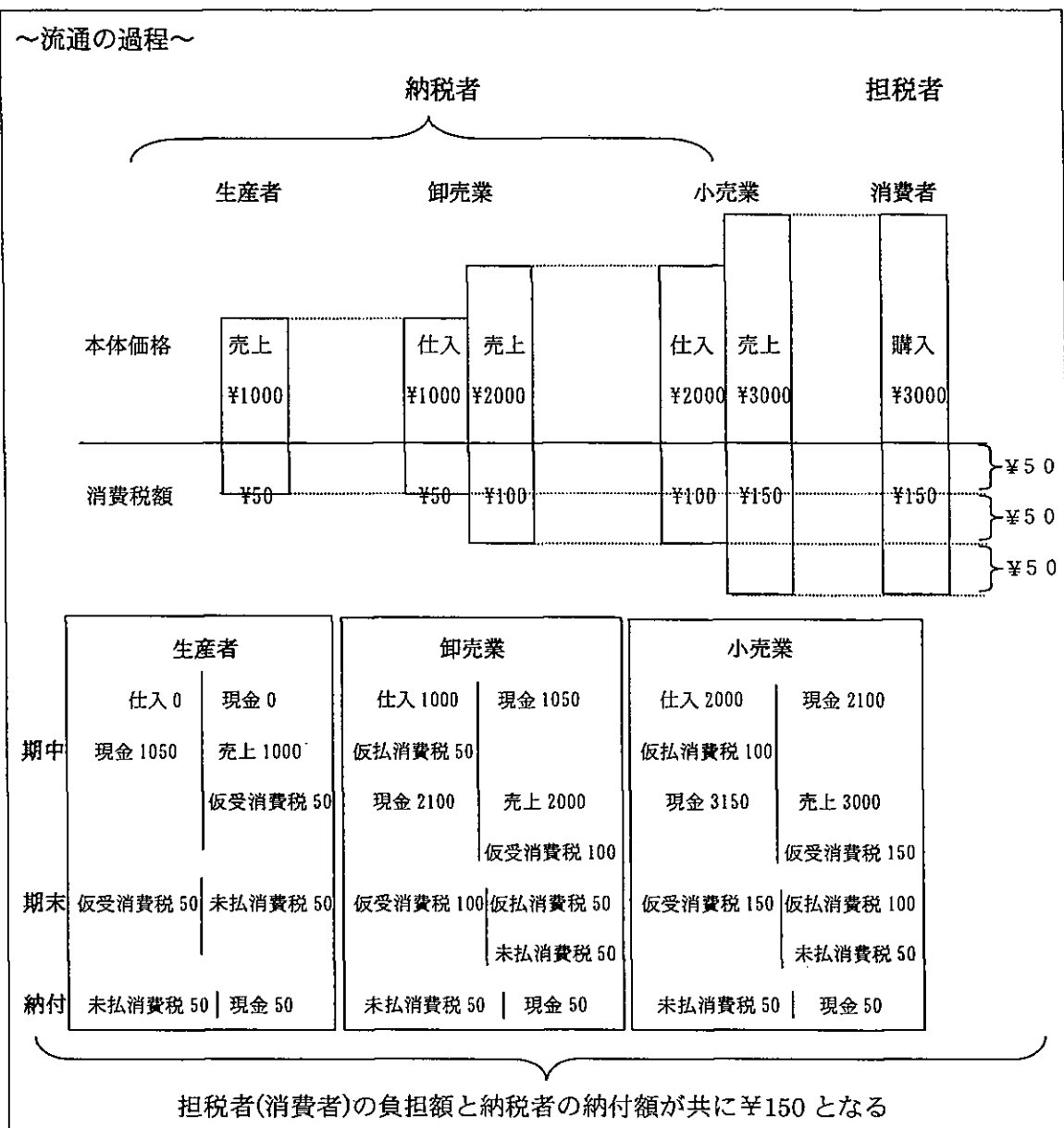
九．課税資産の譲渡等

資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

¹⁵ 消費税法二十九条

消費税の税率は、100分の4とする。

図 3-3 多段階累積控除



注) 便宜上消費税率を地方消費税も合わせて 5% として計算している。

各取引段階の累積課税を排除する仕入税額控除は、消費税のもっとも特徴的な制度であり、また種々の問題も含んでいる。この消費税の仕入税額控除の問題点については益税発生の主原因となっている。後の章にてこの益税の課題に取り組む。

② 課税事業者

個人事業者については前々年、法人については前々事業年度（これを基準期間という¹⁶⁾）の課税売上高が 3000 万円（平成 16 年度 4 月からは 1000 万円。以下同じ。）を超える事業者は、消費税を納める義務が発生する。これを課税事業者という。課税事業者に該当することとなった場合には、消費税を国に納付する義務が生じる。受け取った消費税が多ければ納付し、払った消費税が多ければ還付を受けることになる。

③ 免税事業者

一般に事業者は、一種の預り金である消費税を国に納付する義務があるが、この義務が免除されている事業者がある。これを免税事業者という¹⁷⁾。これは、小規模かつ零細な事業者にも全て消費税の納付を求めることは、小規模事業者の納税事務の負担が大きくなることと、納税者が多数になり執行上のコストのほうが大きくなりすぎることから望ましくないとされるためである。

前々年または前々事業年度の課税売上高が 3000 万円以下（平成 16 年 4 月からは 1000 万円以下。以下同じ。）の場合には、免税事業者となる。免税事業者は、結果として消費税を納める義務が免除されるわけだから、本来消費税相当額を受け取る必要はないはずだが、取引上の問題から消費税相当額を価格に上乗せして販売しているのが一般的である。免税事業者は、納付すべき消費税の納税義務が免除される代わりに、仕入価額に含まれている消費税額を控除することも出来なくなる¹⁸⁾。仕入に係る消費税額が課税資産の譲渡等

¹⁶⁾ 消費税法二条

十四. 基準期間

個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が 1 年未満である法人については、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

¹⁷⁾ 消費税法九条(平成 15 年改正)

第一項 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1000 万円以下である者については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。

¹⁸⁾ 消費税法三十条

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百五分の四を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき

に係る税額より大きい場合、課税事業者であれば税額の還付が行われるが、免税事業者については税額の還付も認められない。よって、免税事業者が消費税相当額を価格に上乗せして販売したとしても、仕入段階で消費税を負担していれば、いわゆる益税の額も取引額から推察するに小さいと思われる¹⁹。

④ 課税事業者の選択

免税事業者については還付を受けることはできないが、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択した場合には、課税売上が 3000 万円以下の事業者についても還付を受けることができるようになる²⁰。仮に当期に 100 万円の設備投資をしたとする。免税事業者の場合、先に述べたように、納税義務が無いために購入の際に支払った消費税は払いっ放しとなる。この場合における消費税負担額は 5 万円であるが、これが仮に 100 億円の設備投資だったとしたらどうなるであろうか。負担すべき消費税額は 5 億円となり、非常に大きな金額となってしまう。そこで課税事業者を選択することにより、控除対象仕入税額として課税標準額(預かった消費税)から控除し、消費税の還付対象に組み入れるのである。但し、消費税課税事業者選択届出書は当期の一日前までに(つまり前期末までに)提出する必要がある、また、一度選択した場合は 2 年間の継続適用が義務付けられている。これにより租税回避に一定の歯止めがかけられている²⁰。

課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

¹⁹ Appendix I 参照

²⁰ 消費税法九条

第四項 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。)が三千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が三千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

第六項 前項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。

⑤ 課税対象

消費税は消費税法 4 条により²¹、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物に消費税を課するとして、これを課税の対象としている。具体的には、消費税の課税の対象となるのは 1. 国内において行われるものであること 2. 事業者が事業として行うものであること 3. 対価を得て行うものであること 4. 資産の譲渡、貸付及び役務の提供であることの四要件を満たすものをいう。消費税は消費に広く薄く負担を求めることが特色であり、旧物品税、酒税、揮発油税と異なり、個別の品目ではなく、ほぼ全ての商品の販売やサービスの提供等が対象とされている。しかし、本来消費税法が課税対象としていない取引や、その取引の性格、社会政策的配慮等から一部取引については、消費税が課税されず、または納税義務が免除される。

消費税とは、国内における財貨の販売や消費活動、役務提供であるサービス活動に課される税金である。従って、国内で行われる取引のみが課税の対象とされ、国外で行われる取引は消費税の対象とはならない。これを「消費地課税の原則」または「仕向地原則」という。そして、このような消費税の対象とはならない取引を不課税取引という。不課税取引は国外で行われた取引や事業として対価を得た取引でないものがこれに該当し、例えば、生活用資産の譲渡、補償金、損害賠償金、給与の支払い、寄付行為などがあげられる。

21 消費税法四条

第一項 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

第二項 保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する。

第三項 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

一. 資産の譲渡又は貸付けである場合

当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

二. 役務の提供である場合

当該役務の提供が行われた場所（当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたって行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所）

第四項 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

一. 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用

二. 法人が資産をその役員（法人税法第 2 条第 15 号（定義）に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合における当該贈与

第五項 保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用をした者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第六項 前 3 項に定めるもののほか、課税の対象の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

国内において、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供について課税されるので、ほとんどの取引が課税取引となる。商品を海外に販売する輸出取引についても本来は課税取引となるが、諸外国に消費税を負担させるわけにはいかず、また、競争力の維持の観点からも、課税取引ではあるが、税率が 0%課税という考え方をしている。これを輸出免税という。輸入取引については、国内取引とされることから、事業者か個人かに関係なく輸入の際、消費税が課されることとなる

取引の性格が消費税を課することがないものや社会政策的な配慮から消費税を課されない取引がある。これを非課税取引といい、全部で 15 種類ある。以下の表 3-2 は消費税の非課税取引をまとめたものである。

表 3-2 消費税の非課税取引

土地の譲渡、貸付など	社会保健医療など
社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡など	社会福祉事業など
利子、保証料、保険料など	お産費用など
郵便切手、印紙などの譲渡	埋葬料、火葬料
商品券、プリペイドカードなどの譲渡	身体障害者用の物品の譲渡・貸付など
住民票、戸籍抄本等の行政手数料など	学校教育法に規定されている学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
国際郵便為替、外国為替など	教科用図書の譲渡
	住宅の貸し付け

保税地域から引き取られる外国貨物には消費税が課されるため、外国貨物の輸入が無償取引であっても、また、事業としてではなく個人として輸入したものであっても消費税が課されることになる。なお、海外旅行などで機内持込により物品を輸入する場合、一定額以下の物品については免税とされ、消費税は課されない。また、同様に輸出取引に関しても免税とされている²²。これらのような取引を免税取引という。

²² 消費税法七条

事業者（第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

⑥ 課税売上割合

仕入税額控除は課税資産の譲渡等(以下「課税売上」という。)に対する消費税額から、その消費税額のうち仕入先等の前段階で納付された税額分を控除する建前であるから、消費税額の生じない非課税資産の譲渡等(以下「非課税売上」という。)に対して税額控除は適用されない。したがって、課税売上と非課税売上の両方がある事業者は、課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上にかかる部分と非課税売上に係る部分とを区別し、課税売上にかかる税額のみを控除する必要がある。事業を行っている場合には、課税売上とともに利子収入等の非課税売上があるのが通常である。したがって、全ての場合にこの区分を適用することは実務上の負担が大きくなる。このため消費税法では、非課税売上の割合が小さいとき、すなわち課税売上割合が95%以上の時は、仕入に係る消費税額の全額を控除できることとしている²³。

課税売上割合は次の算式によるものである。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額}}$$

注1) 全て消費税の額を含まない

注2) 原則として端数処理を行わない。

課税売上割合が95%未満のときは、控除すべき消費税額の算定につき、次の二つの方式のいずれかを選択して適用することとしている。一つは、課税仕入を課税資産の譲渡等に

一、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

²³ 消費税法三十条

第二項 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等によりのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。)によりのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合に掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二、前号に掲げる場合以外の場合

当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

のみ要するもの、非課税資産の譲渡等によりのみ要するもの、課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要するものに区分し、課税資産の譲渡等によりのみ要する仕入の税額と、課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する仕入の税額に課税売上割合を乗じた金額の合計額を仕入税額とするものである。これを個別対応方式という。もう一つは、課税仕入を区分できない場合や、区分できても選択することにより、課税仕入等の税額に課税売上割合を乗じた金額を仕入税額とするものである。これを一括比例配分方式という。

⑦ 簡易課税制度

消費税の基本的枠組みである仕入税額控除を適用するには、少なくとも課税売上と非課税売上の区分が必要とされる。そして、このような区分は小規模の事業者にとっては必ずしも容易なことではないと考えられたため、一定規模以下の事業者は、より簡便な税額控除の制度を選択できることとされている²⁴。これを簡易課税制度という。簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して設けられたもので、課税仕入の支払い対価の額にかかわらず、課税標準額に対する消費税額を基に仕入に係る消費税額を計算できる制度であり、その基準期間における課税売上高が2億円以下(平成16年4月からは5000万円以下。以下同じ。)の事業者が選択できるものである。これは、結果的に課税標準額の一定割合を

²⁴ 消費税法三十七条

第一項 事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項において同じ。)が2億円以下である課税期間(第12条第1項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間(以下この項において「分割等に係る課税期間」という。)を除く。)についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が2億円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)については、第30条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における次条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の60に相当する金額(卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額)とする。

この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

第二項 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第三項 前項の場合において、第1項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができない。

納付税額とするものである。計算方法は以下の算式により算出する。

$$\text{仕入に係る消費税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

注) みなし仕入率は以下表 3-3 を参照

表 3-3 みなし仕入率

第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造業	70%
第四種事業	その他	60%
第五種事業	不動産、運輸通信、サービス業(飲食店業を除く)	50%

3.消費税の問題点

近年、tax mix という課税バランスの観点から、また、間接税の持つ税収安定の長所から、今後の税収の柱として、消費税率の引き上げが盛んに議論されている。消費税のメリットとしては、第1に、高齢者にも課税されることで、世代間の不公平是正に資する点がある。消費税の場合、社会保険料や所得税に比べて現役世代への税負担の偏りが小さくなるため、現役世代への過度な負担が抑制されるといった点が指摘されている。加えて、社会保障給付とのバランスをみても、高齢者にもある程度の負担を求める方が、現役世代と高齢世代の世代間の公平性確保に資すると考えられる。例えば、年金についてみると、現在の高齢世代には、過去に負担した保険料負担を超える年金が給付されているのに対し、現役世代には、若年になるほど現在支払っている保険料負担を大幅に下回る額しか、将来給付されない見通しである。こうした負担と給付のバランスの世代間格差を緩和する方策の一つとして、高齢世代への課税によって給付を事後的に取り戻すことが考えられ、消費税はそのための有力な手段とされる。第2に、経済への悪影響が比較的軽微にとどまる可能性である。消費税と所得税を考えると、所得税は所得発生時に課税されるのに比べ、消費税の場合、将来の消費税の支払いに備える分、現役世代の貯蓄が増える。このため、消費税の方が、資本蓄積が進み、潜在成長力が高まるという考えである。これは、いわゆる税の支払いのタイミングの差により生じるものである。こうした消費税のメリットに対し、

以下のような、問題点が指摘されている。第1は、物価スライドの影響である。年金給付の際、消費税分が物価スライドによって給付額に反映されると、高齢者にも負担を求めるという意図が事実上達成されなくなる。第2は、資本蓄積の進展が潜在成長力に及ぼす影響に対する疑問である。もともと、わが国の経済構造は、家計部門の巨額の貯蓄を背景に、民間部門が貯蓄超過となる傾向にある。この点を踏まえると、貯蓄の増加が資本蓄積を促進し、潜在成長力を高めるという経路が、わが国経済においてどの程度妥当性を有するのかは吟味を要する。また、現在のわが国の経済状況をみると、供給が需要を上回るいわゆるデフレ・ギャップの状態にあり、家計部門の貯蓄が増えたからといって、すぐに設備投資の活発化が見込まれる状況にない。第3は、消費税負担の逆進性である。消費税は消費に対して比例的に課税されるものの、通常、低所得層ほど消費性向が高いことから、所得に対する消費税負担の比率は、低所得層ほど高くなる。このようにみると、消費税率の引き上げは、確かに将来の必要財源の調達手段として有力な候補ではあるものの、財源の検討にあたっては、より多様な視点から幅広い手段を模索していくことが現実的であろう。

消費税の持つ問題点としては、以下の①、②、③にあげられるような課題の克服が必要といえる。

① 益税問題の改善

益税とは、消費者の支払った消費税が事業者の手許に残り、国庫に入ることがない制度となっていることから、批判的に呼ばれるものである。実際の制度としては、小規模事業者の免税点制度、簡易課税制度による仕入税額控除のみなし仕入率の差から生じるもの、仕入税額控除のいわゆる95%ルールによる非課税仕入相当額から生じるもの等がある。益税問題はいわゆる公平性の原則の観点から許される余地はない。これらの解決として、平成15年度の税制改正を踏まえ、簡易課税制度はより一層踏み込んで、むしろ廃止すべきである。小規模事業者の免税制度はその法的趣旨上甘受されるものであるが、簡易課税制度に関しては、益税問題等を抱えるだけである。今回の改正は今後の廃止への布石であると受け止めたい。また、先の1章でも取り上げたように、消費税の滞納額は他の国税に比べ圧倒的に多く、これは事業者に会計上の便宜を与えるものに他ならず、税務行政の徹底は課税の公平のためにも達成されなくてはならない課題である。

② 逆進性の緩和

この税の持つ問題点として収入(支出)に対する税負担の逆進性がある。ここで仮に消費税率が 20%とし、必需品たる米が 5000 円とする。すると当然この米の税込価格は 6000 円となり、消費者はこの価格を支払うこととなる。今ここに月収 1 万円の人(貧者)と月収 100 万円の人(富者)がいたとしよう。両者の収入に占める支出、ここでは食費たる米の購入費の割合(エンゲル係数)は、それぞれ貧者が 60%、富者が 0.6%となる。つまり税負担率はそれぞれ貧者が 10%、富者が 0.1%となり非常に逆進的な税といえる²⁵。よって、消費税のウェイトを上げていくなれば、何らかの逆進性緩和措置が必要である。その場合の具体的な方策として二つあげる。一つは、基礎消費支出に係る消費税額相当分の一律還付制度(カナダの GST 税額控除方式の例=Goods and Services Tax Credit:家族を構成する成人・子供それぞれの人数に応じて定額を小切手等で還付)を創設するなどの対処が考えられる。

そしてもう一つは、消費税導入にあたり検討されたインボイス方式の採用である。我が国の消費税は、EU 諸国に比べ、その歴史が浅いこと、多段階累積控除の方法に、事業者の帳簿記録を元にするアカウント方式(EU 諸国は、伝票を使うインボイス方式)を採用したために、複数税率では、正確な税額計算が難しいこと等の理由から単一税率を採用している。EU 諸国の消費税(付加価値税)は、おおむね複数税率制が採用されている。標準税率のほかに、生活必需品には軽減税率と呼ばれる低税率を、奢侈品(贅沢品)には割増税率という高税率を定め、付加価値税の持つ逆進性を緩和しようとしているのである。

③ 消費税の目的税化の是非

消費税については平成 11 年に福祉目的税化され、税収の使途が目的化された²⁶。福祉目的税については、「給付と負担の関係が明確な社会保険方式の長所が失われる」との指摘もあるが、基礎年金はすべての国民を対象とする制度であり、これをすべての国民の負担する消費税(福祉目的税)によってまかなうことには、相当の合理性がある。また、現行の

²⁵ ラムゼイ・ルールのうち、逆弾力性の命題がある。これは、価格弾力性の高い財にはあまり税率を高くするのは望ましくなく、逆に、価格弾力性の低い財には高い税率を課するのが望ましいことを主張するものをいう。これによれば、非弾力的な財ほど、課税しても超過負担はそれほど大きくはならない。従って、高い税率をかけても資源配分の非効率性はあまり生じない。しかしこの命題の問題点として、この命題のとおり課税を行おうとすれば生活必需品のような価格弾力性の低いものに高い税率を設定することが望ましいとされる。これは確かに効率性の観点からは望ましいが、公平性の観点からは許容されない。これを効率性と公平性のトレードオフ関係という。

²⁶ 森信(1998)参照

保険料方式による基礎年金は、すでに免除・未加入・滞納者が相当な割合に上り、このような給付と負担の明確な関係が成立しているとはいえない。

ただ、消費税を目的税化することは、既得権益化する虞をはらんでおり、簡単にはいかないだろう。また、消費税は不況下にあっても安定した税収となっており、歳入の安定からも目的税化し用途を完全に限定するのも政策上難しいといわざるをえない。

第3節 15年度税制改正のポイント～租税原則に照らして

1.平成 15 年度税制改正

平成 15 年度において大幅な税制の見直しが行われた。この税制改正により公平、中立、簡素という租税原則に忠実な税制に近づくことを目標にしている。この税制改正による平成 15 年度の減税額は約 1.5 兆円になると試算されている。(ただし、平成 15 年度においても、国・地方を合わせて 6 兆円を上回る個人所得課税及び法人課税の恒久的な減税が継続している。)

以下において数々の税制改正点のうち、本稿で取り扱う所得税法、消費税法の税制改正点の概要を整理する。

表 3-4 平成 15 年度税制改正点

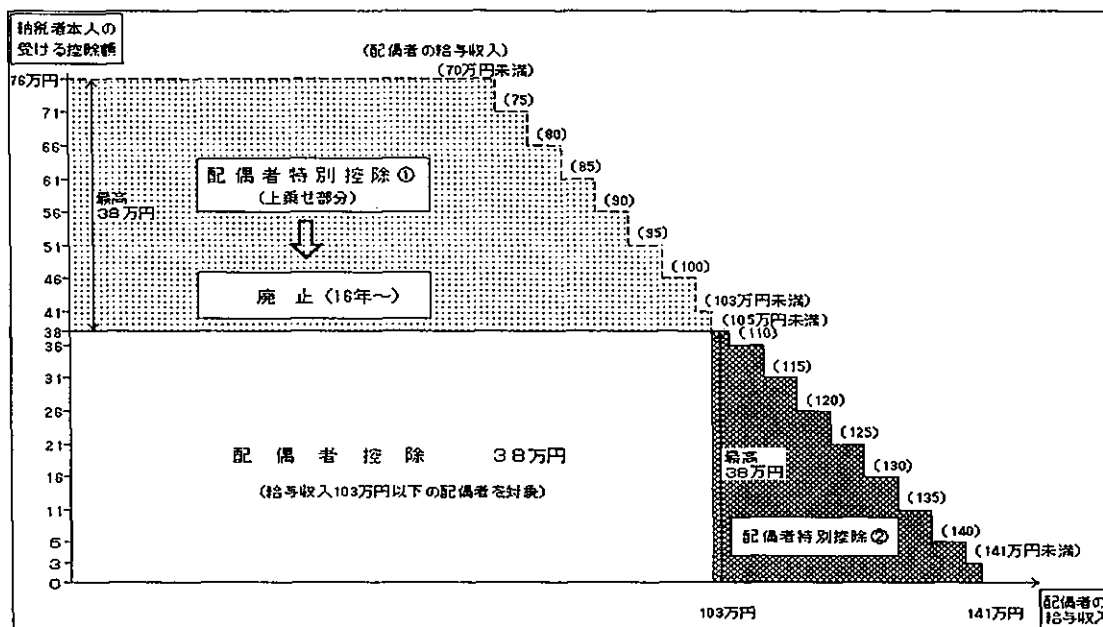
[個人所得税] ・ 配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分（最高 38 万円）を廃止する。
[消費税] ① 中小事業者に対する特例措置 事業者免税点制度の適用上限を 1,000 万円（現行 3,000 万円）に引き下げる。 簡易課税制度の適用上限を 5,000 万円（現行 2 億円）に引き下げる。 ② 申告納付制度等 直前の課税期間の年税額が 4,800 万円（地方消費税込 6,000 万円）を超える事業者は、中間申告納付を毎月（現行 3 月ごと）行うこととする。 ③ 総額表示の義務化 消費税法において、事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、予めその取引価格を表示する場合には、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価格を表示することを義務付ける。

注 1) 上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。

注 2) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用する。

表 3-4 は平成 15 年税制改正のうち、所得税と消費税に係るもののみを取り上げたものである。所得税に関する改正として、配偶者特別控除の整理が行われる。これは図 3-4 にあるよう配偶者控除に加えて控除されていた配偶者特別控除分 38 万円を廃止するものである。配偶者控除の 38 万円はそのまま残り、今回廃止されるのは、配偶者控除に加えて、上乗せになっている配偶者特別控除の部分である。配偶者控除と配偶者特別控除を加えると最大で 76 万円となり、本人の基礎控除 38 万円、扶養者の控除 38 万円に比べて、配偶者控除だけ大きくなっており、税制としてバランスがとれないということで今回の改正となった。これにより就業の選択に対して中立的になり、また、水平的公平の改善に資するものであるといえる。

図 3-4 配偶者控除



注)財務省HP (<http://www.mof.go.jp>)より作成

次に消費税に関する改正であるが、平成 15 年度の改正として、小規模事業者に係るもの、納付に関するもの、そして価格の総額表示の三点が行われた。小規模事業者に係るものとは、一つは小規模事業者の免税点の引き下げであり、一つは簡易課税制度適用点の引き下げである。具体的には、前者は消費税法 9 条に規定する免税事業者に該当するための基準期間の課税売上高の判定金額が 3000 万円から 1000 万円に引き下げられたことである。また後者は、簡易課税制度を選択するための基準期間の課税売上高の判定金額が 2 億円から 5000 万円に引き下げられたことである。ともに、小規模かつ零細な事業者に対する配慮から置かれた制度であるが、消費税導入後 15 年が経過し制度として安定してきたこと、小規模事業者による益税問題が取り上げられることが多くなってきたこと、税収の確保等の理由から、課税ベースの拡大のために改正が行われたと考えられる。これにより、課税の公平性及び中立性は改善されると思われるが、簡素性に関しては課税事業者が増えることから徴税コストの増加は免れられず、また先の 1 章でも取り上げたように消費税は多くの滞納を抱えていることから、更に悪化することも懸念される。

納付に関するものとして、中間納付の回数が変更され、対象者は毎月ごとの納付が課せられることとなる。これは従来の 3 回だと、預かっただけのはずの消費税額を事業者内に

留めておくことになり、それによる利益を得ることになるとの批判や、歳入を年度内で小分けに受け取ることで税収の平準化が出来ることから改正されたと考えられる。これにより今述べたような問題が解決され、課税の公平性及び中立性は改善される一方、簡素性に関しては徴税コストの増加は免れられないであろう。

最後の総額表示に関して、これは税務執行上というよりは、消費者に対しての簡便性の向上のためと考えられる。EU諸国では消費税額を価格に上乗せした総額表示が一般的であり、消費者も煩わしい計算をしなくても支払い総額が容易にわかるという利点がある。しかし、わが国は導入当初、事業者が、消費者が値上げと錯誤するとの懸念から税抜き方式で表示し、それが一般的になっている。レジスターなど備品の交換コストや、表示変更のメニューコスト等がかかり、また、端数処理のツケは誰が負担するのかといった生産者コスト上の問題など、簡素性に関しては大きく損なうことになる。公平性、中立性を向上させる要素も乏しく、今後の消費税値上げの布石との誇りを受けるのも当然といえる。

2.平成 15 年度税制改正の効果

実際には平成 15 年度の税制改正による効果はどれほどに上るのであるだろうか。これについて、国税庁が試算を出して公表している。以下、表 3-5 がそうである。

表 3-5 平成 15 年度税制改正による税収増減見込み額

改正事項	平年度	初年度
①法人関連税制		
(1)研究開発減税(中小企業分を除く)	▲ 5,880	▲ 5,470
(2)設備投資減税(中小企業分を除く)	▲ 4,450	▲ 5,270
(3)中小企業支援	▲ 3,840	▲ 2,300
[小計(1)+(2)+(3)]	[▲ 14,170]	[▲ 13,040]
②相続税・贈与税	▲ 1,650	▲ 1,030
③金融・証券税制	▲ 1,250	▲ 960
④土地税制	▲ 2,100	▲ 2,100
[計 ①+②+③+④]	[▲ 19,170]	[▲ 17,130]
⑤所得税	+ 4,790	-----
⑥消費税	+ 5,040	-----
⑦酒税・たばこ税	+ 1,870	+ 1,630
⑧その他	+ 70	+ 60
[計 ⑤+⑥+⑦+⑧]	[+ 11,770]	[+ 1,690]
差 引 計	▲ 7,400	▲ 15,440
⑨石油税	+ 850	+ 140
⑩自動車重量税	▲ 930	▲ 930
一般会計分計	▲ 7,480	▲ 16,230
⑪電源開発促進税	▲ 593	▲ 83
⑫自動車重量税(譲与分)	+ 930	+ 930
総 計	▲ 7,143	▲ 15,383

注) 国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) より転載

これから明らかなように、所得税では配偶者特別控除等人的控除の整理、消費税では免税事業者の制度の整理等、酒・たばこ税では税金の値上げなどが行われ、増税されたにもかかわらず、直接税関連の大幅な減税が行われたために全体としては、税収はむしろ減る計算になる。これは、現在のわが国の経済的状況を鑑み、増税のショックを直接税の先行減税により吸収する狙いがあったためと考えられる。しかし、わが国の基礎的収支(プライマリーバランス)改善のために、経済状況の好転が見られれば、先行減税等の廃止により、当初の狙い通りの税収増を期待すべきであろう。所得課税・消費課税・資産課税の tax mix を図るための布石という考え方での直接税減税の続行は好ましいものとはいえない。

第4章 供給側モデルによる財政・経済シミュレーション

先の第1章でも確認したように、わが国の財政は破綻の危機に瀕している。90年代の景気対策として拡張的な財政政策を行い、また、一方で税収面は大きく落ち込んだことから、国債残高、財政赤字の規模いずれの指標で見てもわが国は先進国中最悪の水準となった。こうした危機的な財政状況を受け、「構造改革なくして景気回復なし」というキャッチフレーズのもと小泉内閣は、まず「国債発行 30 兆円枠」を設けて財政再建の第一歩を踏み出した。政府は小泉内閣の方針を踏まえ、2002 年 1 月「構造改革と経済財政の中期展望」により、2002 年から 2006 年の間、一般政府支出の規模の対 GDP 比を 2001 年の水準を上回らないとする、新たな財政再建目標を策定し、この改革の結果、2010 年代初頭にはプライマリーバランスは黒字化することを目標としていた。しかし、2003 年 1 月に経済財政諮問会議に提出された「構造改革と経済財政の中期展望（改訂版）」において、デフレ脱却や財政再建の実現の時期をこれまでの目標より 1～2 年先送りにされることとなった。

先の「構造改革と経済財政の中期展望（改訂版）」を受けて 15 年度予算概算要求基準では、「新規国債発行 30 兆円枠」に代わり、「一般歳出及び一般会計歳出を実質的に今年度の水準以下に抑える」との目標が設定されている。更に、財務省は「複数年予算」の検討を行うなど、より効率的な財政運営のあり方を模索している。

わが国の危機的財政状況を踏まえ、増税と財政規模縮小の必要性を示し、具体的な例示を行うのが本章の目的である。まず 1 節において供給型シミュレーションモデルを用いることにより、長期的展望から増税と財政規模縮小の必要性を示す¹。そして 2 節において、Blinder-Solow タイプ²の IS-LM モデルを用いて、近年の安易な消費税率引き上げ案への警鐘を示す。

¹ 第4章でやったシミュレーションは「財政再建を避けて通ることが出来ない」ことを示すために、標準的な方法（新古典派的供給決定型モデル）を用いた

² Blinder-Solow(1973)参照

第1節 政策の維持可能性

この節では供給型シミュレーションモデルを用いることにより、財政再建のために、増税と財政縮小が必要なことを示すことを目的に、定量的に分析し、分析結果から得られる政策的なインプリケーションを検討する。今回のシミュレーション結果は吉田・霧島(1997)によるシミュレーションに基づいている³。

1. モデル

生産関数は一般的なコブ・ダグラス型を用いた。Y は国内総生産(GDP)を、K は資本ストックを、A は全要素生産性(TFP)を表す。実質賃金率 w は労働の限界生産力と等しいところで、利子率 r は資本の限界生産力と等しいところで決まるものとする。L は労働人口を、 n は人口成長率を表す。税収は、現行の間接税と直接税を参考に、間接税たる消費課税 ($\tau_1 C$) と、直接税たる所得課税 ($\tau_2 Y$) を仮定した。ただし、簡単化のために国債の利子所得に対する資産課税は課さないものと仮定する。利子所得に対する政府支出は一定の率 g で推移すると仮定した。資本減耗率は δ 、選好パラメータは α でそれぞれ表す。消費者の予算制約式は t 期の可処分所得を貯蓄と消費に振り分けるものとし、その貯蓄性向は s とする。政府の予算制約式は政府支出と国債利払い費を租税収入と国債発行によって賄うものとする。

モデル

$$Y_{(t)} = A_{(t)} K_{(t)}^{\alpha} L_{(t)}^{1-\alpha} : \text{生産関数}$$
$$\text{where } A_{(t+1)} = A_{(t)}(1+\alpha)^{\epsilon}$$
$$\frac{w_{(t)}}{p} = \frac{Y_{(t)}}{L_{(t)}}(1-\alpha) : \text{実質賃金率}$$

³ このような長期展望のために用いられる計量モデルは、短期的な景気予測に用いられる需要決定型モデルではなく、新古典派的な供給決定型のモデルとなっている点に注意が必要である。

$$r_{(t)} = \frac{Y_{(t)}}{K_{(t)}} \alpha : \text{利子率}$$

$$L_{(t+1)} = (1+n)L_{(t)} : \text{労働人口}$$

$$T_{(t)} = \tau_1 C_{(t)} + \tau_2 Y_{(t)} : \text{租税関数}$$

$$Y_{(t)} + r_{(t)} B_{(t)} - T_{(t)} = C_{(t)} + S_{(t)} : \text{消費者の予算制約式}$$

$$\text{where } C_{(t)} = \frac{(1-s)\{(1-\tau_2)Y_{(t)} + r_{(t)}B_{(t)}\}}{1+(1-s)\tau_1} : \text{消費関数}$$

$$S_{(t)} = s(Y_{(t)} + r_{(t)}B_{(t)} - T_{(t)}) : \text{貯蓄関数}$$

$$G_{(t)} + r_{(t)}B_{(t)} = T_{(t)} + \{B_{(t+1)} - B_{(t)}\} : \text{政府の予算制約式}$$

$$K_{(t+1)} = (1-\delta)K_{(t)} - \{B_{(t+1)} - B_{(t)}\} + S_{(t)} : \text{資本ストック}$$

$$G_{(t+1)} = (1+g)G_{(t)} : \text{政府支出}$$

Y : 国内総生産(GDP) A : 全要素生産性 K : 資本ストック L : 労働力人口

a : 全要素生産性伸び率 w : 賃金率 α : 選好パラメータ n : 人口成長率 r : 利子率

τ_1 : 消費課税限界税率 τ_2 : 所得課税限界税率 S : 貯蓄 B : 国債残高 G : 政府支出

C : 消費 δ : 資本減耗率 g : 政府支出伸び率 p : 価格

2. パラメータ

このモデルにおけるパラメータは以下の通りである。

$\alpha : 0.24$ $n : -0.002$ $\delta : 0.0441$ $s : 0.25$ $p : 1$

全要素生産性(TFP)A は吉田・霧島モデルにおいて実証的に 1.23% という数値を用いているのを参考に $a=0.0123$ とし、ある程度の景気変動の波を持たす意味で、

$$A_{(t+1)} = A_{(t)}(1+a)^t$$

の両辺の対数を取り、誤差項 ε_t を設け、

$$A_{(t+1)} = \exp(\ln A_{(t)} + t \ln(1+a) + \varepsilon_t)$$

とし、その誤差項 ε_t に乱数を適用することにより設定した⁴。労働人口 L は、少子化傾向においても、女性及び高齢者の社会進出、IT 等の影響により労働生産性はさほど低下しな

⁴ 全要素生産性(TFP)の変化については図 4-6 を参照。

いと考え、また、全要素生産性(TFP)においてイノベーションを含んでいないことから、人口成長率 $n = -0.002$ という小幅な減少率に留めた。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、直近 10 年程度は小幅な労働力人口の増加が見られ、その後減少傾向が続き、50 年後には -9.5% になると予想していることから、本稿における設定も許容の範囲と考える。物価上昇率については簡単化のため一定と仮定した。資本減耗率 δ 及び貯蓄性向 s 、選好パラメータ α の値は吉田・霧島(1997)の論文より引用した。初期値として労働力 L は約 670(十万人)、資本ストック K は国富約 300(十兆円)、公債残高 B は国債約 450(兆円)、政府支出約 82 (兆円)を用いた。利子率 r の算出に当たっては国内総生産と資本ストックの単位を揃える意味で 10^{-1} を乗じている。シミュレーションに当たり現実の値を参照し、極力概観だけでも近くなるようにベンチマークを設定した⁵。

3. オペレーション

パラメータ g 及び τ の設定を「所得税増税」、「消費税増税」、「財政縮小」、「所得税増税、消費税増税と財政縮小の同時実行」の 4 つの政策にあわせて変化させ、それぞれベンチマークと比較しその効果をみた。

[基本]

$$g = 0.015 \quad \tau_1 = 0.05 \quad \tau_2 = 0.028$$

τ_1 は現行の消費税率 0.05 を τ_2 は平均税率として現行の所得税収 14 兆円/国内総生産約 500 兆円から 0.028 を採用した。これにより、現在の税收規模に近い 40 兆円前後を確保できる。図 4-1 は国債残高の推移を表すものである。また、図 4-2 はその対 GDP 比を取ったものである。図 4-3 は税收の推移を、図 4-4 はその租税負担率を、図 4-5 はプライマリーバランスをそれぞれグラフにしたものである。これらを見てもわかるよう、現在のままでは、今後の少子・高齢化対策等、社会保障費の増大による政府支出のプラスの伸びを想定し、税率を現在の水準に据え置くため、GDP 成長による多少の税收増は見られるものの、国債残高は発散し、プライマリーバランスも赤字のままである。現状のまま放置して

⁵ 一般的に政府といえば中央政府、地方政府及び社会保障基金を指すが、本稿においては、中央政府のみに限定した。なお、狭義の政府の数値を用いると、資本ストックが減少し、クラウドディング・アウトが起こることから、金利が上昇し、国債残高が瞬く間に発散してしまうことがシミュレーションされた。

おけば、財政環境の深刻な事態が想像される。

[所得税増税]

$$g=0.015 \quad \tau_1=0.05 \quad \tau_2=0.09$$

政府支出の伸び率を維持したまま、財源を主に所得税率増のみに頼った。これにより 30 兆円前後の税収増を確保できる。所得税率の上げ幅を財政破綻の危機回避の程度まで上昇させることを目的としているため、国債残高、プライマリーバランスともに改善が見られる。ただし、図 4-3 及び図 4-4 にも見られるように、大幅な増税となるため、重税感を国民に強く抱かせるものとなると思われる。

[消費税増税]

$$g=0.015 \quad \tau_1=0.15 \quad \tau_2=0.028$$

政府支出の伸び率を維持したまま、財源を主に消費税率増のみに頼った。これにより 30 兆円前後の税収増を確保できる。所得税増税の時と同規模の増税を想定しているため、国債残高等も同じような状況となる。この場合も図 4-3 及び図 4-4 にも見られるように、大幅な増税となるため、重税感を国民に強く抱かせるものとなると思われる。

[財政縮小]

$$g=-0.005 \quad \tau_1=0.05 \quad \tau_2=0.028$$

増税を回避し、政府支出を抑えることで国債残高への影響を配慮した。これにより国債残高の推移及びプライマリーバランスには改善が見られる。増税の時と同じ効果を意図しているため、年マイナス 0.5% という大幅な財政縮小を想定しており、政策として実行可能性は低いと考えられる。

[所得税、消費税増税+財政縮小]

$$g=-0.003 \quad \tau_1=0.08 \quad \tau_2=0.05$$

財政破綻回避のため緊縮財政及び税率増を同時に行った。大幅な増税及び財政縮小の組み合わせの効果により、最大限の改善が見られる。国債残高も収束に向かい、プライマリーバランスも 10 期前後で均衡し、早期の黒字化が達成される。全体の組み合わせとしては、国民の consensus を得やすい程度と考えられ、また、政策上も妥協できる程度だと考

えられる。

図 4-1 国債残高

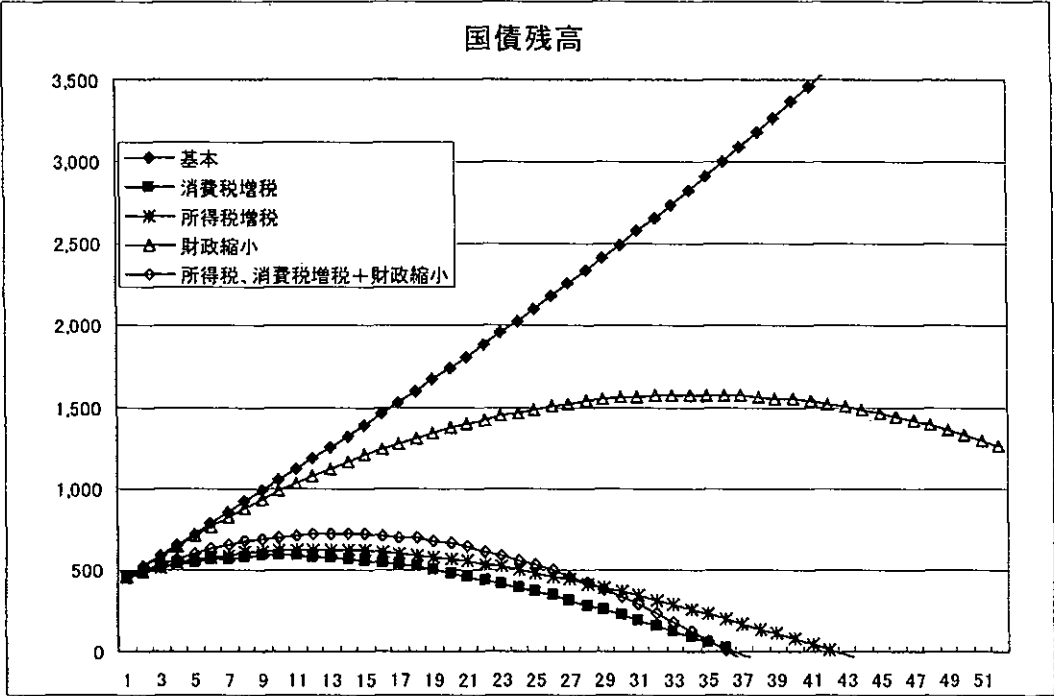


図 4-2 国債残高対 GDP 比

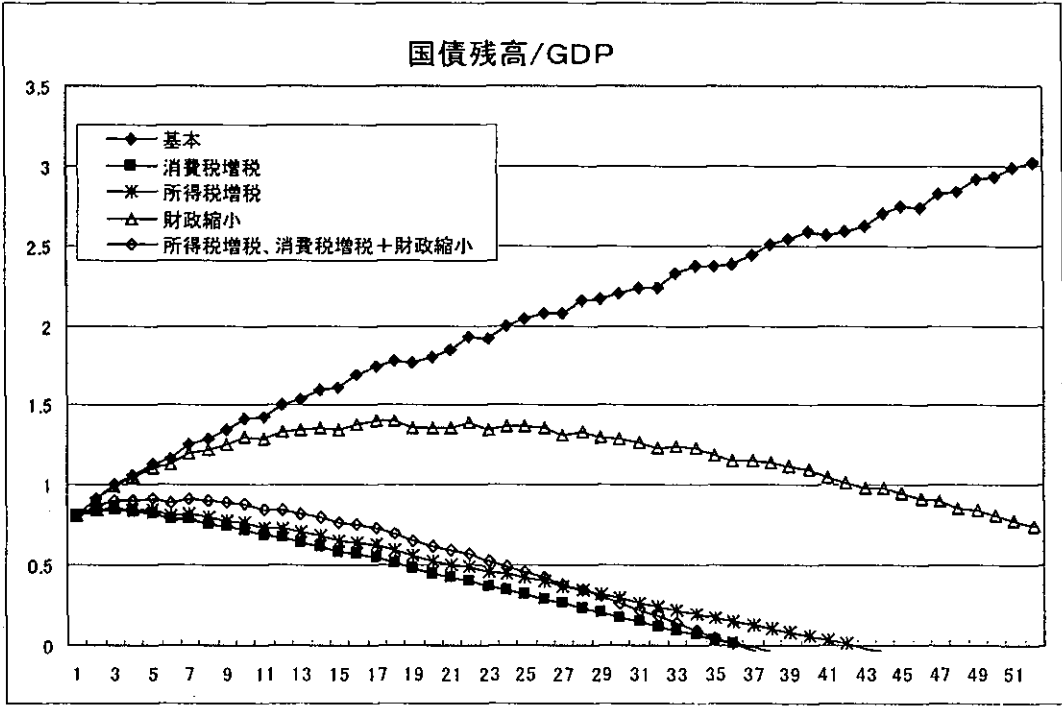


图 4-3 税收

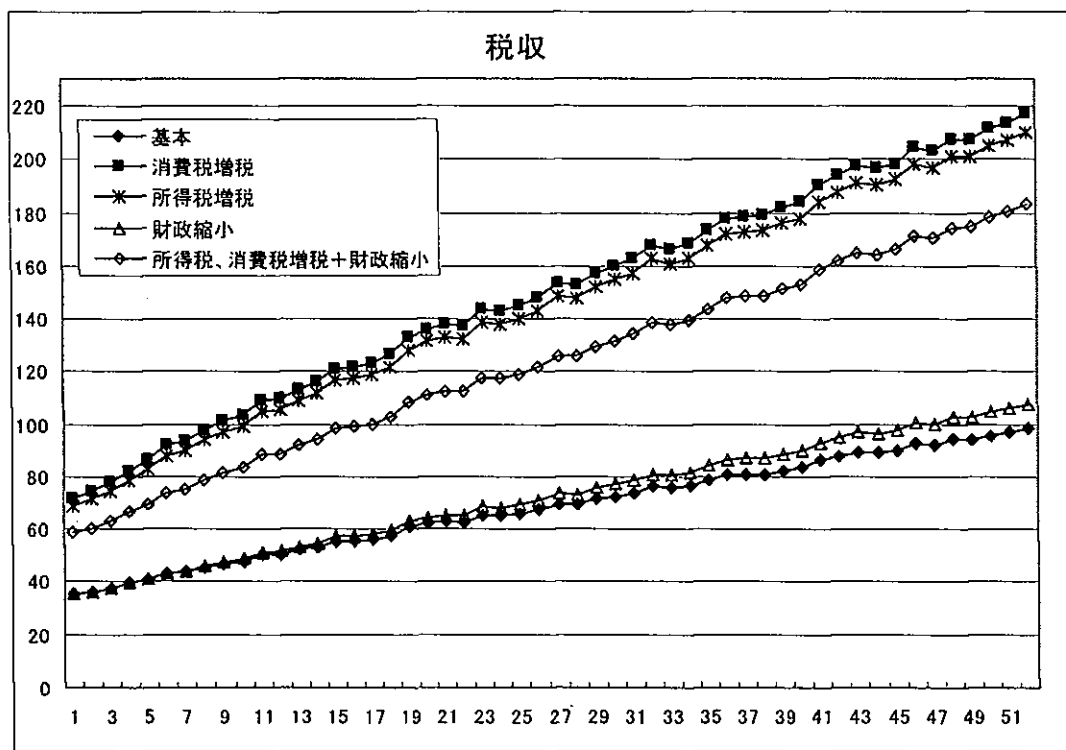


图 4-4 租税负担率

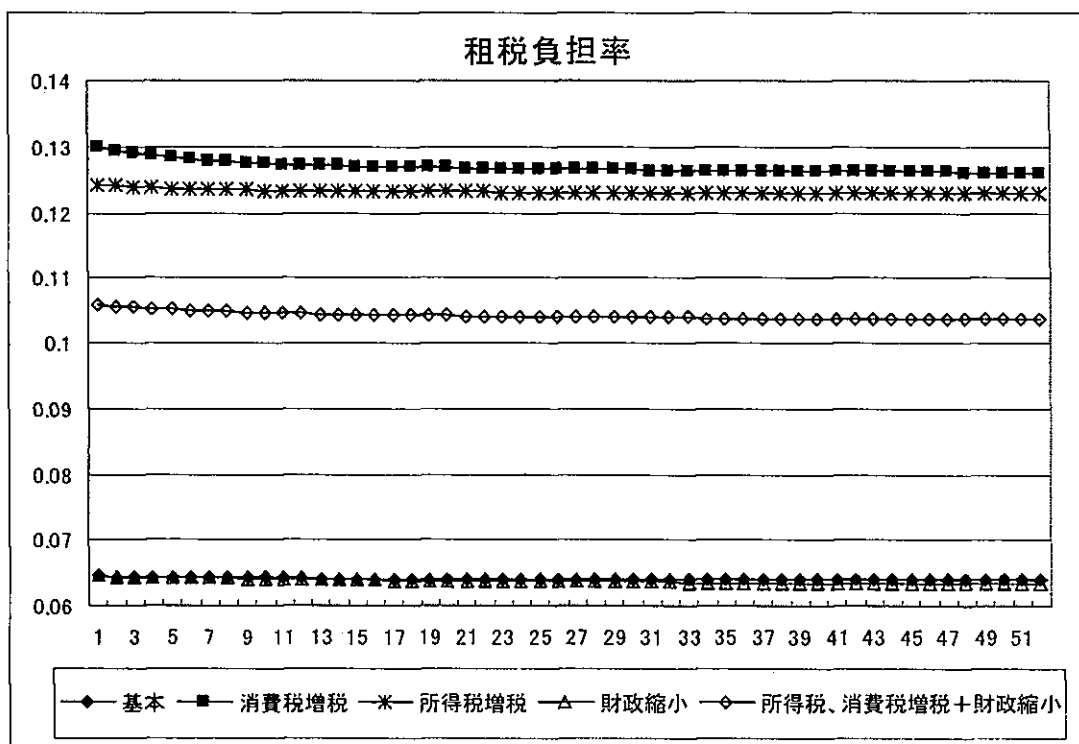


図 4-5 プライマリーバランス

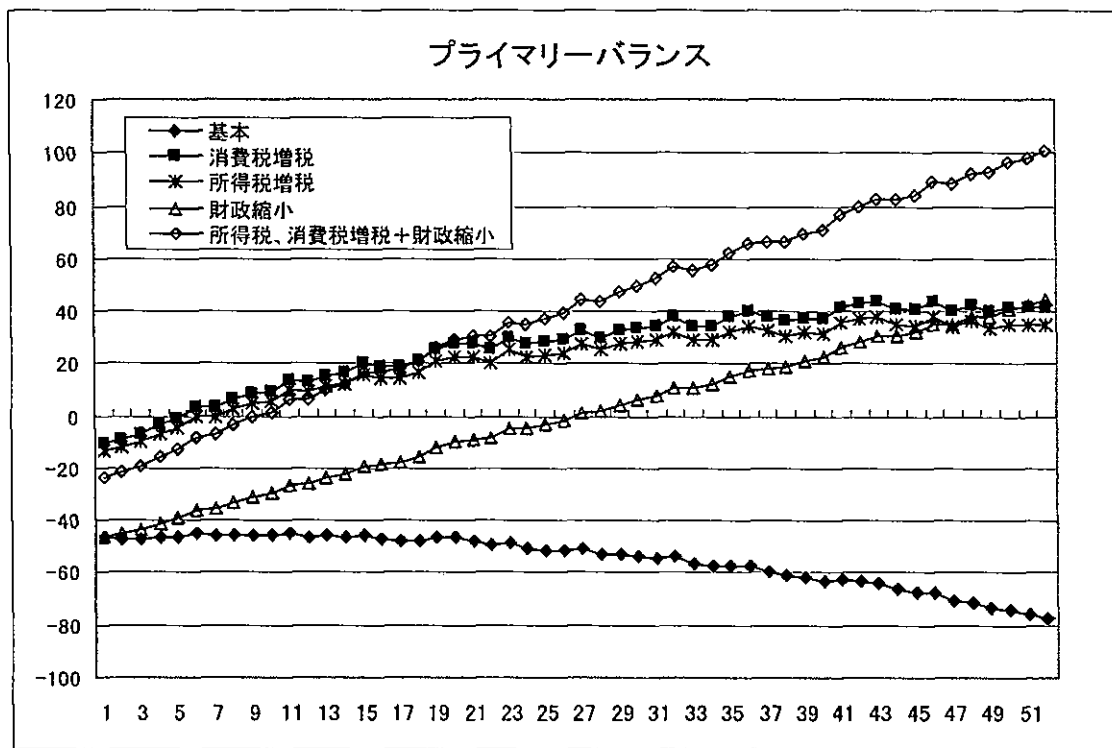
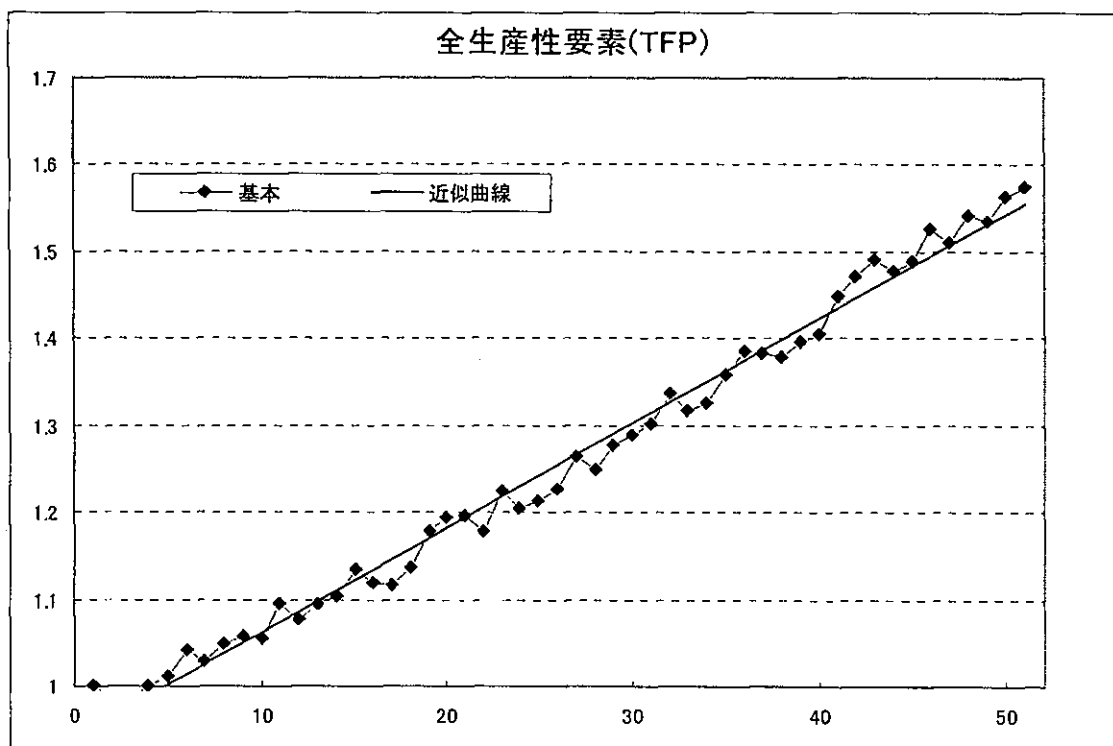


図 4-6 全生産性要素(TFP)



4. 結果及び考察

これらから明らかなように、税収及び租税負担率は増税した場合は明らかな負担増となる。しかし、GDP の正の成長を仮定していることから、所得税の自然増もあるため、実際の負担額の増加は低く、個人の税負担感は比較的軽いと考えられる。

財政の持続性の側面に注目してこのオペレーションを行ったのだが、国債残高に関しては顕著な結果が見てとれた。第一に基本のままでは国債残高は早期に発散し、財政破綻をきたしてしまう。また、緊縮財政も相当思い切ったものでなければ効果は期待できないといえる。増税に関しても、相当の負担増が強いられよう。結果的に均衡財政を目指すのであれば増税及び緊縮財政が避けられず、さもなければ安定的な経済成長を続けることが財政維持の条件となる。

具体的には、現実的な政策を実行するならば、所得税及び消費税の増税と財政縮小をもってはじめて国債残高の収束が見られ、また、プライマリーバランスの黒字化が達成されることとなる。またこの場合において、所得税と消費税の同規模の増税により財源調達している点に意味があり、仮に消費税のみで財源調達しようとするれば、15%以上の大幅な消費税率の引き上げを必要とする。わが国の所得税は比較的低い負担率にとどまっており、また、消費課税は所得課税に比べ *distortional tax* であるといわれることから消費税のみの大幅な増税に頼ることは好ましくはない。この消費課税の攪乱効果については次節において検証する。

これまで簡単な供給型シミュレーションモデルを用いて、財政再建の実施がわが国の経済にいかなる影響を与えるのか、シミュレーションを行った。その結果、重要な政策的結論として一定規模の増税と財政規模縮小の必要性が明らかになった。もちろんこのシミュレーションは簡素なものであり、得られた結果については慎重に扱う必要があるが、それでも所得税及び消費税の課税を拡大し、財政の整理、縮小の必要性を訴えるには十分な結果を示唆するものであるといえる。

第2節 所得課税と消費課税の対比 ～消費税の distortion～

1.基礎的条件

標準的なマクロ経済モデルの枠組みの中で、所得税と消費税のそれぞれにおける財政政策の有効性を検討する。

まず始めに以下のような Blinder-Solow タイプ⁶の IS-LM モデルを想定する。

財市場の均衡

$$[4-1] \quad Y = C + I(r) + G$$

消費関数

$$[4-2] \quad C = C(Y - T, W)$$

資産の定義

$$[4-3] \quad W = K + M + B/r$$

貨幣需要

$$[4-4] \quad M^D = M^S = L(r, Y, M + B/r + K)$$

租税関数

$$[4-5] \quad T = t \times C \Rightarrow dT = t \times dC \quad (0 < t < 1) \quad (\text{消費課税の場合})$$

$$[4-5'] \quad T = T(Y + B) \quad (\text{所得課税の場合})$$

政府予算制約式

$$[4-6] \quad \Delta M + \Delta B/r = G + B - T$$

Y : 国民所得 G : 政府支出 C : 消費 I : 投資 M : 貨幣供給 L : 貨幣需要
r : 利子率 B : 国債残高 T : 税額 t : 限界税率 K : 資本ストック(一定)

モデルは閉鎖経済を想定している。資本ストックは一定とする(以下、断りなく計算上 K は割愛する)。ここでは、単純化して、国債は単位期間あたり 1 単位の確定利息を支払うコンソル債とする。また、政府予算制約式より、財政赤字 ($G + B > T$) が生じれば、貨幣の

⁶ Blinder-Solow(1973)に基づき、課税ベースに消費課税を用いることで拡張している。

発行 ($\Delta M > 0$) 又は国債の新規発行 ($\Delta B > 0$) で調達される。長期均衡の下では $G + B = T$ となり $\Delta M = \Delta B = 0$ とする。消費需要関数、投資関数および貨幣需要関数については、以下のような通常の性質をもつものとする。

$$C_y > 0, C_w > 0, I_r < 0, L_r < 0, L_y > 0, 1 > L_w > 0$$

以下、モデルの動学性を無視し、長期の定常解に着目する、このとき $\Delta M = \Delta B = 0$ となる。また、以下は所得課税の場合は消費課税の場合に比べ計算が容易であり、また方法も同様なことから、租税関数に[4・5']を用いている。

[4・1]から[4・3]、[4・5']を整理することにより、

$$[4\cdot7] \quad \left[1 - \frac{C_y}{1+tC_y}\right] dY = \left[\frac{C_y + C_w/r}{1+tC_y}\right] dB + \left[\frac{C_w}{1+tC_y}\right] dM + \left[Ir - \frac{C_w \frac{B}{r^2}}{1+tC_y}\right] dr + dG$$

が導かれる。

ここで、

$$C_D = \frac{C_y}{1+tC_y} > 0 \quad (\text{可処分所得が消費に与える影響})$$

$$C_B = \frac{C_y + C_w \frac{1}{r}}{1+tC_y} > 0 \quad (\text{国債発行が消費に与える影響})$$

$$C_w = \frac{C_w}{1+tC_y} > 0 \quad (\text{資産が消費に与える影響})$$

$$C_r = -\frac{C_w \frac{B}{r^2}}{1+tC_y} < 0 \quad (\text{利子率が消費に与える影響})$$

とおくと[4・7]は

$$[4\cdot8] \quad (1 - C_D) dY = C_B dB + C_w dM + (Ir + C_r) dr + dG$$

となる。

また、[4・4]より

$$[4\cdot9] \quad (1 - L_w) dM = L_y dY + \hat{L}_r dr + L_w \frac{1}{r} dB \quad \text{where } \hat{L}_r = L_r - L_w \frac{B}{r^2} < 0$$

を得る。

[4-6]式において $\Delta M = \Delta B = 0$ から $dG + dB - t dC = 0$ (租税関数は[4-5'])となる。

これより

$$[4-10] \quad (tC_D)dY + (tC_r)dr - (1-tC_B)dB + (tC_w)dM = dG$$

が得られる。

Y と r の解を

$$Y = F\{M, B, G\}$$

$$r = H\{M, B, G\}$$

と置く。

[4-8]、[4-9]、[4-10]より

$$F_M = \frac{C_w \hat{L}_r + (1-Lw)(Ir + C_r)}{\mu}$$

$$F_B = \frac{C_B \hat{L}_r - \frac{Lw}{r}(Ir + C_r)}{\mu}$$

$$H_M = \frac{(1-C_D)(1-Lw) - LyC_w}{\mu}$$

$$H_B = \frac{-(1-C_D)(Lw\frac{1}{r}) - LyC_B}{\mu}$$

が導かれる。ただし、基礎乗数 $\mu = (1-C_D)\hat{L}_r + Ly(Ir + C_r)$ とする。

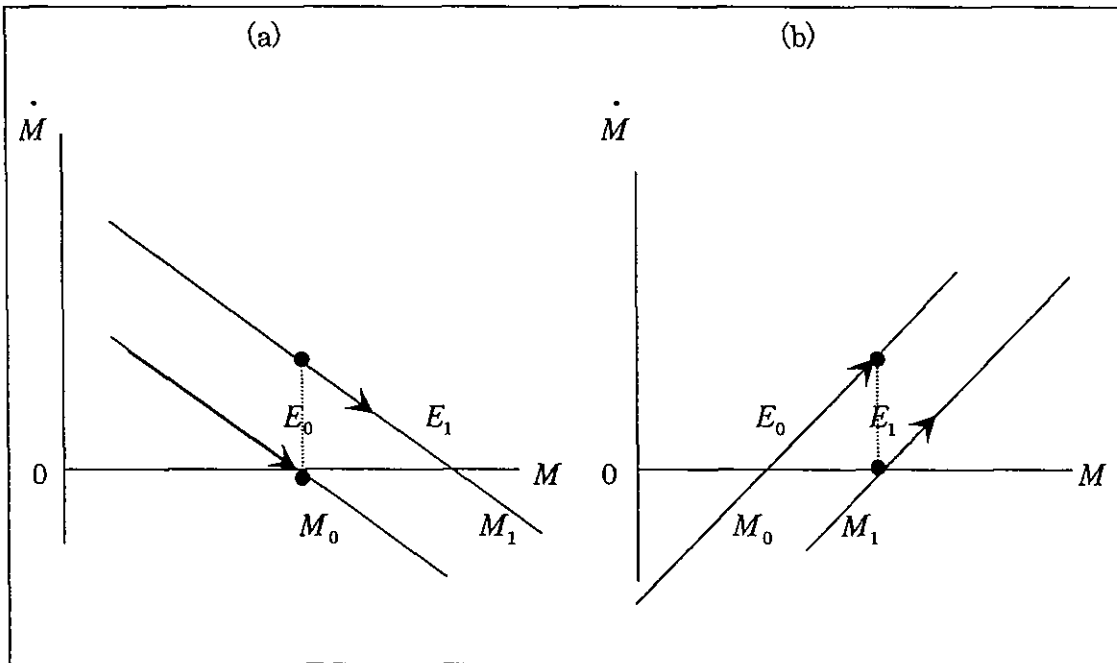
2.安定性条件

$$[4-11] \quad \dot{\bar{M}} = G + \bar{B} - T \quad (\text{貨幣調達の場合})$$

$$[4-12] \quad \dot{\bar{B}} = H(\bar{M}, B, G)\{G + B - T\} \quad (\text{国債調達の場合})$$

貨幣調達の場合の安定条件は以下の図 4-7 が示すように $\frac{\partial \dot{M}}{\partial M} < 0$ となる必要がある。

図 4-7 安定性の条件



[4-11]より

$$\frac{\partial \dot{M}}{\partial M} = - \left(\frac{\partial T}{\partial C} \frac{\partial C}{\partial M} \right) < 0$$

$$dC = C_D dY + C_W dM + C_r dr \text{ より}$$

安定条件成立のためには

$$C_D F_M + C_W + C_r H_M > 0$$

つまり、

$$[4-13] \quad C_D F_M + C_W > -C_r H_M$$

が成り立たなくてはならない。

この式の経済的意味は、

$$\text{所得効果} \left(\frac{\Delta C}{\Delta D} \frac{\Delta Y}{\Delta M} \right) + \text{資産効果} \left(\frac{\Delta C}{\Delta W} \right) = \text{利子率効果} \left(\frac{\Delta C}{\Delta r} \frac{\Delta r}{\Delta M} \right)$$

となる。

よって安定条件は

$$H_M < \frac{C_Y F_M + C_M}{-C_r}$$

である。

[4-13]に F_M 、 H_M を代入すると、

$$\frac{(1-L_W)(C_D I_r + C_r) + C_W(\hat{L}_r + L_Y I_r)}{\mu} > 0$$

となり、確かに満たされることが確認できる。

国債調達の場合も同様に、

$$\frac{\partial \dot{B}}{\partial B} = H_B \{G + B - T(c)\} + r \left\{ 1 - \frac{\partial T}{\partial C} \frac{\partial C}{\partial B} \right\} < 0$$

であることが安定条件となる。

モデルの動学性を無視し、長期の定常解に着目することを前提としているため、均衡の近傍では

$$r \left\{ 1 - \frac{\partial T}{\partial C} \frac{\partial C}{\partial B} \right\} < 0$$

より

$$1 < \frac{\partial T}{\partial C} \frac{\partial C}{\partial B}$$

が安定条件となる。したがって安定条件は

$$[4-14] \quad T' \{C_D F_B + C_B + C_r H_B\} > 1$$

が成り立たなくてはならない。

この式の経済的意味は

$$\Delta B \times T' \{C_D F_B + C_B + C_r H_B\} > \Delta B \text{ から}$$

国債発行の効果を見たとき、

$$\text{所得効果} \left(\frac{\Delta C}{\Delta D} \frac{\Delta Y}{\Delta B} \right) + \text{資産効果} \left(\frac{\Delta C}{\Delta B} \right) + \text{利子率効果} \left(\frac{\Delta C}{\Delta r} \frac{\Delta r}{\Delta B} \right) > \text{利子費用}$$

ということを意味する。

[4-14]に F_B と H_B を代入すると、

$$\frac{1}{\mu} T'(\hat{L}_r + LyI_r) \left(C_B - \frac{T' Lw \frac{1}{r} (I_r C_D + C_r) + \mu}{T'(\hat{L}_r + LyI_r)} \right) > 0$$

となる。

ここで、 $\mu < 0$ より

$$[4-15] \quad T'(\hat{L}_r + LyI_r) \left(C_B - \frac{T' Lw \frac{1}{r} (I_r C_D + C_r) + \mu}{T'(\hat{L}_r + LyI_r)} \right) < 0$$

が安定条件となる。ここで

$$\left(\frac{T' Lw \frac{1}{r} (I_r C_D + C_r) + \mu}{T'(\hat{L}_r + LyI_r)} \right) = \Pi_1$$

と置くと、[4-15]は

$$T'(\hat{L}_r + LyI_r)(C_B - \Pi_1) < 0 \quad \text{where } T'(\hat{L}_r + LyI_r) < 0$$

となる。安定条件が満たされるためには $(C_B - \Pi_1) > 0$ でなければならないことから、国債の資産効果に注目すると、 $C_B > \Pi_1$ が国債調達の場合の安定条件である。

3. 政府支出の長期乗数

① 貨幣調達の場合

[4-8]、[4-9]、[4-10]より $dB = 0$ から、

$$(1 - C_D)dY - (I_r + C_r)dr - C_w dM = dG$$

$$Ly dY + \hat{L}_r dr - (1 - Lw)dM = 0$$

$$(tC_D)dY + (tC_r)dr + (tC_w)dM = dG$$

となる。これから、

$$\frac{dY}{dG} = \frac{1}{\Delta} \begin{pmatrix} 1 & -(Ir + C_r) & -C_w \\ 0 & \hat{L}_r & -(1-Lw) \\ 1 & tC_r & tC_w \end{pmatrix}$$

$$= \frac{(1+t)\hat{L}_r C_w + [Ir + (1+t)C_r](1-Lw)}{\Delta}$$

$$\text{where } \Delta = t\{(\hat{L}_r + LyIr)C_w + (C_D Ir + C_r)(1-Lw)\} < 0$$

また、

$$(1+t)\hat{L}_r C_w + [Ir + (1+t)C_r](1-Lw)$$

より $\frac{dY}{dG} > 0$ が満たされる。

② 国債調達の場合

[4-8]、[4-9]、[4-10]より $dM = 0$ であるから、

$$(1-C_D)dY - (Ir + C_r)dr - C_B dB = dG$$

$$Ly dY + \hat{L}_r dr + Lw \frac{1}{r} dB = 0$$

$$(tC_D)dY + (tC_r)dr - (1-tC_B)dB = dG$$

となる。これから、

$$\frac{dY}{dG} = \frac{1}{\Delta} \begin{pmatrix} 1 & -(Ir + C_r) & -C_B \\ 0 & \hat{L}_r & Lw \frac{1}{r} \\ 1 & tC_r & -(1-tC_B) \end{pmatrix}$$

$$= \frac{t(\hat{L}_r C_B - C_r Lw \frac{1}{r}) - \hat{L}_r (1-C_B) - Lw \frac{1}{r} (Ir + C_r)}{\Delta}$$

$$[4-16] \quad \therefore \frac{dY}{dG} = \frac{(1+t)\hat{L}_r \left(C_B - \frac{\{I_r + (1+t)C_r\}Lw\frac{1}{r} + \hat{L}_r}{(1+t)\hat{L}_r} \right)}{(\hat{L}_r + LyI_r)T'(C_B - \Pi_1)}$$

$$\text{where } \Delta = T' \left\{ \hat{L}_r C_B - Lw \frac{1}{r} (I_r C_D + C_r) + Ly C_B I_r \right\} - \left\{ \hat{L}_r (1 - C_D) + Ly (I_r + C_r) \right\}$$

$$= (\hat{L}_r + LyI_r)T' \left(C_B - \frac{T'Lw\frac{1}{r}(I_r C_D + C_r) + \mu}{(\hat{L}_r + LyI_r)T'} \right)$$

が導かれる。

$$\left(\frac{\{I_r + (1+t)C_r\}Lw\frac{1}{r} + \hat{L}_r}{(1+t)\hat{L}_r} \right) = \Pi_2 \text{ と置けば、[4-16]は、}$$

$$\frac{dY}{dG} = \frac{(1+t)\hat{L}_r (C_B - \Pi_2)}{(\hat{L}_r + LyI_r)T'(C_B - \Pi_1)}$$

となる。

安定条件より分母は負であるので、

$$(1+t)\hat{L}_r (C_B - \Pi_2) < 0$$

という条件であれば $\frac{dY}{dG} > 0$ となる。ここで $(1+t)\hat{L}_r < 0$ より $(C_B - \Pi_2) > 0$ であれば、この条件は満たされることとなる。したがって、 Π_1, Π_2 に比べて、 C_B が十分で大きければよい。つまり、

$$C_B > \Pi_1 > \Pi_2$$

又は

$$C_B > \Pi_2 > \Pi_1$$

の場合に、 $\frac{dY}{dG} > 0$ が満たされる。

しかし、 $C_B > \Pi_2$ が満たされたとしても、 $\Pi_1 > C_B > \Pi_2$ の場合には $\frac{dY}{dG} < 0$ となる可能性がある。これは、過度に利子率が上昇すれば、投資支出や消費支出が大幅に抑制され（クラウディング・アウト）、長期的に所得水準が低下することを示唆している。

以上課税ベースの違いが、マクロ経済の安定性および財政政策の有効性に及ぼす影響の違いを検討してきた。所得税体系の場合は AppendixⅢ を参照されたい。

この条件の下で、貨幣調達の場合と国債発行の場合のそれぞれについて安定条件と長期乗数を導出して表にまとめたものが以下である。

表 4-1 所得税と消費税比較表

課税ベース	貨幣調達		公債調達	
	安定条件	長期乗数	安定条件	長期乗数
所得	安定	$\frac{dY}{dG} \Big _{dB=0} > 0$	$F_B > \frac{1-T'}{T'} > 0$	$\frac{dY}{dG} \Big _{dM=0} > 0$
消費	$H_M < \frac{C_r F_M + C_M}{-C_r}$	$\frac{dY}{dG} \Big _{dB=0} > 0$	$C_B > \Pi_1 > 0$	$\frac{dY}{dG} \Big _{dM=0} > 0$ $\frac{dY}{dG} \Big _{dM=0} < 0$

$$\text{注) } \Pi_1 = \left(\frac{T' L w \frac{1}{r} (I_r C_D + C_r) + \mu}{T' (\hat{L}_r + L y I_r)} \right)$$

表 4-1 は、消費税体系における財政政策の有効性を所得税体系の下でのものと対比しながらまとめたものとなっている⁷。

⁷ 詳しい計算過程については AppendixⅢ を参照。

政府支出の増加が貨幣調達による場合は、所得税体系では常に安定的であることが導かれるが、消費税体系では、消費への利子率効果が支配的になれば、赤字を解消するのに十分な誘発的増収が保証できなくなる場合がある。これに対して、国債調達の場合には、国債発行に伴う消費への資産効果が所得効果や利子率効果を上回る場合にのみ、赤字を解消するのに十分な増収が確保できることとなる。さらにこの場合では、体系が安定的であっても、所得税体系の場合のように正の長期乗数が常には保証されないこととなる。90年代以降、国債による景気刺激策が効かなくなったといわれるが、その理由の一つが、課税ベースのウェイトを所得税から消費税へ大きく移行するような税制改革を進めてきた点にあることを示している。

これらのことから、消費税体系の下では、マクロ財政政策の効果と体系の安定性の問題は、所得税体系の場合よりもより実証的次元の問題といえ、又、消費税体系は所得税体系に比べより攪乱効果を与える税体系といえる。

第5章 税制改革シミュレーション～税制改革の個別的例示～

この章においては、先の4章での、増税の必要性を認識した結果を受け、税率の引き上げの前に、まずは既存の税制を整理することで、課税ベースを広げ、税収増を確保できることを示す。これにより、公平、中立、簡素という租税原則に基づく税制に少しでも近づくことに資するものになることが期待される。まず1節において、現行税制における所得税の税制改革案を例示し、改革案に伴う公平性を確認する。続く2節において、現行税制における消費税の税制改革案を例示し、改革案に伴う公平性を確認する。

第1節 所得税(人的控除の整理)

1. 人的控除の整理

納税者本人にかかる基礎控除、その配偶者にかかる扶養控除、配偶者特別控除、扶養親族にかかる扶養控除を合わせて基礎的な人的控除と呼んでいる。この基礎的な人的控除は課税対象を世帯で捉えるのか、個人で捉えるのかで異なる。もっとも考慮すべき点は、専業主婦の取り扱いであろう。つまり、専業主婦の帰属所得をどのように取り扱うかという問題である。多くの国では、方働き世帯に対して税負担の軽減が行われているが、これは、専業主婦の帰属所得を無視し、被扶養者として捉えている。確かに、帰属所得を課税ベースに含めることは現実的ではないが、本来課税される所得であり、無視してもよいということにはならないであろう。専業主婦の帰属所得を考慮すると、方働きの世帯は、共働きの世帯よりも少ない税負担で良いとは考えにくい。また、深刻な税収不足に加えて、少子・高齢化や低成長時代への移行、女性の社会進出をはじめとする経済的・社会的な構造変化を踏まえ、これらの控除に関しては、簡素化、集約化が行われるべきであろう。少子・高齢社会においては、社会保障など公費の負担をできる限り多くの者が広く公平に分かち合う負担構造とし、老若男女を問わず働く能力と意思のある者が、経済社会の支え手として積極的に活躍できる社会を構築する必要がある。こうした観点からは、人的控除の基本構造のあり方について、今後、家族の就労に対して中立的な仕組みとしていくことが重要である。

平成15年度税制改正において配偶者特別控除(上乘せ部分)が廃止された。これは

課税ベースを拡大すると同時に、配偶者の就労に対して中立的な税制に近付けることを意図したものであり、経済社会の構造変化に即応した改革の第一歩と位置付けられる。

2. 所得税改革案の前提

わが国の個人所得課税の負担は、国民所得比でみると、主要国が二桁の水準であるのと比べ極めて低い水準となっている（平成 15 年度：6.1%）¹。特に税率構造について見れば、大多数の納税者が最低税率のみに分布しており、主要国の中でも特異な構造となっていることを確認した。これらは累次の減税により、諸控除の拡充のほか、税率の引下げやブラケットの拡大による累進緩和がなされた結果である。今後においては、財源調達機能や所得再分配機能が適切に発揮されるよう、基幹税としての機能の回復に取り組んでいく必要がある。かかる視点からあるべき個人所得課税を将来にわたり構築することは、国民の負担増を伴うものとならざるを得ず、経済情勢も見極めながら改革に取り組んでいかなければならない。こうした改革に当たっては、まず、近年の経済社会の構造変化に対応して、税制の様々な歪みや不公平を是正し、個人の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築していく必要がある。

今後の個人所得課税のあるべき負担構造としては、広く公平に負担を分かち合うため、様々な要因による収入をできるだけ課税ベースに取り込んだ上で、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置する方向が基本的に望ましい。

社会保険料控除については、公的年金に対する強制拠出に加え、自助努力による任意拠出についても控除対象となっている。今後、社会保険料の増大とともに、個人所得課税の課税ベースがますます浸食される懸念がある。今後の社会保険料控除のあり方については、年金制度改革全体の方向性とも関連付けて控除対象の範囲を検討していかなければならない。この場合、将来、公的年金に対する保険料控除に一定の限度額を設けるとともに、企業年金などの私的年金については、拠出時控除・給付時課税の枠組みを徹底する方向で基本的な改革を行うことにより、税制適格な私的年金を確立することが考えられる。

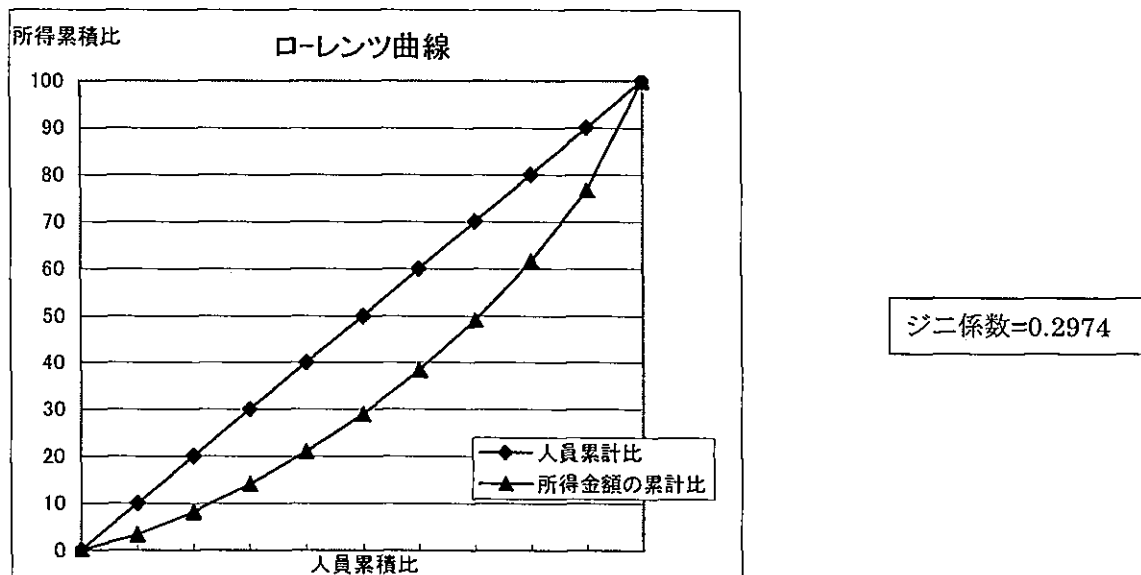
¹ 本稿第 1 章を参照のこと。

課税ベースの拡大の観点からは、控除の見直しとともに、社会保障給付に対する課税上の取扱いについて、諸外国での事例も踏まえ、課税対象を拡げる方向で検討すべきである。特に、遺族年金給付や失業等給付のように、受給者の他の所得の有無や資産の保有状況と関係なく支給される非課税給付については、今後、見直しを進めていく必要があろう。その際、低所得者に対する担税力への配慮は人的控除等で行うべきである。

3. 具体的例示

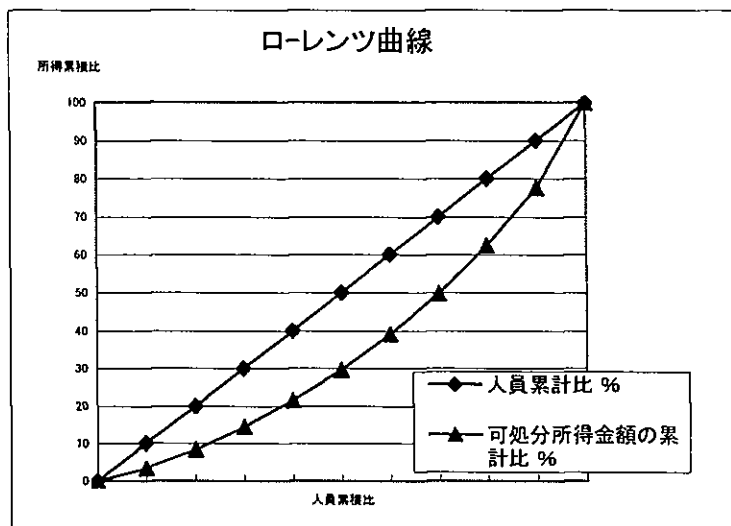
税制改革のシミュレーションをするにあたり、モデルの世帯として、夫婦で配偶者はパート収入のない専業主婦に大学生の子一人という世帯を想定した。まず始めに、平成 14 年度の 10 分位所得階級別の平均所得を用い、課税のない場合のローレンツ曲線の導出及びジニ係数を計測した。その結果が以下の図 5-1 である。課税の行われる前のジニ係数は 0.2974 である。これに、現行の所得税制を加味したものが図 5-2 である。この計算を行うにあたり、人的控除の一覧を、また、社会保険料の概算割合 10%とともに国税庁の所得税額計算の簡便法を参考にした²。

図 5-1 10 分位所得階級別の平均所得のジニ係数



² 詳しいデータは Appendix IVを参照のこと

図 5-2 10 分位所得階級別の所得税のジニ係数（課税後）現行

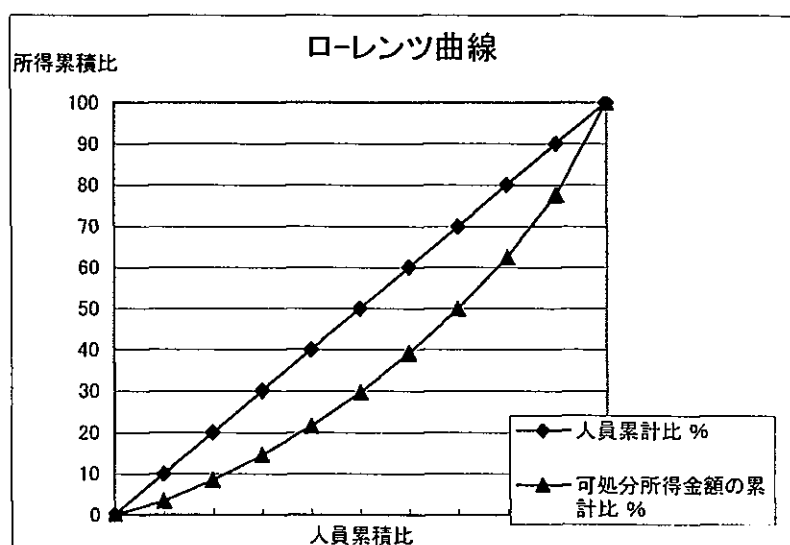


ジニ係数=0.2874

課税後のジニ係数は 0.2874 と課税しない場合より改善がみられる。これは、所得税の垂直的公平たる累進税率の効果と考えられる。ただし、サンプルとして、10 分位所得階級別の平均所得を用いているため、ジニ係数による不平等度は課税前の当初からかなり緩められていることに注意が必要である。

続く図 5-3 は先の平成 15 年度の税制改正を受けて、基礎控除の中の配偶者特別控除を廃止した場合のローレンツ曲線及びジニ係数である。

図 5-3 10 分位所得階級別の所得税のジニ係数（課税後）平成 16 年度～

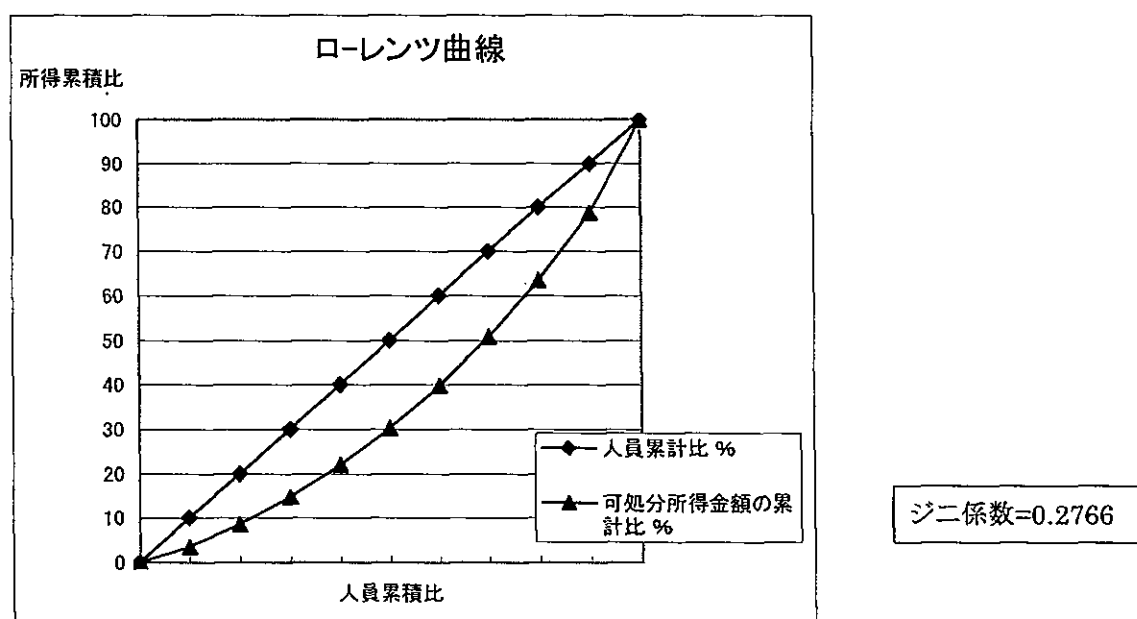


ジニ係数=0.2869

この推計結果に基づけば、基礎控除の中の配偶者特別控除を廃止した場合のジニ係数は現行の場合よりも改善することになる。これは、基礎控除を減らすことで、課税ベースが拡大され、所得税の累進税率の効果が高まったことが要因といえる。

最後に、所得税制の強化の意味で、人的控除の整理、社会保険料の拠出と給付に関わる社会保険料の控除、現在の定率減税の廃止を盛り込んだ、課税最低限の引き下げによる課税ベース拡大の効果を検証してみた。結果は図 5-4 である。

図 5-4 10 分位所得階級別の所得税のジニ係数（課税後）改革案



具体的なシミュレーション方法として、課税ベース拡大のために基礎控除額 38 万円を 20 万円に、また、世帯構成での差が出易い配偶者控除の全面廃止を、社会保険料の拠出と給付に関わる社会保険料の控除に関しては、現在の入り口と出口の両方の税制優遇を見直し、社会保険料控除の枠を概算で 10%から 5%に小さくすることで、課税ベースの確保を意図した。そして、時限的減税措置である定率減税の廃止により、本来あるべき所得税制の形に少しでも戻すことを意図した。

この結果による所得税の増税効果は、約 2.6 倍と大幅なものとなる。非常に簡単な想定によるシミュレーションであることを加味しても、所得税制の強化により、税率の引き上げに頼らなくても、大幅な税増収が期待でき、また、ジニ係数も 0.2766 と大幅な改善が見られることから、公平性に資するものといえ、所得税制の整理、矯正の効果を示すには

十分な結果といえるのではなかろうか。

最後に、所得課税の現行、平成 15 年度税制改正後、所得課税改革案のそれぞれの租税負担率の変化を検証する。

図 5-5 所得課税における租税負担率の変化

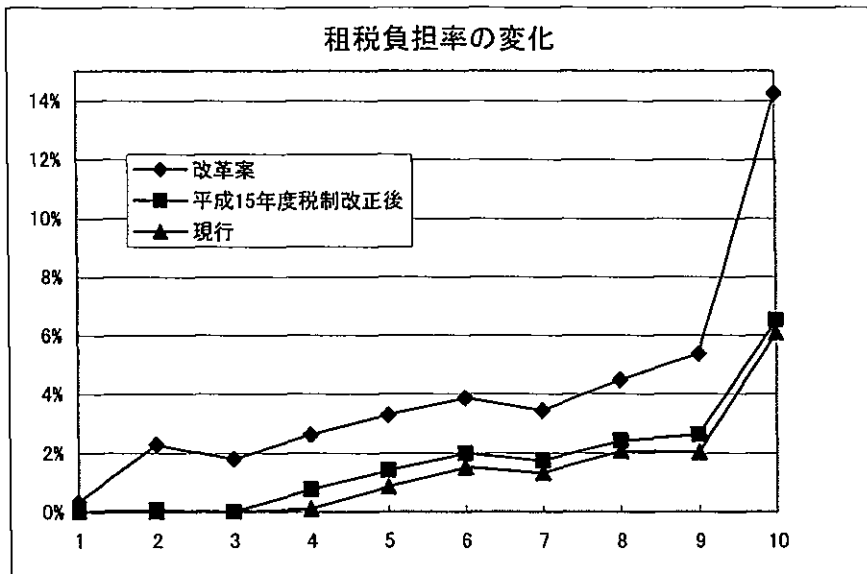


図 5-5 はそれぞれの所得課税における租税負担率の変化を表すものである。これを見て明らかなことは、改革案ではまんべんなく全ての所得階層で税を負担しているということである。税制改革を考える上で、租税原則を基本とすると、公平な税制の構築に重点を置くならば、国民が広く税を負担し、それぞれが納税意識を持つことが重要である。その意味で、この改革案は意味のあるものといえるであろう。

第 2 節 消費税(益税問題)

1. 益税問題

益税問題が生じる原因とは、主に仕入税額控除の取り扱いによる差異から、現実の消費税発生額と納付税額とに差が出ることに起因する。よって、益税の解消には、この仕入税額控除の整理、矯正が解決策となる。現在のわが国の消費税における、益税の発生原因の要素としては、免税事業者の免税点の問題、簡易課税制度におけるみなし仕入率との差異

の問題、本則課税の95%ルールによる非課税仕入の取り扱いの問題、及び会計上の端数処理の差による問題がある。課税事業者の増加による税務行政の煩雑さに伴う簡素性の多少の後退に関わらず、仕入税額控除に関する整理・矯正は、税制の公平性及び中立性確保のために行われるべきであろう。

2.消費税改革案の前提

① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率とする場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となるであろう。

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。また、このシステムが、現在の益税を生む温床となっているため、制度の改革が検討課題となるであろう。

3.具体的例示

① 税率構造の検証

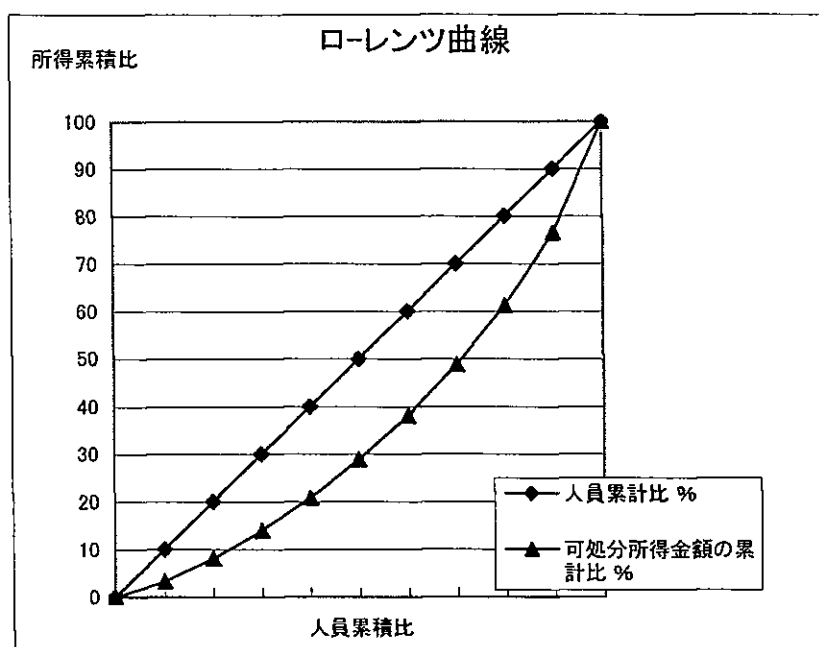
現行の消費税制のまま、仮に税率が引き上げられた場合に、公平性の観点からそれは許容されるのかを検証する。

税率変更のシミュレーションをするにあたり、年間収入10分位階級別の平均消費支出及び平均収入を用い、単純に消費税率により平均消費支出は影響を受けないと仮定し、ま

た、サンプルは平均収入から消費税率を引いた可処分所得によることとした。以下、それぞれの場合のローレンツ曲線の導出とジニ係数の計算を行った。

以下の図 5-6 は現行の消費税率 5% の場合のローレンツ曲線及びジニ係数である。

図 5-6 消費税率 5% の場合

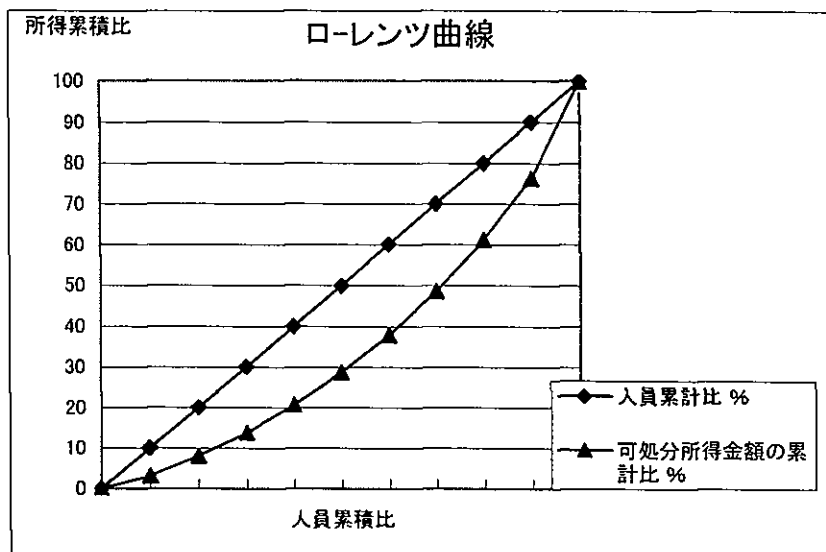


ジニ係数=0.3011

この場合のジニ係数は 0.3011 であり、消費税の持つ逆進性を反映して高めの数値となっている。

次に本稿、第 4 章のシミュレーションでも想定した消費税率 8% の場合のローレンツ曲線及びジニ係数を検証する。以下の図 5-7 がそのケースである。この場合のジニ係数は 0.3035 と現行の消費税率 5% の場合より悪化し、結果として、消費税制のもつ逆進性の問題が色濃く出る結果となっている。

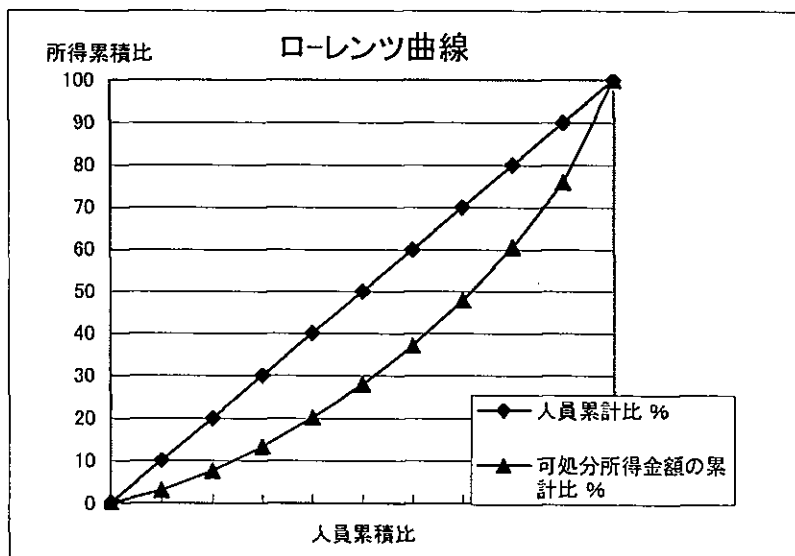
図 5-7 消費税率 8%の場合



ジニ係数=0.3035

最後に社会保障関係費の増大を見込み数多く議論される消費税率の大幅な引き上げの場合として、消費税率 20%の場合を検証する。

図 5-8 消費税率 20%の場合



ジニ係数=0.3137

図 5-8 より、現行の消費税制では、消費税の逆進性が強く、ジニ係数も 0.3137 と大幅に悪化する結果となる。安易な消費税率の引き上げは、公平性の観点から問題があり、制度

の整理が消費税率引き上げの前提となることが指摘できる。

最後に消費税率 5%、8%、20%のそれぞれの場合において、所得階層別の租税負担率の変化について検証する。

図 5-9-1 消費課税における租税負担率の変化①

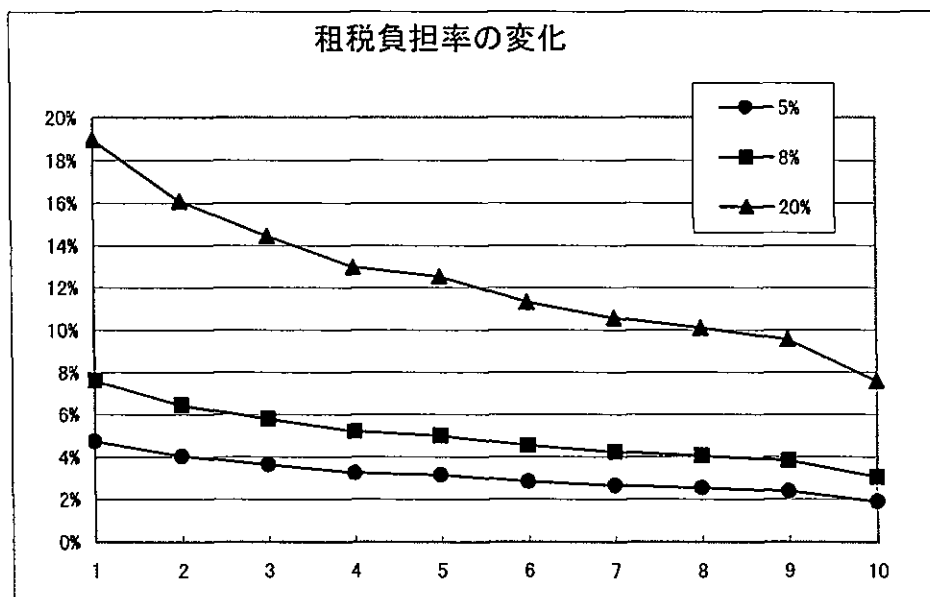


図 5-9-2 消費課税における租税負担率の変化②

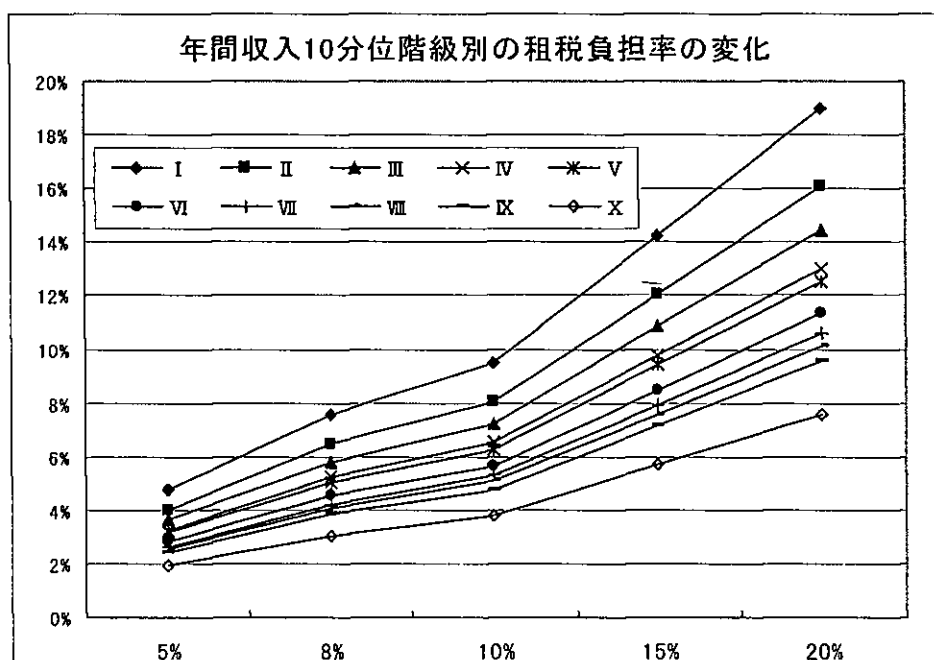


図 5-9-1、図 5-9-2 は消費課税における租税負担率の変化を表すものである。これを見ても明らかなように、消費税率が上昇するほど、現行の税制度では、消費税の負の側面である逆進性が色濃く出る結果となる。特に消費税率を 20%にした場合には、所得分位が下層に行くほど負担率が重くなっている。将来的に消費税率を 15%以上とする必要性が議論されているが、これからも分かるように、国民の consensus 及び政策上の合意を得られるのはグラフの傾き及び階級別の乖離の程度が変わる 8%~10%程度が限界であり、その場合には税制度の見直しも検討の一つとすべきであろう。

② 仕入税額控除の検証

消費税の短所として挙げられる「益税」の主たる発生原因は、消費税の計算の中の仕入税額控除にある。具体的には、本則課税における 95%ルールによる非課税仕入高の取り扱いの違いから生じるもの、簡易課税制度のみなし仕入率の適用による差異から発生するものである。このほかの原因として、免税事業者の消費税預かりによるもの、消費税額の端数処理による差異によるものが考えられる。

まず始めに、簡易課税制度から生じる益税について検証する。表 5-1 にあるように、現在わが国の課税事業者は約半数が簡易課税制度を適用している。簡易課税制度からの益税がどの程度かという問題は、税制の中立性、公平性を保つ上で非常に大きなものであるといえよう。

表 5-1 簡易課税制度適用数

	個 人 事 業 者		法 人		合 計	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
一般申告及び処理	187,698	107,015	864,969	8,582,711	1,052,667	8,689,725
簡易申告及び処理	268,594	158,761	705,639	686,457	974,233	845,218
納税申告計	456,292	265,775	1,570,608	9,269,168	2,026,900	9,534,943

付表 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
2,124,427	70,865	41,443	2,236,735

注) 平成 14 年度データ

注) 国税庁資料

以下の表 5-2-1 及び表 5-2-2 は簡易課税制度による益税を検証したものである。表 5-2-1 はみなし仕入率適用額³より実際課税仕入高の方が少ない場合を示している。表からも明らかのように、実際の本則課税による場合、消費税額は、¥150 となる。しかし、簡易課税制度を適用した場合、課税仕入高を課税売上高にみなし仕入率を乗じた額を持ってそれとみなすため、表 5-2-1 のような場合、みなし仕入率を用いるほうが、実際の課税仕入高より多額になり、課税事業者にとっては有利となる。消費者の負担する税額のうち¥55 が納付税額となり、¥95 は課税事業者の懐に入ることになる。これがいわゆる益税の問題である。先に見たように、簡易課税事業者の適用件数は非常に多いため、表 5-2-2 のようなみなし仕入率適用額より実際課税仕入高の方が多い場合であれば、益税の額は消費税制自体の存在意義自体を脅かすものであるといっても過言ではない。そもそも、消費税の導入時に現在のようなアカウント方式（帳簿方式）かインボイス方式（仕送り状方式）かの議論が起きたとき、インボイス方式を用いることにより、取引概要がガラス張りになることに事業者が猛反発したため、アカウント方式が採用された経緯がある。簡易課税制度も発足当初の経過措置としてなら、容認されるべきものである。しかし、課税の中立性を考える

³ みなし仕入率は本稿第 3 章参照のこと。

ならば、やはり本則課税を中心にするのが適切であろう。先の平成 15 年度税制改正により、簡易課税制度選択事業者の基準期間の課税売上高が 2 億円から 5000 万円に引き下げられた。これにより、かなりの事業者が本則課税の適用になると予想される。課税の中立性の観点から考えるに、この流れは一定の評価に値するのではなかろうか。

表 5-2-1 みなし仕入率適用額より実際課税仕入高の方が少ない場合

	生産者		卸売業者		小売業者		消費者
消費税額	課税売上高	課税仕入高	課税売上高	課税仕入高	課税売上高	課税仕入高	税負担額
	¥1,000	¥0	¥2,000	¥1,000	¥3,000	¥2,000	
	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	
	¥50	¥0	¥100	¥50	¥150	¥100	
		¥50		¥50		¥50	¥150
簡易課税制度	¥1,000	¥1,000	¥2,000	¥2,000	¥3,000	¥3,000	
		× 7 0 %		× 9 0 %		× 8 0 %	
		¥700		¥1,800		¥2,400	
	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	
	¥50	¥35	¥100	¥90	¥150	¥120	
		¥15		¥10		¥30	¥55
益税額		¥35		¥40		¥20	¥95

表 5-2-2 みなし仕入率適用額より実際課税仕入高の方が多い場合

	生産者		卸売業者		小売業者		消費者
消費税額	課税売上高	課税仕入高	課税売上高	課税仕入高	課税売上高	課税仕入高	税負担額
	¥800	¥0	¥1,000	¥800	¥1,200	¥1,000	
	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	
	¥40	¥0	¥50	¥40	¥60	¥50	
		¥40		¥10		¥10	¥60
簡易課税制度	¥800	¥800	¥1,000	¥1,000	¥1,200	¥1,200	
		× 7 0 %		× 9 0 %		× 8 0 %	
		¥560		¥900		¥960	
	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	× 5 %	
	¥40	¥28	¥50	¥45	¥60	¥48	
		¥12		¥5		¥12	¥29
益税額		¥28		¥5		¥2	¥31

次に本則課税の場合の益税問題について検証する。本則課税の場合は課税売上割合が95%を境を超えた場合と以下の場合により、課税計算の方法が異なる。表 5-3 は課税売上割合が96%の場合を取り上げている。原則課税に従えば、消費税の納付税額の計算は、仕入税額控除を課税仕入、非課税仕入の区別なく全額控除するため、数値例の場合、納付税額は¥20 となる。仮にこのケースで厳密な消費税額の計算を行うならば、非課税仕入の部分を考慮することになる。本則課税ならば課税売上割合が95%未満の場合がこれに当たる。課税売上割合が95%未満の場合、消費税額の仕入控除額の計算は、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、事業者有利の、仕入税額控除額が大きくなるほうを採用する。表 5-3 の場合、一括比例配分方式の仕入税額控除は¥576、個別対応方式の仕入税額控除は¥567 であり、事業者有利となる一括比例配分方式が用いられる。この場合の消費税納付税額は、¥21.2 であり、原則課税の場合と¥1.2 の差異が生ずる。これが、本則課税の場合の益税問題である。このケースは、金額が僅少の場合を想定しているが、グローバル企業のように非課税取引が多い場合には、このようなケースから生じる益税の規模も無視は出来ない。課税の簡素性の観点から認められる範囲に収まればよいが、それでも公平性、中立性の観

点からは許容されるものと言い難い。

表 5-3 仕入税額控除の計算

	原則課税	一括比例配分方式	個別対応方式
課税売上	¥960	¥960	¥960
非課税売上	¥40	¥40	¥40
課税仕入 a	¥500	¥500	¥500
B	¥30	¥30	¥30
C	¥70	¥70	¥70
合計		¥600	
仕入税額控除	¥600	¥576	¥567
課税標準額	¥400	¥424	¥433
納付消費税額	¥20	¥21.2	¥22
益税		¥1.2	

最後に、消費税の端数処理に伴う益税問題について検討する。表 5-4 は、平成 15 年度税制改正により平成 16 年 4 月から、消費税の総額表示が義務付けられたことに関する、消費税額の端数処理の取り扱いの違いによる納付税額の差異を示したものである。

表 5-4 消費税の総額表示

	改正前	改正後
A	90	95
B	90	95
C	90	95
D	90	95
E	90	95
計	450	475
	× 5 %	
消費税額	23	25
差額		2

税制改正前は1円未満の端数処理は一般的に事業者任せにされていた。改正前の場合、単価¥90のものを5つ購入した場合の消費税額は、¥22.5で端数を切り上げた場合、¥23であった。よって差額として、¥0.5が益税となっていた。現実としては端数を切捨てる事業者のほうが多いといわれていたが、平成15年度の税制改正により総額表示が義務付けられたため、この端数処理による差異の問題が解消されることとなった。具体的には、単価¥90のものが税込み表示で¥94又は¥95となる。¥95の場合は差額として¥2が益税となるが、この場合は価格の値上げという錯覚を消費者に与えることになるため、現実には難しい。¥94の場合は差額の¥3を事業者が負担することになる。現実の処理としては、端数を四捨五入することで、全体のプラス、マイナスを相殺する企業がほとんどになる見込みである。税務当局としては、当初の予定通りの消費税額が転嫁、徴税されることとなり、税の公平性に資する改正といえよう。

第6章 税制改革におけるその他の課題

この章では、税制改革におけるその他の課題点を挙げる。わが国の税制を考える上で、本稿で取り上げた所得税、消費税以外に、法人税、相続税など直接税の中で重要な税制度がある。1節で法人税、相続税そして社会保障の今後の課題を示す。また2節において簡素性の観点から納税環境の整備について提言する。

第1節 今後の課題及び改善点

1.法人税の課題

表6-1にあるように、平成15年度税制改正においては、企業部門が全体として資金余剰状態にあり、過剰な設備・負債を抱えている状況の中で、21世紀のわが国を支える産業・技術の創出に不可欠な研究開発、IT投資に直接つながる政策税制を集中・重点的に行われた。市場が世界的に統合され、グローバルな競争が激化するなかで、すべての企業は生き残りをかけて、生産・調達・販売の最適化を日々刻々と進めている。そのなかで、租税と社会保険料をあわせた企業の公的負担の水準が、企業が世界立地戦略を決定するにあたり、ますます重要なファクターとなっている。企業負担が相対的に高い経済は、国内産業の空洞化と海外資本の逃避を招き、必要な雇用を維持することすら極めて困難となる。

こうした現実を深刻に受け止めた国々においては、既に、法人税の引下げ競争が始まっている。法人実効税率は、かつては40%が国際標準とされたが、いまやヨーロッパ諸国では30%台前半が標準となりつつある。また、わが国が直接競合するアジア諸国も、もともと税率が低いところに加え、さらに引下げに動いており、諸外国に比べてわが国企業は相対的に劣位の環境におかれている。一方、社会の高齢化が進んでいるわが国やヨーロッパ諸国では、社会保障費用の増大も経済の活力強化を阻む大きな要因となっている。所得の有無にかかわらず負担しなければならない社会保険料は、企業活動にとって法人税以上に重い足枷であると言える。そこで、ドイツは国際競争力強化と雇用維持の観点から年金保険料を段階的に引き下げてきており、英国も引下げの方針であるなど、ヨーロッパ諸国では、社会保険料負担の引下げに向けて懸命の努力を行なっている。

こうした潮流とは逆に、わが国では負担の引上げが議論されている。仮に、厚生労働省

の提案に沿って年金保険料率を引き上げた場合、年金保険料率は2%以上の負担増となる。わが国では、厳しい財政事情のなかで20年近くかけて法人税率の引下げを進めてきたが、社会保険料負担の引上げはこうした努力を無にするものでもある。さらなる保険料率の引上げの前に徹底した給付の見直しを行ない、わが国企業の競争力や現役世代の負担増にできる限り配慮すべきである。なお、表6-1では載せていないが、法人事業税への外形標準課税の導入については、平成15年度税制改正において、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用することとしたところである。今後、納税義務者となる法人への周知徹底を図るなど、この制度の定着に努めていくことが必要である。

表 6-1 平成 15 年度税制改正 法人税

〔研究開発減税〕

1 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設

試験研究費の総額の一定割合（8%～10%。時限措置として2%上乗せして10%～12%）を税額控除する制度を増加試験研究税制との選択制で創設する。

2 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設

研究開発税制において、産学官連携の共同研究・委託研究について、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。

3 中小企業技術基盤強化税制の拡充

研究開発税制において、中小企業に対し、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。

注)平成15年1月1日以後に開始する事業年度で、かつ、同年4月1日以後に終了する事業年度について適用。

〔設備投資減税〕

1 IT投資促進税制の創設

IT関連設備の取得等をした場合に、50%の特別償却又は10%の税額控除制度を創設する。

2 開発研究用設備の特別償却制度の創設

開発研究用設備を取得した場合に、50%の特別償却制度を創設する。

3 研究開発の成果である最先端技術を活用した実用化第一段階の設備の取得に対し、最大で取得価額の40%の特別償却措置を講ずる。

注)1及び2は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業等の用に供した場合に適用。

〔中小企業・ベンチャー企業支援〕

1 研究開発税制において、中小企業に対し、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。

2 同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率が50%以下の中小法人については、留保金課税を適用しない措置を講ずる。

3 交際費等の損金不算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を資本金1億円以下の中小法人（現行資本金5,000万円の中小法人）に拡大するとともに、定額控除額までの金額の損金不算入割合（課税される部分）を10%（現行20%）に引き下げる。

4 中小企業について、30万円未満の少額減価償却資産の取得価額を取得した事業年度に全額損金算入（即時償却）する特例制度を創設する。

5 エンジェル税制について、現行の優遇措置に加え、ベンチャー企業（特定中小会社）への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除する等の措置を講ずる。

2.相続・贈与税の残された課題

およそ 1,400 兆円とされるわが国の巨額の個人金融資産は、その相当の割合が高齢者の保有するところとされている。これに対し、わが国経済を長引くデフレ状況から脱却させるための一つの手段として、相続・贈与税を大胆に見直すことにより、資産を若年層に早めにシフトさせ、消費や住宅投資などに結び付けていくことが、かねてより求められてきた。

表 6-2 にあるように、平成 15 年度税制改正では、こうした期待に応える形で、相続・贈与税が大掛かりに見直され、相続時精算課税方式のもとで、大きな枠での生前贈与が認められることとなった。具体的には、贈与時に相続時精算課税を選択すると、最大 2500 万円まで贈与税がかからない。なかでも、住宅資金贈与については上乗せ枠 1000 万円が認められるとともに、五分五乗方式による住宅資金贈与特例も別枠として存置され、この場合は原則課税方式で 550 万円まで贈与税がかからないなど、住宅投資の促進に手厚い配慮がなされた点は高く評価できる。しかし、相続時精算課税を一度選択すると撤回は認められず慎重な判断が必要であること、相続時精算課税選択届出書を提出した場合、被相続人が亡くなるまでの間、資料を保存する必要がある、簡素は損なうこととなる。

一方、諸外国も相続税の見直しに積極的に取り組んでいる。カナダやオーストラリアなどには既に相続税は存在せず、米国も 2010 年に向けて、段階的に相続税を廃止することとしている。一般に、相続・贈与税の負担が過重であると、資産の蓄積・形成に対する個人のモチベーションが損なわれ、富の海外流出を招く要因ともなりかねない。他方で、社会保障制度によって老後の生活に対する公的なセーフティ・ネットと世代間の富の再分配が行なわれる社会では、一定程度の相続税の負担を薄く広く課すことは必要との考え方もありうる。わが国の相続・贈与税の今後のあり方を考えるにあたっては、これらの観点を踏まえつつ、総合的に考えていくことが必要である。

また、資本市場の活性化に向けて、個人の株式保有を促すことが政策的課題となっていることから、株価の状況等もにらみつつ、上場株式等に係る相続税評価を半減する等の措置を検討すべきであろう。

表 6-2 平成 15 年度税制改正 相続税

1 相続時精算課税制度の創設
20 歳以上の子が 65 歳以上の親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度を、現行の制度（暦年課税）との選択制で導入する。（贈与時の非課税枠は累積で 2,500 万円、非課税枠を超える部分について税率 20%で課税）
2 相続税・贈与税の税率構造の見直し
相続税について、最高税率を 50%（現行 70%）に引き下げるとともに、税率の刻み数を 6 段階（現行 9 段階）に簡素化し、必要な税率区分の拡大を行う。贈与税（暦年課税）についても、相続税に準じて見直す。
3 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設
住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、65 歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択できる特例を創設する。
住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、相続時精算課税制度に係る非課税枠を 3,500 万円に拡大（1,000 万円上乘せ）する特例を創設する。
4 現行の住宅取得資金の贈与の特例（5 分 5 乗）は、平成 17 年 12 月 31 日までの間、経過措置として存続する。

注 1) 1 及び 2 の改正は、平成 15 年 1 月 1 日以後の相続又は贈与から適用する。

注 2) 3 の特例は、平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得する金銭について適用する。

注 3) 4 の経過措置の適用を受けた場合には、その適用年分以後 5 年間は、上記の相続時精算課税制度を選択できない。

3. 社会保障の課題

これまで、公的年金については、引退後の稼働能力の喪失に対する所得保障の大黒柱として位置付け、それだけで現役世代の平均的な手取り所得との比率（以下、所得代替率）で約 6 割を保障することを目標としてきた。1990 年代中頃までは人口も経済も安定して成長してきたため、求められるままに給付水準を引き上げ、それに必要な保険料負担や税負担を先送りすることが可能だった。しかし、この 10 数年間を振り返ると、経済の低成長傾向および人口構成の少子高齢化傾向が定着した。そうした環境のなかで、公的年金について従来型の制度運営の手法を今後とも継続しては、その持続可能性は確保できない。仮に、既裁定者や現加入者の期待権部分を含めた給付の見直しを全く行わないので

あれば、現役・将来世代は極めて過重な保険料負担ないし税負担を担わなければならない。また、国民負担率を50%以内に抑制することは極めて困難となる。

これらを避けるためには、公的年金については、年金全体の給付総額を削減することで、世代間で痛みを分かち合うとともに、今後は、制度を支える世代の負担力に見合った形で、高齢者の給付を調整するという考え方に転換し、その役割を再整理する必要があるであろう。

基礎年金については、全ての高齢者に一律に支給するのではなく、一定の所得を有する高齢者については、支給を停止または減額するなどにより、給付総額を抑制していく必要がある。

公的年金の給付水準については、現役世代や企業の負担を抑制し、経済活力を維持する観点から、標準的な高齢者夫婦世帯で、基礎年金と報酬比例年金を合算した所得代替率で50%程度にまで早急に見直す必要がある。

他には、国民年金の未納・未加入問題への対応も大きな問題である。公的年金は、将来の老後所得について一定の保障を行なう制度であるとともに、現在の高齢者に対する給付を賦課方式により支える制度でもある。その意味において、国民年金における未納・未加入問題を放置することは、将来の無年金者を作り出すばかりでなく、現時点での給付に必要な保険料が集められなくなることにともなる。これでは、公的年金の世代間の不公平ばかりか、現役世代の間でも、義務を果たしている者と果たしていない者との間で公平性を著しく損なうことになる。

わが国法制上、国税、地方税と同様、社会保険料についても、国民に支払い義務があることを周知させるとともに、未加入者、未払い者に対する既存の法的措置を徹底させ、運転免許証やパスポートの更新、交付の際、社会保険料の納付状況を確認すべきである。保険料未納者の徴収費用は国税の滞納の徴収費用よりも割高であるという。今後、税と保険料の一体徴収などによりコストを削減し、税務行政を徹底することで公平性を実現していくことも必要である。

家族のあり方や働き方が多様化するなかで、従来のような画一的な家族構成や就業形態を前提にした制度設計は、もはやわが国の経済社会に対応しておらず、そのために、国民の納得を得られないばかりか、国民の間の不公平感を助長している。今後は、納税者番号制の導入も視野に入れ、就業形態や家族構成ではなく、現役時代の所得に着目した負担と給付が行なわれるよう、公的年金制度を根本から見直すべき時期に来ている。

第2節 納税環境の整備

納税環境整備は、課税の公平・中立・簡素の実現のために極めて重要である。また、従来から指摘されている各種所得の捕捉率をめぐる不公平感の問題への対処ともなる。今後、引き続き制度・執行の両面における取組みを着実に推進し、次のような課題について更に検討を深め、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していかなばならない。

1. 納税者番号制度の検討の必要性

納税者番号とは納税者それぞれに番号をつけ、税務行政当局が所得や納付状況を把握しやすくする制度である。納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現に資することに加え、税務行政の効率化・高度化にも寄与することから、かねてより多方面において検討を重ねられてきた。具体的には諸外国の経験も踏まえ、総合課税化や適正な資産課税のために、納税者番号制度の必要性が指摘されてきた。近年においては、金融資産性所得を一体的に課税する新たな金融・証券税制を構築するためには、納税者番号制度が不可欠となっているといえる。また、税務行政の効率化・高度化や納税協力（税制への信頼と納税過程における法令遵守）の向上といった観点、さらには経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金シフトに対応するためにも、改めて検討を行うべき時期にきている。

この制度の下では、納税申告書や、取引の相手方（金融機関など）が税務行政当局に提出する情報申告書（支払い調書、源泉徴収票など）にその番号の記載が義務付けられる。当局は納税申告書と情報申告書の記載内容を照合することにより納税申告所の内容が適正か確認することが出来る。これにより、給与所得者と事業所得者との所得捕捉率格差（いわゆるクロヨン問題）の是正に役立つとともに、資産所得などの申告漏れの把握が可能となる。このほか、利子・配当と有価証券売却損を相殺するなど税額を圧縮できる金融所得の一体課税化の役に立つ。このためには複数の金融機関に分散する同一名義の名寄せが必要となるが、そのために納税者番号が有効となる。

ただし、納税者番号制の導入にはシステム構築、番号付与、情報登録などの初期費用として千数百億円以上かかるともいわれる。

具体的にわが国で納税者番号制度を導入しようとするれば、国民全体に番号を振り分けることになる。このとき、既存のシステムを利用すればコストは低く抑えることが出来るだ

ろう。以下、表 6-3 において既存のシステムとして基礎年金番号と住民票コードを利用することを想定したメリットとデメリットをまとめている。国民に番号を振り分けたものとしてこの二つを利用候補に挙げることは自然であろう。現在、税務署ごとにも納税者番号を振り分け、事務上の整理に用いてはいるが、これは各税務署のみでの番号で全戸国的に統一性がないため、利用は難しいであろう。

導入にあたってはプライバシーの保護が大きな課題となるのはいうまでもない。納税情報を含め多様なプライバシー情報が共通番号で検索可能となれば、情報の漏洩が起こった場合の被害は甚大であり、情報の機密は保持されるよう努めなければならない。

納税者番号制度については、近年、特に金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制の構築のため、その導入に向けた具体的な処方策を検討する必要性が高まっている。他方、諸外国においても、制度導入当初においては番号の利用が義務づけられる取引等の種類が限定されているのが通例である。わが国において納税者番号制度を導入する場合には、こうした諸外国の例が参考とすべきであろう。

表 6-3 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較		
	年金番号方式（基礎年金番号）	住民基本台帳方式（住民票コード）
メリット	国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられる	外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。
	基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。	身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすい。
		住民票コードについて法律上の根拠がある（住民基本台帳法で規定）。
デメリット	年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る（注）。	住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面では活用できない。
	公的年金制度に加入していない者については、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込む必要がある。	住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要がある。
	基礎年金番号について法律上の根拠がない（厚生省令で規定）。	

注）基礎年金番号は、公的年金加入者等（外国人も含む）が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な処方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する納税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要である。

2. 電子申告制度

グローバル化、情報化などの経済社会の構造変化に対応した資料情報制度の拡充その他の制度整備も重要となる。こうした観点から、平成 15 年度税制改正においては、わが国の租税条約相手国の要請に基づき執行当局が情報を収集するための質問検査権を創設する措置が講じられた。質問検査権とは税務行政庁が更正・決定・賦課決定を行うために、課税要件に該当する事実の有無を把握する必要がある、そのために税務職員に付与された権利である。これは所得税法等¹の各税法にも定められている。この質問検査権の権限は、相手が検査を拒否した場合でも、検査できる強制調査ではないが、質問に対する不答弁、虚偽、検査の拒否、妨害、忌避に対しての罰則の規程を定めているため、相手の任意の同意を前提とする任意調査とは異なる。課税の公平を維持し、租税正義を達成するために重要なものであろう。

今後とも、申告納税制度に対する納税者の信頼確保の観点及びグローバル化や情報化・電子化などの経済社会の構造変化に対応した適正・公平な課税の確保の観点から、これらの問題について具体的な検討、改善をしていく必要がある。

さらに、平成 15 年度より、納税者利便の向上等を図る観点から、電子申告や電子納税の導入が随時行われている。今後も、引き続き電子化の活用を図っていくことが適当であり、納税者の便宜性を図っていくことが望ましいであろう。

簡素かつ簡便な納税申告が可能になれば、納税者自身による申告の慣行が広がり、納税を通じた社会参加の意識を一層高揚させ、税金の使途や行政への関心をより高めていくことが期待される。経済社会の電子化・情報化の進展と歩調を合わせ、簡易な電子申告制度を確立・普及させていくべきである。

とくに、納税者番号制度の導入と併せて電子申告制度が普及すれば、納税者にとって納税コストの削減などのメリットが大きいばかりでなく、徴税者側の徴税コストが大幅に削減されることも期待される。本格的な導入を急ぐべきである。

¹ 所得税法二百三十四条

第一項 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、またはその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することが出来る

結びにかえて

本稿においてわが国の危機的状況の下、税制改革を含めドラスティックな構造改革の必要性を確認してきた。わが国の財政状態は非常に疲弊しており、このままでは財政破綻の憂き目にあうことになるであろう。しかし、それも財政規模の縮小と税制の簡素化に伴う増税または税率の引き上げによる増税により回避することができる。必要なことは、取りやすいところから取るという安易な発想からの税率引き上げの前に、既存の歪んだ税制を整理し、課税ベースの拡大に伴う増税を期待すべきであり、その上で最適な tax mix を検討すべきであろう。

法人税に関しては政府税制調査会会長の石弘光会長もマスコミの取材に対し、法人税の引き下げの必要性を認識し、「——我々としても国際競争力の観点から一段の引き下げを検討すべきだと考えており、法人税に頼らない税収構造を目指している。——ただ財源をどうするかという問題があり、そのためにも所得税の抜本的見直しを進める。消費税率の引き上げも避けられない。」としている¹。また、「税制改正を進める際に、税収の 50% 確保を防波堤に打ち出せたらどうかと考えている。国債の安易な増発を抑制する基準としても役立つだろう。」とし¹、本稿の示唆する財政支出の規模の維持又は縮小と増税の必要性を提示しているといえる。

本稿では、第 1 章において現在の日本を取り巻く財政環境を、主に中央政府に視点を当て取り上げた。歳入歳出構造、国債債務残高、社会保障の現状、国税の状況、国民負担の現状などを具体的な数値例を踏まえて整理することで、現状の日本の疲弊した財政状況、問題点を浮き彫りにした。続く第 2 章において、近年の税制改正の基礎的枠組みとなる租税原則、税徴収の裏づけたる租税法律主義の考え方及び公平性を税務執行面から支える租税正義の考え方について、そして税制の枠組みの様々な捉え方を整理した。これらにより危機的状況のわが国財政の抜本的改革のために、本稿でのテーマである税制改革を用いて解決を試みるという、税制改革をするうえでの基準を示した。第 3 章においては、個別的に、所得税及び消費税の概要及び計算の仕組みを整理し、それぞれの持つ課題点を示した。これにより税制改正を提案する上での基本知識及び問題点の整理が出来たと思われる。第 4 章においては、具体的にシミュレーションを行うことで、財政規模の縮小及び増税の必

¹ 日本経済新聞 平成 15 年 11 月 15 日付 5 頁

要性を示唆し、また、第5章において個別に税制の整理を提案することで、租税原則に資する税制改革の一案を示せたことと思われる。しかし、第4章において、税率構造改革のシミュレーションも試せばより有意であったこと、また、第5章の控除見直しの計算例も、もっと考察(多様性)が必要であったこと、税制改革による租税負担の変化を、家計・企業の多面的な属性別に計算してみること等は今後の課題として残った。第6章においては、本稿で取り上げるに至らなかったものの、重要な論点として税制改革を語る上では不可欠な要素を整理した。これにより今後の課題点及び他の論点を示すことが出来たと思われる。

本稿の目的はもとより tax design ではなく、tax reform を示すことにあった。その上で、本来であれば、財政構造改革、社会保障制度改革、国・地方間の財源移転制度の抜本的改革と一体的にとらえ、改革の整合性を確保することで、現実的な改革案の提示をすべきであった。しかし、本稿では最も議論が多く、また家計を代表する所得税と消費税のみを取り上げるにとどまった。今後の課題としては、日本のマクロに大きな影響を与える法人税等の問題、平成15年度の税制改正で大きな改正点を含む相続税を中心とした資産課税等の問題、社会保障の問題なども含めた総合的なアプローチが必要であると考えられる。そして、税制の本源的機能を取り戻した後、今後の課題として望ましい税制とは何かということも大切である。所得税はその累進構造から垂直的公平に資する税制であり、また、消費税はその逆進性を欠点としつつも経済環境の差異を考慮しない均一税率構造をもつことから水平的公平に資する税制といえる。よって、この本来の所得税、消費税が持つ特徴を強化し、それぞれを組み合わせることで、実質的公平を目指していくことが望ましいであろう。現実の税制と望ましい税制との乖離を具体的に示すことが、税制改革を行う上で重要なことではあったが、本稿においては詳しく具体化するにはいたらなかった。しかし、現実の税制と発足当初に想定された税制との乖離は確実に存在する。所得税なら税率ブラケットの時限的軽減措置であり、税額控除等である。消費税ならば、益税の問題であり、国税滞納の現況等である。これらを解消する具体的な案とは何なのであろうか。本稿ではこの存在を明らかにするに留まり、この先の答えについての考察には至らなかった。ただ6章で挙げた納税者番号制がその答えの一つにはなろうか、と考える。この納税者番号制も政策的合意、国民のコンセンサスを得るという意味では前途多難であろう。まずは、国民の納税意識を高めていくことが先決となるのではなろうか。

本稿で財政改革の必要性和、その手段としての税制改革を、ただの税率増による増税あ

りきでは無く、既存の制度の整理等によることで、税制本来の持つ機能を回復することが何よりも先決であることを示せたなら幸いである。

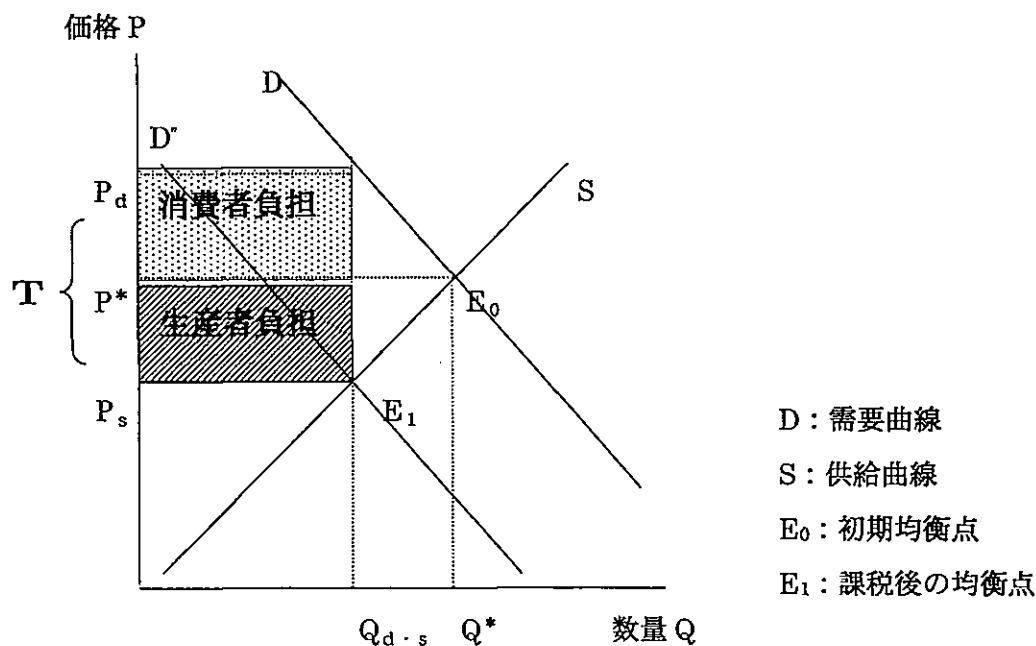
最後に、広島大学大学院社会科学研究科経済学専攻に在籍中、指導教官である二村博司先生には、本稿作成に関して非常に多くの参考文献を提示していただいたと同時に、辛抱強く懇切丁寧に指導していただいた。また、同じ財政学を専門とされる菅壽一先生には、有益な文献を多数提示していただくとともに、多くの適切な助言も頂いた。本稿の完成にあたっては両先生の尽力によるところが大きい。この場を借りて、両先生への謝辞とさせていただきます。

Appendix I

◎課税の転嫁と帰着

免税事業者は消費税を請求できるのであろうか。販売などの際受け取る消費税は、価格の一部であって預かり税金ではないともいえる。消費税を合わせて代金を受け取るのは、消費税相当額である 5%分を価格に転嫁して販売しているに過ぎないこととなるから、免税事業者が消費税相当額である 5%を価格に上乗せして販売することについては、消費税法上問題とはならない。免税事業者であっても仕入の際は、5%相当額の消費税を負担しているわけであるから、その分価格に上乗せしないと利益が圧迫されることになりかねない。免税事業者が消費税相当額 5%相当額を価格に上乗せして販売することと消費税の納税義務が免除されていることとは、まったく別の問題ということになる。

また、増税された部分は消費者と生産者にそれぞれ転嫁される。それを示すのが以下の図である。どの程度の負担となるかは需要曲線及び供給曲線の傾きに依存する。消費税は間接税であり、納税義務者と担税者が異なることが想定されているが、実際にはともに負担していると考えられるのである。



Appendix II

第4章での全要素生産性(TFP)の変化に対する誤差項 ε

t	ε
0	-0.016113249
1	-0.016669755
2	-0.002117629
3	-0.005687334
4	0.016241882
5	-0.016933988
6	0.00284757
7	-0.002464456
8	-0.011873844
9	0.018522603
10	-0.017968805
11	-8.51337E-05
12	-0.004551277
13	0.013460214
14	-0.015693816
15	-0.017415524
16	-0.006310159
17	0.019474511
18	0.010720876
19	0.001273681
20	-0.019632692
21	0.018880998
22	-0.018173984
23	-0.00925344
24	-0.006486041
25	0.012136294
26	-0.017907214
27	0.004802718
28	-0.000964413
29	4.73364E-05
30	0.01643751
31	-0.015668296
32	-0.006783649
33	0.009329092
34	0.012561338
35	-0.003547716
36	-0.010572593
37	-0.001889629
38	-0.006497785
39	0.016798752
40	0.012086574
41	0.013791187
42	-0.005204349
43	-0.000359891
44	0.017057211
45	-0.009581826
46	0.008430935
47	-0.008238067
48	0.0054911
49	-0.000357268
50	0.002815923
51	0.006726726

1 基本ケース

	A0	B0	C0	D0	E0	F0	G0	H0	I0	J0	K0	L0	M0	N0	O0	P0	Q0	R0	S0	T0	U0	V0	W0	X0	Y0	Z0	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT	BV	BW	BX	BY	BZ	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU	CV	CW	CX	CY	CZ	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT	DU	DV	DW	DX	DY	DZ	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	EK	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET	EU	EV	EW	EX	EY	EZ	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT	FU	FV	FW	FX	FY	FZ	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT	GU	GV	GW	GX	GY	GZ	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT	HU	HV	HW	HX	HY	HZ	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT	IU	IV	IW	IX	IY	IZ	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	IJ	JK	KL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT	LU	LV	LW	LX	LY	LZ	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	IJ	MK	ML	MM	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT	MU	MV	MW	MX	MY	MZ	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	IJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT	NU	NV	NW	NX	NY	NZ	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT	OU	OV	OW	OX	OY	OZ	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	IJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT	PU	PV	PW	PX	PY	PZ	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT	QU	QV	QW	QX	QY	QZ	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	IJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT	RU	RV	RW	RX	RY	RZ	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	IJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST	SU	SV	SW	SX	SY	SZ	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	IJ	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT	TU	TV	TW	TX	TY	TZ	UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG	UH	UI	IJ	UJ	UK	UL	UM	UN	UO	UP	UQ	UR	US	UT	UU	UV	UW	UX	UY	UZ	VA	VB	VC	VD	VE	VF	VG	VH	VI	IJ	VJ	VK	VL	VM	VN	VO	VP	VQ	VR	VS	VT	VU	VV	VW	VX	VY	VZ	WA	WB	WC	WD	WE	WF	WG	WH	WI	IJ	WJ	WK	WL	WM	WN	WO	WP	WQ	WR	WS	WT	WU	WV	WW	WX	WY	WZ	XA	XB	XC	XD	XE	XF	YG	YH	YI	IJ	YJ	YK	YL	YM	YN	YO	YP	YQ	YR	YS	YT	YU	YV	YW	YX	YY	YZ	ZA	ZB	ZC	ZD	ZE	ZF	ZG	ZH	ZI	IJ	ZJ	ZK	ZL	ZM	ZN	ZO	ZP	ZQ	ZR	ZS	ZT	ZU	ZV	ZW	ZX	ZY	ZZ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

2. 所得税増税ケース

[illegible]

3.消費税増税ケース

[illegible]

4. 財政縮小ケース

[illegible]

5. 所得税増税、消費税増税＋財政縮小ケース

	40	40	40	50	Y0	F0	T0	B0	G0	C0	40	T0/Y0	G0/Y0	(G0+B0)/Y0	(G0+B0)/Y0	Y5/Y0	(Y0)×K _h
0	1	670	300	65	126	552	4418938	58	450	82	385	0.65070282	0.10561321	0.81491512	514	-24	3.4405
1	0.984015815	669	322	92	132	572	3.6690624	60	463	82	397	0.6460055	0.105576389	0.861350588	528	-22	4.1765
2	0.981830076	567	448	101	137	595	3.1402075	63	533	82	412	0.618088989	0.10569104	0.86686654	550	-19	5.9124
3	1.000628205	666	529	113	145	631	2.8552823	66	570	82	435	0.719615972	0.10563537	0.903198749	581	-16	4.7125
4	1.010524634	665	619	124	152	660	2.5595014	69	601	82	455	0.75924292	0.10569326	0.910940772	606	-13	0.6825
5	1.042921317	663	715	136	161	704	2.2631804	74	629	82	484	0.807146462	0.104668342	0.880350271	645	-8	1.7885
6	1.028255565	662	822	143	164	717	2.0808334	75	632	82	492	0.823224308	0.104651381	0.909827963	656	-7	4.7834
7	1.04791666	561	922	155	171	751	1.9400014	79	673	82	514	0.864105599	0.104737044	0.924548435	666	-3	3.5105
8	1.056580065	659	1044	164	177	778	1.7887833	81	680	82	532	0.866541033	0.104670068	0.866891011	708	-1	2.3895
9	1.056010912	658	1162	171	181	795	1.6452604	82	702	82	544	0.91829193	0.10459558	0.86154329	726	-1	5.9175
10	1.094145719	657	1282	187	182	844	1.5786894	88	712	82	575	0.918278824	0.104528737	0.844486538	767	6	0.5925
11	1.097402082	655	1412	189	183	849	1.4277793	89	717	82	578	0.924029498	0.10454402	0.843445619	770	7	3.5075
12	1.094765922	654	1508	199	189	879	1.3717754	92	721	82	588	1.02165648	0.104419468	0.800221228	797	10	2.6435
13	1.10493257	653	1672	207	204	902	1.2872274	94	721	82	613	1.050671383	0.104366422	0.799201357	818	12	1.683
14	1.13331749	651	1903	221	213	943	1.2547874	98	718	82	640	1.089827926	0.104314818	0.78205441	856	17	1.8183
15	1.11966501	650	1844	223	214	947	1.1697653	99	711	82	642	1.12951404	0.10423245	0.782490041	867	18	2.9835
16	1.117742069	649	2101	227	217	959	1.1063174	100	708	82	650	1.12951404	0.10423245	0.782490041	867	18	2.9835
17	1.138393962	648	2216	237	223	988	1.0686534	103	682	82	669	1.13832817	0.104197995	0.770264973	892	21	5.2283
18	1.17824338	648	2335	254	225	1039	1.0582274	108	676	92	704	1.2238407	0.104167194	0.618293054	933	29	1.4295
19	1.194697229	645	2505	283	241	1087	1.0224074	111	660	82	722	1.25366808	0.104167194	0.618293054	933	29	1.4295
20	1.186507673	644	2658	288	244	1087	0.9174684	113	637	82	732	1.27182383	0.104093418	0.588907925	976	31	-0.9175
21	1.18156298	642	2709	288	243	1079	0.8219635	112	613	82	729	1.27648172	0.10407005	0.588123345	972	30	4.8835
22	1.223808084	641	2853	285	255	1132	0.9193204	118	588	82	765	1.34166567	0.10404271	0.518836197	1019	36	-0.1784
23	1.204742255	640	3106	284	254	1126	0.8680834	119	568	82	773	1.33361187	0.10393861	0.46055681	1031	37	2.6013
24	1.213789848	639	3285	290	258	1146	0.8448283	119	568	82	773	1.33361187	0.10393861	0.46055681	1031	37	2.6013
25	1.22192654	637	3402	296	263	1169	0.8250924	122	495	82	769	1.38451637	0.10397128	0.42365195	1082	40	3.8925
26	1.25350343	636	3550	313	273	1214	0.8206838	126	460	82	819	1.45638024	0.103849425	0.37944365	1082	44	-0.8334
27	1.248233018	635	3707	312	272	1210	0.7835034	126	419	82	816	1.43821456	0.10382164	0.34629426	1089	44	3.1155
28	1.276915978	633	3656	325	282	1248	0.7768971	130	378	82	841	1.43707338	0.10380696	0.30384382	1121	48	1.7485
29	1.288986873	632	4011	332	285	1270	0.7597413	132	334	82	835	1.506759711	0.10385961	0.267584154	1140	50	1.8183
30	1.362471612	631	4166	340	290	1293	0.7446753	134	291	82	870	1.55713231	0.103867006	0.221531137	1161	52	3.4124
31	1.33707238	630	4223	355	290	1337	0.7421553	138	286	82	900	1.61347762	0.103847806	0.17681497	1200	57	-0.7825
32	1.316626985	628	4487	352	297	1291	0.7032814	138	181	82	892	1.60665659	0.103828473	0.15070449	1190	56	1.4165
33	1.320540845	627	4641	358	302	1345	0.6851834	140	127	82	905	1.62867157	0.103810235	0.124389425	1206	58	3.1463
34	1.359687012	626	4755	372	311	1387	0.6844113	144	70	82	953	1.68951007	0.103793459	0.08650939	1244	62	2.8005
35	1.389728127	625	4956	385	319	1423	0.6883174	146	9	82	957	1.731768231	0.103775853	0.009080083	1276	66	0.3953
36	1.388756471	623	5122	387	330	1428	0.6666134	148	-57	82	960	1.73210828	0.103753497	-0.026986255	1280	66	0.3132
37	1.378828962	622	5283	389	327	1433	0.6512634	148	-124	82	963	1.73164566	0.103741782	-0.06627161	1284	67	1.8408
38	1.39603584	621	5338	392	327	1460	0.6442673	151	-131	82	980	1.73655786	0.103723826	-0.12040749	1307	69	1.1603
39	1.42638786	620	5396	400	331	1477	0.6334174	153	-462	82	992	1.81131247	0.103716078	-0.177395517	1322	71	3.7094
40	1.450151794	618	5732	422	349	1532	0.6396534	159	-235	82	1028	1.889265758	0.103693549	-0.21850061	1397	77	1.9784
41	1.470891046	617	5797	432	356	1587	0.6331864	162	-414	82	1048	1.889265758	0.103693549	-0.21850061	1397	77	1.9784
42	1.49410057	616	6081	442	356	1587	0.6269123	165	-416	82	1067	1.963153263	0.103682921	-0.311854167	1423	83	-0.2754
43	1.478930651	615	6264	441	355	1587	0.6079034	164	-532	82	1061	1.961616159	0.10364732	-0.366847018	1419	82	1.1465
44	1.488293334	614	6429	447	355	1605	0.5991423	164	-608	82	1076	1.988138561	0.103632376	-0.414335631	1435	84	3.6034
45	1.52717492	612	6592	463	370	1654	0.6216143	171	-757	82	1109	2.05308277	0.103617977	-0.457413618	1478	89	-0.5903
46	1.511891512	611	6765	461	367	1645	0.6265643	170	-851	82	1128	2.034535739	0.10362793	-0.51060866	1470	88	2.3332
47	1.54051008	610	6927	474	376	1683	0.6231383	174	-944	82	1128	2.034535739	0.10362793	-0.51060866	1503	92	0.1085
48	1.53562243	609	7096	475	376	1685	0.6280934	175	-1042	82	1128	2.104931766	0.103674135	-0.616211095	1505	93	2.1785
49	1.56308143	607	7257	487	384	1722	0.6284104	178	-1140	82	1153	2.154451922	0.10368047	-0.658218508	1537	96	1.1134
50	1.57427	606	7424	494	388	1741	0.6277934	180	-1243	82	1165	2.19200402	0.10364017	-0.719976136	1554	98	1.5485
	1.592503723	605	7591	-354	384	1736	0.5589834	183	-1346	82	1183	2.22101024	0.103632729	-0.768253533	1577	101	4.4444

Appendix III

1. 所得税体系における安定条件の導出

F_M の導出

$$Y = C[Y + B - T(Y + B), M + B/r + K] + I(r) + G$$

$$M = L(r, Y, M + B/r + K)$$

$$\{1 - C_Y(1 - T')\}dY - \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}dr = C_W dM$$

$$L_Y dY + \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\}dr = (1 - L_W)dM$$

$$\begin{vmatrix} S & -\left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\} \\ L_Y & \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} \end{vmatrix} \begin{vmatrix} dY \\ dr \end{vmatrix} = \begin{vmatrix} C_W \\ (1 - L_W) \end{vmatrix} dM$$

$$dY = \frac{1}{S\left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} + L_Y\left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}} \begin{vmatrix} C_W & -\left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\} \\ (1 - L_W) & \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} \end{vmatrix} dM$$

$$\frac{dY}{dM} = \frac{1}{S\left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} + L_Y\left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}} \cdot \left[C_W \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} + (1 - L_W) \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\} \right]$$

分母・分子を $\left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\}$ で割る

$$= \frac{C_W + (1 - L_W)\sigma}{S + L_Y\sigma}$$

$$\therefore \frac{dY}{dM} = \frac{1}{S + L_Y \sigma} \cdot \{C_W + (1 - L_W) \sigma\} = \mu \alpha$$

H_M の導出

$$dr = \frac{1}{S \left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\} + L_Y \left\{ I' - C_W \frac{B}{r^2} \right\}} \begin{vmatrix} S & C_W \\ L_Y & (1 - L_W) \end{vmatrix} dM$$

$$\frac{dr}{dM} = \frac{1}{S \left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\} + L_Y \left\{ I' - C_W \frac{B}{r^2} \right\}} \cdot \{S - SL_W - C_W L_Y\}$$

分母・分子を $\left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\}$ で割る

$$\begin{aligned} &= \frac{1}{S + L_Y \sigma} \cdot \frac{S - h}{L_r - L_w \frac{B}{r^2}} \\ &= \frac{1}{S + L_Y \sigma} \cdot \frac{L_r}{L_r \cdot \left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\}} \cdot (S - h) \end{aligned}$$

$$\therefore H_M = \mu \frac{\lambda}{L_r} (S - h)$$

F_B の導出

$$Y = C[Y + B - T(Y + B), M + B/r + K] + I(r) + G$$

$$M = L(r, Y, M + B/r + K)$$

$$\{1 - C_Y(1 - T')\}dY - \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}dr = \left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_W}{r}\right\}dB$$

$$L_Y dY + \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\}dr = -\frac{L_W}{r}dB$$

$$\left| \begin{array}{c} S - \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\} \\ L_Y - \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} \end{array} \right| \left| \frac{dY}{dr} \right| = \left| \begin{array}{c} \left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_W}{r}\right\} \\ -\frac{L_W}{r} \end{array} \right| dB$$

$$dY = \frac{1}{S \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} + L_Y \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}} \left| \begin{array}{cc} \left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_W}{r}\right\} & - \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\} \\ -\frac{L_W}{r} & \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} \end{array} \right| dB$$

$$\frac{dY}{dB} = \frac{\left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_W}{r}\right\} \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} - \left\{\frac{L_W}{r}\right\} \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}}{S \left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\} + L_Y \left\{I' - C_W \frac{B}{r^2}\right\}}$$

分母・分子を $\left\{L_r - L_W \frac{B}{r^2}\right\}$ で割る

$$= \frac{1}{S + L_Y \sigma} \left\{ (1 - T')C_Y + \frac{C_W}{r} - \frac{L_W}{r} \sigma \right\}$$

$$\therefore \frac{dY}{dB} = \mu \cdot \left\{ \frac{\beta}{r} + (1 - S) \right\} = F_B$$

H_B の導出

$$dr = \frac{1}{S \left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\} + L_Y \left\{ I' - C_w \frac{B}{r^2} \right\}} \left| \begin{array}{cc} S \left\{ (1-T')C_Y + \frac{C_w}{r} \right\} & \\ L_Y & -\frac{L_w}{r} \end{array} \right| dB$$

$$\frac{dr}{dB} = \frac{1}{S \left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\} + L_Y \left\{ I' - C_w \frac{B}{r^2} \right\}} \cdot \left[-S \frac{L_w}{r} - \left\{ L_Y \left\{ (1-T')C_Y + \frac{C_w}{r} \right\} \right\} \right]$$

分母・分子を $\left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\}$ で割る

$$= -\frac{1}{S + L_Y \sigma} \cdot \left\{ \frac{SL_w}{r} + (1-S)L_Y + \frac{C_w}{r} L_Y \right\} \cdot \frac{1}{\left\{ L_r - L_w \frac{B}{r^2} \right\}}$$

$$\therefore \frac{dr}{dB} = -\mu \frac{\lambda}{L_r} \left[\frac{h}{r} + (1-S)L_Y \right] = H_B$$

2. 所得税体系における長期乗数の導出

$$Y = C[Y + B - T(Y + B), M + B/r + K] + I(r) + G$$

$$M = L(r, Y, M + B/r + K)$$

$$0 = G + B - T(Y + B)$$

公債調達の場合の長期乗数を考えるため、以上の3式において、 $M = 0$ と置いて、微分する。

$$dY = C_Y dY + C_Y dB - C_Y T' dY - C_Y T' dB + \frac{C_w}{r} dB - C_w \frac{B}{r^2} dr + I' dr + dG$$

$$0 = L_r dr + L_Y dY + \frac{L_w}{r} dB - L_w \frac{B}{r^2} dr$$

$$0 = dG + dB - T' dY - T' dB$$

$$\{1 - C_Y(1 - T')\}dY - \left\{I' - C_w \frac{B}{r^2}\right\}dr - \left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_w}{r}\right\}dB = dG$$

$$L_Y dY + \left\{L_r - L_w \frac{B}{r^2}\right\}dr + \frac{L_w}{r}dB = 0$$

$$T'dY - (1 - T')dB = dG$$

$$\begin{vmatrix} S & -\left\{I' - C_w \frac{B}{r^2}\right\} & -\left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_w}{r}\right\} \\ L_Y & \left\{L_r - L_w \frac{B}{r^2}\right\} & \frac{L_w}{r} \\ T' & 0 & -(1 - T') \end{vmatrix} \begin{vmatrix} dY \\ dr \\ dB \end{vmatrix} = \begin{vmatrix} 1 \\ 0 \\ 1 \end{vmatrix} dG$$

以上より、長期乗数 dY/dG は以下ようになる。

$$\begin{aligned} \frac{dY}{dG} &= \frac{1}{\Delta} \begin{vmatrix} 1 & -\left\{I' - C_w \frac{B}{r^2}\right\} & -\left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_w}{r}\right\} \\ 0 & \left\{L_r - L_w \frac{B}{r^2}\right\} & \frac{L_w}{r} \\ 1 & 0 & -(1 - T') \end{vmatrix} \\ &= \frac{1}{\Delta} \left[-(1 - T') \left\{L_r - L_w \frac{B}{r^2}\right\} - \frac{L_w}{r} \left\{I' - C_w \frac{B}{r^2}\right\} + \left\{(1 - T')C_Y + \frac{C_w}{r}\right\} \left\{L_r - L_w \frac{B}{r^2}\right\} \right] \end{aligned}$$

分母・分子を $\left\{L_r - L_w \frac{B}{r^2}\right\}$ で割り、整理すると

$$= \frac{1}{\Delta} \left[-(1 - T') + \frac{\beta}{r} + (1 - S) \right]$$

ただし、

$$\Delta = -(1 - T')(S + L_Y \sigma) + T' \left(\frac{\beta}{r} + (1 - S) \right)$$

したがって、

$$\frac{dY}{dG} = \frac{\frac{\beta}{r} + (1-S) - (1-T')}{T' \left(\frac{\beta}{r} + (1-S) \right) - (1-T')(S + L_Y \sigma)}$$

$$= \frac{\frac{F_B}{\mu} - (1-T')}{T' \frac{F_B}{\mu} - (1-T') \frac{1}{\mu}}$$

$$= \frac{\frac{F_B}{T'} \frac{1}{\mu} - \frac{(1-T')}{T'}}{\frac{F_B}{\mu} - \frac{(1-T')}{T'} \frac{1}{\mu}} = \frac{\frac{F_B}{T'} - \frac{(1-T')}{T'} \mu}{F_B - \frac{(1-T')}{T'}}$$

$$\frac{dY}{dG} = \frac{1}{T'} \frac{F_B - \frac{(1-T')}{T'} \mu T'}{F_B - \frac{(1-T')}{T'}}$$

AppendixⅣ

1. 所得税額計算シミュレーション

所得税のシニ係数(課税後)現行										
モデルケース 夫婦2人大学生の子1人(専業主婦、パート無し) 平成14年度データ										
年間収入十分位階級										
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
	2,920,000	3,660,000	4,350,000	5,070,000	5,850,000	6,750,000	7,840,000	9,200,000	11,670,000	~
平均給与収入	2,250,000	3,300,000	4,010,000	4,710,000	5,450,000	6,300,000	7,270,000	8,500,000	10,260,000	15,820,000
給与所得控除	855,000	1,170,000	1,882,000	2,022,000	2,170,000	2,340,000	3,187,000	3,310,000	4,133,000	4,411,000
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
配偶者特別控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
特定扶養控除	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000
基礎控除	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000	2,150,000
社会保険料控除 額 概算×10%	225,000	330,000	401,000	471,000	545,000	630,000	727,000	850,000	1,026,000	1,582,000
控除計	3,230,000	3,650,000	4,433,000	4,643,000	4,865,000	5,120,000	6,064,000	6,310,000	7,309,000	8,143,000
課税所得	0	0	0	67,000	585,000	1,180,000	1,206,000	2,190,000	2,951,000	7,677,000
算出税額	0	0	0	6,700	58,500	118,000	120,600	219,000	260,200	1,205,400
定率減税(最高25万)	0	0	0	1,340	11,700	23,600	24,120	43,800	52,040	241,080
納付所得税額	0	0	0	5,360	46,800	94,400	96,480	175,200	208,160	964,320
可処分所得	2,250,000	3,300,000	4,010,000	4,704,640	5,403,200	6,205,600	7,173,520	8,324,800	10,051,840	14,855,680
租税負担率	0	0	0	0.001138	0.008587	0.014984	0.013271	0.020612	0.0202885	0.0609558

所得税のシニ係数(課税後)H16~										
モデルケース 夫婦2人大学生の子1人(専業主婦、パート無し) 平成14年度データ										
年間収入十分位階級										
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
	2,920,000	3,660,000	4,350,000	5,070,000	5,850,000	6,750,000	7,840,000	9,200,000	11,670,000	~
平均給与収入	2,250,000	3,300,000	4,010,000	4,710,000	5,450,000	6,300,000	7,270,000	8,500,000	10,260,000	15,820,000
給与所得控除	855,000	1,170,000	1,882,000	2,022,000	2,170,000	2,340,000	3,187,000	3,310,000	4,133,000	4,411,000
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
配偶者特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
特定扶養控除	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000
基礎控除	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000	1,770,000
社会保険料控除 額 概算×10%	225,000	330,000	401,000	471,000	545,000	630,000	727,000	850,000	1,026,000	1,582,000
控除計	2,850,000	3,270,000	4,053,000	4,263,000	4,485,000	4,740,000	5,684,000	5,930,000	6,929,000	7,763,000
課税所得	0	30,000	0	447,000	965,000	1,560,000	1,586,000	2,570,000	3,331,000	8,057,000
算出税額	0	3,000	0	44,700	96,500	156,000	158,600	257,000	336,200	1,281,400
定率減税(最高25万)	0	600	0	8,940	19,300	31,200	31,720	51,400	67,240	250,000
納付所得税額	0	2,400	0	35,760	77,200	124,800	126,880	205,600	268,960	1,031,400
可処分所得	2,250,000	3,297,600	4,010,000	4,674,240	5,372,800	6,175,200	7,143,120	8,294,400	9,991,040	14,788,600
租税負担率	0	0.000727	0	0.007592	0.014165	0.01981	0.017453	0.024188	0.0262144	0.065196

所得税のシニ係数(課税後)改革案 モデルケース 夫婦2人 大学生の子1人(専業主婦、パート無し) 平成14年度データ										
年間収入十分位階級										
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		2,320,000	3,660,000	4,350,000	5,070,000	5,850,000	6,750,000	7,840,000	9,200,000	11,570,000
	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
	2,320,000	3,660,000	4,350,000	5,070,000	5,850,000	6,750,000	7,840,000	9,200,000	11,570,000	
平均給与収入	2,250,000	3,300,000	4,010,000	4,710,000	5,450,000	6,300,000	7,270,000	8,500,000	10,260,000	15,820,000
給与所得控除	855,000	1,170,000	1,882,000	2,022,000	2,170,000	2,340,000	3,187,000	3,310,000	4,133,000	4,411,000
基礎控除	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
配偶者控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
特定扶養控除	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000
基礎控除	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000
社会保険料控除額 概算×5%	112,500	165,000	200,500	235,500	272,500	315,000	363,500	425,000	513,000	791,000
控除計	2,177,500	2,545,000	3,292,500	3,467,500	3,652,500	3,865,000	4,760,500	4,945,000	5,856,000	6,412,000
課税所得	72,500	755,000	717,500	1,242,500	1,797,500	2,435,000	2,509,500	3,555,000	4,404,000	9,408,000
算出税額	7,250	75,500	71,750	124,250	179,750	243,500	250,950	381,000	550,800	2,252,400
定率減税(最高25万)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納付所得税額	7,250	75,500	71,750	124,250	179,750	243,500	250,950	381,000	550,800	2,252,400
可処分所得	2,242,750	3,224,500	3,938,250	4,585,750	5,270,250	6,056,500	7,019,050	8,119,000	9,709,200	13,567,600
租税負担率	0.003222	0.022879	0.017893	0.02638	0.032982	0.038651	0.034519	0.044824	0.0536842	0.1423767
基礎控除→20万円に										
配偶者控除の廃止										
社会保険料控除を概算5%に										
定率減税の廃止										

2.消費税額シミュレーション

年間収入十分位階級										
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		2,320,000	3,660,000	4,350,000	5,070,000	5,850,000	6,750,000	7,840,000	9,200,000	11,570,000
	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
	2,320,000	3,660,000	4,350,000	5,070,000	5,850,000	6,750,000	7,840,000	9,200,000	11,570,000	
消費税率	2,130,972	2,653,356	2,894,592	3,062,004	3,413,688	3,561,548	3,839,712	4,295,372	4,892,820	5,990,328
5%	106,549	132,668	144,730	153,100	170,684	178,082	191,986	214,819	244,641	299,516
8%	170,478	212,268	231,567	244,960	273,095	284,932	307,177	343,710	391,426	479,226
10%	213,097	265,336	289,459	306,200	341,369	356,165	383,971	429,637	489,282	599,033
15%	319,646	398,003	434,189	459,301	512,053	534,247	575,957	644,456	733,923	898,549
20%	426,194	530,671	578,918	612,401	692,738	712,330	767,842	859,274	978,564	1,198,066
平均所得	2,250,000	3,300,000	4,010,000	4,710,000	5,450,000	6,300,000	7,270,000	8,500,000	10,260,000	15,820,000
可処分所得										
5%	2,143,451	3,167,332	3,865,270	4,556,900	5,279,316	6,121,918	7,078,014	8,285,181	10,015,359	15,520,484
8%	2,079,522	3,087,732	3,778,433	4,465,040	5,176,905	6,015,068	6,962,823	8,156,290	9,868,574	15,340,774
10%	2,036,903	3,034,664	3,720,541	4,403,800	5,108,631	5,943,835	6,886,029	8,070,363	9,770,718	15,220,967
15%	1,930,354	2,901,997	3,575,811	4,250,699	4,937,947	5,765,753	6,694,043	7,855,544	9,526,077	14,921,451
20%	1,823,806	2,769,329	3,431,082	4,097,599	4,767,262	5,587,670	6,502,058	7,640,726	9,281,436	14,621,934
租税負担率										
5%	4.735%	4.020%	3.609%	3.251%	3.132%	2.827%	2.641%	2.527%	2.384%	1.893%
8%	7.577%	6.432%	5.775%	5.201%	5.011%	4.523%	4.225%	4.044%	3.815%	3.029%
10%	9.471%	8.040%	7.218%	6.501%	6.264%	5.653%	5.282%	5.055%	4.769%	3.787%
15%	14.206%	12.061%	10.828%	9.752%	9.395%	8.480%	7.922%	7.582%	7.153%	5.680%
20%	18.942%	16.081%	14.437%	13.002%	12.527%	11.307%	10.563%	10.109%	9.538%	7.573%

参考文献一覧

- [1] Atkinson, B.A, "Optimum Taxation and the Direct versus Indirect Tax Controversy", *Canadian Journal of Economics* (November 1977)
- [2] Blinder, S.A and R.M. Solow (1973), "Does Fiscal Policy is the Matter" *Journal of Public Economics* 2
- [3] Blinder, S.A and R.M. Solow (1974), *The Economics of Public Finance*, The BROOKING INSTITUTION
- [4] B.J. Heijdra (2002), *The Foundations of Modern Macroeconomics*, OXFORD
- [5] Musgrave, R.A and Peggy Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill 1984 4th
- [6] Pechman, Joseph A. *Federal Tax Policy*, Brookings Institution 1987 5th ed.
- [7] Stiglitz, Joseph E. *Economics of the Public Sector*, W.W. Norton 2000 3rd ed.

- [8] 石弘光 (1990) 『税制のリストラクチャリング』 東洋経済新報社
- [9] 井堀利宏・栗沢尚志/訳 (J.K. シム/J.G. シーゲル) (1997) 『経済学用語辞典』 新世社
- [10] 井堀利宏 (2000) 『財政赤字の正しい考え方』 東洋経済新報社
- [11] 井堀利宏 (2002) 「社会保障と税制」
『フィナンシャル・レビュー』 October 財務省財務総合政策研究所
- [12] 大蔵省 (1994) 『日本の財政』
- [13] 小塩隆士 (2001) 『社会保障の経済学(第2版)』 日本評論社
- [14] 貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明 (1990) 『税制改革の潮流』 有斐閣
- [15] 貝塚啓明 (2002) 「税制改革をめぐる争点」
『フィナンシャル・レビュー』 October 財務省財務総合政策研究所
- [16] 加藤治彦/編 (2002) 『図説 日本の財政』 東洋経済新報社
- [17] 加藤寛/監修 (1997) 『これからの税制を考える - 経済社会の構造変化に臨んで - 』
財団法人 大蔵財務協会
- [18] 金子宏/編著 (1995) 『所得税の理論と課題』
金子宏・木下和夫/監修 - 21世紀を支える税制の論理 - 税務経理協会

- [19] 金子宏 (2001)『租税法』弘文堂
- [20] 菅壽一 (1993)『マクロ財政政策理論の研究－財政赤字動学の分析－』
広島大学経済研究双書 10
- [21] 菅壽一 (1996)「ケインズ政策と財政赤字 自然治癒仮説・再考」『広島経済大学経済
研究論集 第19巻 第1号』
- [22] 菅壽一 (1998)「財政政策のクレディビリティと持続可能性について」『広島大学経
済論叢 第22巻 第1号』pp.125－151
- [23] 菅壽一 (2003)「財政赤字と財政再建－政府予算制約の含意を中心に－」『広島大学経
済論叢 第27巻 第1号』pp.27－55
- [24] 菊池裕子、小野塚久枝(2000)『租税論』税務経理協会
- [25] 北野弘久(1978)『税法の基本原則』学陽書房
- [26] 小口登良(1998)「基礎年金の財源と受給および負担の世代間格差」
八田達夫・八代尚宏/編(1998)『社会保険改革 年金、介護・医療・雇用保険の再設計』
日本経済新聞社
- [27] 小西砂千夫(1997)『日本の税制改革 - 最適課税論によるアプローチ』有斐閣
- [28] 小林晃(1998)『現代租税理論の再検討』税務経理協会
- [29] 島澤諭 (2003)「デフレ化での財政再建は成功しない」
『Economy Society Policy』(社)経済企画協会
- [30] 清永敬次(1998)『税法(第5版)』ミネルヴァ書房
- [31] 岡子善信 (1998)『税法概論』財団法人 大蔵財務協会
- [32] 高橋利雄(1994)『日米の税制改革を租税論の展開』勁草書房
- [33] 武田昌輔/編著 (1995)『企業課税の理論と課題』
金子宏・木下和夫/監修 - 21世紀を支える税制の論理 - 税務経理協会
- [34] 橘木俊詔 (1998)『日本の経済格差』岩波新書
- [35] 永井憲一/他(2003)『新六法』三省堂
- [36] 西村久・水谷守男/編(1993)『入門現代財政』晃洋書房
- [37] 日本税理士連合会/編(2003)『税務経理ハンドブック』中央経済社
- [38] 日本税理士会連合会・中央経済社/編(2003)『消費税法規通達集』中央経済社
- [39] 日本税理士会連合会・中央経済社/編(2003)『所得税法規集』中央経済社

[40] 日本総合研究所調査部経済・社会政策研究センター/編『税制・社会保障の基本構想』

日本評論社

[41] 橋本恭之（1998）『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部

[42] 橋本恭之（2001）『税制改革シミュレーション』税務経理協会

[43] 八田達夫（1994）『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社

[44] 本間正明(1991)『日本財政の経済分析』創文社

[45] 水野正一著（1995）『資産課税の理論と課題』

金子宏・木下和夫監修 - 21 世紀を支える税制の論理 - 税務経理協会

[46] 宮島洋(1986)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社

[47] 宮島洋/編著（2000）『消費課税の理論と課題[改訂版]』

金子宏・木下和夫/監修 - 21 世紀を支える税制の論理 - 税務経理協会

[48] 森信茂樹（1998）『日本の消費税』財団法人 納税協会連合会

[49] 森信茂樹（2002）『わが国の所得課税ベースの研究』社団法人 日本租税研究協会

[50] 吉田和男・霧島和孝（1997）「供給側モデルによる財政・経済シミュレーション 財政
改革、インフレ・デフレのシミュレーション」

『フィナンシャル・レビュー』November 大蔵省財政金融研究所

[51] 吉田和男(1998)『財政改革が日本を救う 高負担社会からの脱却』日本新聞社

[52] 吉田道雄(1996)『トピックス財政学 わが国財政の長期的課題と理論』中央経済社

[53] 山田雅俊・中井英雄・岩根徹・林宏昭(1992)『財政学』有斐閣